

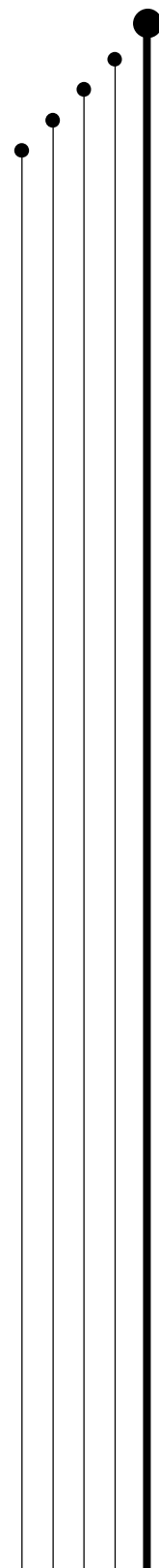


浅口市地域防災計画

令和7年3月

浅口市防災会議

目次



第1編 総 則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
第3節 浅口市の概況.....	11
第4節 地震被害想定.....	13
第2編 風水害等対策編.....	29
第1章 災害予防計画.....	29
第1節 防災業務施設・設備等の整備計画.....	31
第2節 防災業務体制の整備計画.....	33
第3節 情報収集・連絡体制計画.....	38
第4節 自然災害予防対策計画.....	41
第5節 都市防災対策計画.....	46
第6節 文教対策計画.....	47
第7節 事故災害予防対策計画.....	49
第8節 危険物等保安対策計画.....	53
第9節 防災訓練計画.....	54
第10節 複合災害対策計画.....	56
第11節 要配慮者等の安全確保計画.....	57
第12節 防災意識の普及計画.....	62
第13節 自主防災組織の確立計画.....	68
第14節 企業防災の促進計画.....	70
第15節 防災対策の整備推進計画.....	72
第2章 災害応急対策計画.....	73
第1節 応急活動体制計画.....	75
第2節 予報及び警報等の伝達計画.....	82
第3節 被害情報の収集・伝達計画.....	91
第4節 通信連絡計画.....	105
第5節 災害救助法の適用計画.....	107
第6節 広域応援要請計画.....	110
第7節 自衛隊災害派遣要請計画.....	113
第8節 救出計画.....	118
第9節 救急・医療計画.....	120
第10節 避難誘導計画.....	123
第11節 水防計画.....	138
第12節 交通及び輸送対策.....	140
第13節 ボランティアの受入れ・活用計画.....	143
第14節 要配慮者支援計画.....	145

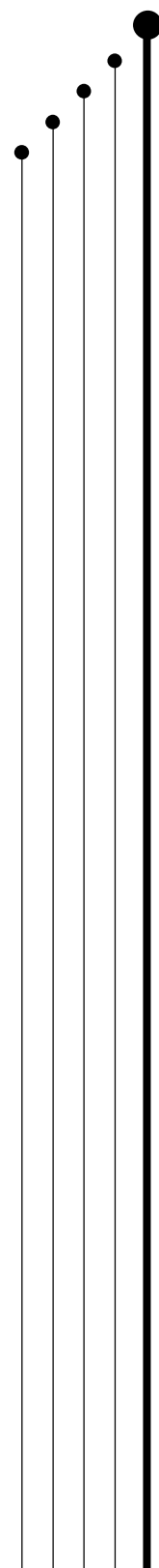
第 15 節	災害広報計画.....	150
第 16 節	風評・パニック防止対策計画.....	152
第 17 節	食料供給計画.....	153
第 18 節	飲料水供給計画.....	155
第 19 節	生活必需品等給与計画.....	157
第 20 節	遺体の搜索・処理・埋火葬計画.....	159
第 21 節	清掃計画.....	161
第 22 節	防疫・保健衛生計画.....	163
第 23 節	文教対策計画.....	165
第 24 節	ライフライン施設応急対策計画.....	169
第 25 節	住宅応急対策計画.....	171
第 26 節	事故災害応急対策計画.....	174
第 3 章	災害復旧・復興計画.....	181
第 1 節	被災者等の生活再建等の支援計画.....	183
第 2 節	被災中小企業の復興の支援.....	186
第 3 節	公共施設災害復旧事業計画.....	187
第 4 節	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画.....	188
第 5 節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画.....	190
第 3 編	地震・津波災害対策編.....	193
第 1 章	災害予防計画.....	193
第 1 節	地域防災活動施設等整備計画.....	195
第 2 節	防災業務体制の整備計画.....	195
第 3 節	食料、飲料水、生活必需品の確保計画.....	196
第 4 節	指定緊急避難場所及び避難路等整備計画.....	198
第 5 節	避難及び避難所の設置・運営計画.....	200
第 6 節	情報収集・連絡体制計画.....	206
第 7 節	災害に強いまちづくりの推進計画.....	207
第 8 節	建物等の不燃化・耐震化計画.....	213
第 9 節	ライフライン施設災害予防計画.....	215
第 10 節	危険物等保安対策計画.....	217
第 11 節	津波災害予防計画.....	218
第 12 節	防災訓練計画.....	221
第 13 節	複合災害対策計画.....	221
第 14 節	要配慮者等の安全確保計画.....	221
第 15 節	防災意識の普及計画.....	221
第 16 節	自主防災組織の確立計画.....	221
第 17 節	ボランティア養成等計画.....	222

第2章 災害応急対策計画.....	223
第1節 応急活動体制計画.....	225
第2節 地震・津波情報の伝達計画.....	227
第3節 被害情報の収集・伝達計画.....	234
第4節 通信連絡計画.....	234
第5節 災害救助法の適用計画.....	234
第6節 広域応援要請計画.....	235
第7節 自衛隊災害派遣要請計画.....	235
第8節 救出計画.....	235
第9節 救急・医療計画.....	235
第10節 避難誘導計画.....	236
第11節 消火活動計画.....	237
第12節 危険物施設等応急対策計画.....	239
第13節 交通及び輸送対策.....	239
第14節 ボランティアの受入れ・活用計画.....	240
第15節 要配慮者支援計画.....	240
第16節 災害広報計画.....	240
第17節 風評・パニック防止対策計画.....	240
第18節 食料供給計画.....	240
第19節 飲料水供給計画.....	240
第20節 生活必需品等給与計画.....	241
第21節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画.....	241
第22節 清掃計画.....	241
第23節 瓦礫等廃棄物処理計画.....	242
第24節 防疫・保健衛生計画.....	243
第25節 文教対策計画.....	243
第26節 ライフライン施設応急対策計画.....	243
第27節 住宅応急対策計画.....	243
第28節 公共施設等応急対策計画.....	244
第3章 災害復旧・復興計画.....	247
第1節 被災者等の生活再建等の支援計画.....	249
第2節 公共施設災害復旧事業計画.....	249
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画.....	249
第4節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画.....	249
第5節 市復興本部の設置及び市復興計画.....	250
第6節 激甚災害の指定に関する計画.....	251
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	253

第1節	総則.....	255
第2節	災害対策本部等の設置等.....	256
第3節	地震発生時の応急対策等.....	257
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	259
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	263
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	268
第7節	防災訓練計画.....	268
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	269

第1編 総

則



第 1 節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、浅口市防災会議が市の地域に係る関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

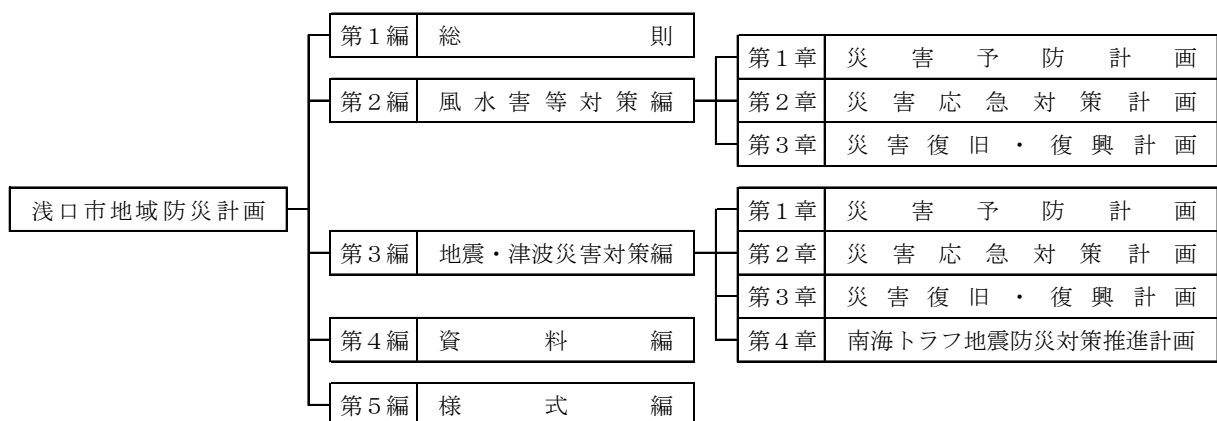
2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果等において必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

3 計画の構成

本計画は、災害に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害等対策編、第3編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに、地震・津波災害対策編に南海トラフ地震防災対策推進計画を第4章として掲載した。また、第4編を資料編、第5編を様式編として本計画に必要な関係資料及び様式を掲げた。



4 計画の修正

(1) 市地域防災計画

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものはその都度）までに計画修正案を防災会議に提出する。

(2) 地区防災計画

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

6 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

7 用語

この計画において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

市 本 部	浅口市災害対策本部をいう。
県 本 部	岡山県災害対策本部をいう。
消 防 本 部	笠岡地区消防組合消防本部（鴨方地域、寄島地域）及び倉敷市消防局（金光地域）をいう。
県 警 察	岡山県警察をいう。
市 本 部 長	浅口市災害対策本部長をいう。
県 本 部 長	岡山県災害対策本部長をいう。
県 防 災 計 画	岡山県地域防災計画をいう。
市 防 災 計 画	浅口市地域防災計画をいう。
防 災 関 係 機 関	県、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
要 配 慮 者	高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

第2節 各機関の実施責任と処理すべき 事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 避難情報の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。

- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急処置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 高層建築物等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

2 消防機関（消防本部）

笠岡地区消防組合消防本部 倉敷市消防局	(1) 火災等に対する予防、防御と拡大防止対策を行う。 (2) 消防機材等の整備充実と訓練を行う。 (3) 災害時における救助及び救急活動を行う。 (4) 危険物施設及び防火対象物の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (5) 災害時には市本部との連絡及び調整を行う。
------------------------	---

3 県

岡山県	(1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。 (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。 (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。 (4) 災害広報を行う。 (5) 市町村が実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。 (7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助を行う。 (8) 水防法（昭和24年法律第193号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく立退きの指示を行う。 (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。 (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。 (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。 (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。 (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくはあつせんを行う。 (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
-----	---

	(20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。 (22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。 (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。 (24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。 (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。 (26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。 (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。 (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。 (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
県 警 察 (県警察本部・玉島警察署)	(1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。 (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。 (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。 (4) 救出救助及び避難誘導を行う。 (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。 (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。 (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。 (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

4 指定地方行政機関

中国四国農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。 (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。 (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握。 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。 (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集
----------------	---

	と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
近畿中国森林管理局 (岡山森林管理署)	(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。 (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。 (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。 (5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。
第六管区海上保安本部 (水島海上保安部)	(1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。 (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。 (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。 (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。 (5) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。 (6) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。 (7) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。 (8) 危険物積載船に対し、必要に応じて、移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。
大阪管区気象台 (岡山地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。 (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。 (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。 (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。 (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局(岡山河川事務所)又は県と共同して洪水予報を行う。 (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。 (8) 市町村が行う避難情報の発令判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
中国地方整備局 (岡山河川事務所、岡山国道事務所玉島維持出張所)(緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E ・リエゾン))	(1) 気象、水象について観測する。 (2) 一般国道2号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
中国地方測量部	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協

	力を行う。 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。
--	---

5 自衛隊

中部方面特科連隊等	災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。 (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 避難の援助を行う。 (3) 遭難者等の搜索救助を行う。 (4) 水防活動を行う。 (5) 消防活動を行う。 (6) 道路又は水路の応急啓開を行う。 (7) 応急医療・救護・防疫を行う。 (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。 (9) 給食及び給水を行う。 (10) 入浴支援を行う。 (11) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。 (12) 危険物の保安及び除去を行う。 (13) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
-----------	--

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 中国支社 （鴨方・かもがた町家・金光・金光宮黒・金光下竹簡易・寄島郵便局）	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。 (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。
日本銀行 （岡山支店）	(1) 通貨の円滑な供給の確保 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。 (2) 輸送、通信手段の確保 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。 (3) 金融機関の業務運営の確保 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

	(4) 金融機関による非常金融措置の実施 必要に応じ、関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。 ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。 イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。 ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。 エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。 (5) 各種金融措置に関する広報 上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。 (6) (1) から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。
西日本旅客鉄道株式会社 (中国統括本部)	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開にあたり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
西日本電信電話株式会社(岡山支店)	(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。
株式会社NTTドコモ(岡山支店)	(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
KDDI株式会社au(岡山支店)	
ソフトバンク株式会社	
楽天モバイル株式会社	
日本赤十字社(岡山県支部)	(1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。 (2) 緊急救護に適する救助物資(毛布・日用品等)を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。 (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。 (4) 血液(保存血液及び成分製剤)の確保供給を行う。 (5) 義援金の募集等を行う。

日本放送協会 (岡山放送局)	(1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。 (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。 (3) 緊急警報放送、避難情報等災害情報の伝達を行う。 (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。
中国電力ネットワーク株式会社	(1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (岡山支店)	(1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。 (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。
西日本高速道路株式会社中国支社 (岡山高速道路事務所)	(1) 災害防止に関すること。 (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。 (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。 (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

7 指定地方公共機関

山陽放送株式会社 岡山放送株式会社 テレビせとうち株式会社 岡山エフエム放送株式会社	日本放送協会に準ずる。
一般社団法人岡山県トラック協会	(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。 (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。 (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。
岡山県貨物運送株式会社	日本通運株式会社に準ずる。
公益社団法人岡山県医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。 (3) 災害時における医療救護活動を実施する。 (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。 ※ 日本医師会の編成する災害医療チーム：日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム(JMAT「ジェイマット」)
公益社団法人岡山県看護協会	公益社団法人岡山県医師会に準ずる。
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会	(1) 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。 (2) 岡山県災害派遣福祉チーム(岡山DWA T)の派遣を行う。 (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

浅口医師会	(1) 医療救護班の編成及び医療救護を実施する。 (2) 開設又は管理する医療施設につき、臨時救護所又は委託医療機関としての活用を行う。
浅口歯科医師会	(1) 歯科医療救護班の編成及び歯科医療救護を実施する。 (2) 災害時における遺体の個別判別、検案等への協力を行う。
放送事業者 (笠岡放送株式会社)	日本放送協会に準ずる。

輸送関係事業者 (岡山県水難救済会)	災害応急対策の実施に係る輸送について、防災関係機関への協力を行う。
ガス販売事業者	(1) ガス設備の災害予防措置を行う。 (2) ガス設備の点検及び応急修理を行う。
水道用水供給事業者 (岡山県西南水道企業団)	(1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。 (2) 被災水道の迅速な応急復旧措置を行う。
浅口市管工事業協同組合	(1) 災害時における応急給水活動及び応急復旧活動の支援を行う。 (2) 情報収集及び広報活動の支援を行う。
建設関係事業者 (浅口西部建設協力会・浅口市建設協力会)	(1) 災害応急対策の実施に係る建設機械による人命救助及び障害物除去の協力を行う。 (2) 災害応急対策の実施に係る資機材の提供及び協力を行う。
晴れの国岡山農業協同組合	被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
浅口商工会	
寄島町漁業協同組合	
浅口市社会福祉協議会	(1) 罹災者に対する保護対策等の協力を行う。 (2) 被害者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。
自治組織	(1) 防災関係機関の行う災害予防及び応急対策の協力を行う。
自主防災組織	(2) 被害の調査及び報告への協力を行う。

第3節 浅口市の概況

1 位置・地勢・気候

浅口市は、岡山県の南西部に位置し、周りを浅口郡里庄町のほか、倉敷市、笠岡市、小田郡矢掛町に囲まれている。市の中央部を山陽自動車道や国道2号、J R山陽本線、山陽新幹線等の基幹的な交通軸が通るほか、北の遙照山系から南の瀬戸内海まで、多様な地勢となっている。

気候は瀬戸内特有の温暖少雨で、過ごしやすく、自然条件に恵まれた地域で、総面積は66.46km²である。

平成23年度土地に関する概要調査によると、土地利用状況は、山林が市土の28.7%を占めており、遙照山をはじめとする緑豊かな自然環境に恵まれている地域特性が表れている。また、田が10.9%、畑が10.0%となっており、山林・農地で市土の約半分を占めている。

2 人口・世帯数

(1) 人口

令和2年国勢調査における市の人口は、32,772人となっている。昭和60年以降減少の傾向を示し、令和3年は平成27年と比較して、4%減少している。

人口の推移

単位：人

	S. 60	H. 2	H. 7	H. 12	H. 17	H. 22	H. 27	R. 2
人口	39,723	39,415	38,595	37,724	37,327	36,114	34,235	32,772

資料：国勢調査

(2) 世帯数

令和2年国勢調査における世帯数は12,615世帯であり、核家族化の進展による世帯分離や、新規に流入する世帯などの要因により、昭和60年以降増加傾向にある。一方、平均世帯数人員は、2.60人／世帯であり、減少が続いている。

世帯数の推移

単位：世帯

	S. 60	H. 2	H. 7	H. 12	H. 17	H. 22	H. 27	R. 2
世帯数	10,744	11,130	11,429	11,814	12,246	12,280	12,463	12,615

資料：国勢調査

(3) 少子高齢化の状況

年齢区分人口構成においても、年々65歳以上人口の構成比が岡山県の平均を上まわり、少子高齢化が多少進行していると言える。

(4) 産業別就業人口（平成27年国勢調査）

市の就業人口は14,871人であり、特に平成7年（19,725人）以降大幅に減少している。

産業別就業人口の構成比は、第1次産業4.38%、第2次産業32.16%、第3次産業

62.44%となっており、第1次産業及び第2次産業の就業人口が減少し、第3次産業の割合が大きくなっている状況である。

3 日常生活圏

住民の通勤・通学先は、市内が最も多く、他の市町村への通勤・通学は倉敷市が最も多くなっている。

また、他市町からの通勤・通学者の状況においても倉敷市からの通勤・通学が最も多くなっている。本市域内に公立・私立高校が3校あるため、通学者が多い状況である。

4 交通条件

市の道路状況については、広域交通を担う幹線道路として、市中心部を山陽自動車道と国道2号が通っており、鴨方町には鴨方IC（インターチェンジ）もある。また、現在整備が進められている国道2号玉島笠岡道路は、既に玉島西IC～浅口金光IC間で供用を開始しており、浅口金光IC～笠岡東IC間についても開通に向けた工事が進められている。

その他の幹線道路として、東西には市中心部を県道倉敷笠岡線が、沿岸部を県道倉敷長浜笠岡線が通っている。また南北には小田郡矢掛町から沿岸部まで県道矢掛寄島線が通るなど、東西南北に本市と近隣市町が結ばれている。また、国道2号玉島笠岡道路の連絡道として、県道南浦金光線が整備され、さらに都市計画道路川手鴻之巣線の整備も進められている。

バス路線としては、市営バス「浅口ふれあい号」が市内6路線を運行しており、市の中核的交通網の役割を果たしている。

鉄道駅は、市内にJR金光駅、JR鴨方駅があり、それぞれ通勤・通学の中心となっている。

5 過去の災害履歴

過去の災害履歴については資料9－1を参照

第4節 地震被害想定

震災対策の大綱である地域防災計画を構成している予防対策、応急対策、復旧対策の個別の計画の内容は、地震の想定、被害の想定の如何により大きく左右されることから、科学的かつ合理的な実証が必要である。

なお、地震・津波といった自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定はあくまで一つの仮定であり、一定の限界がある。

被害想定は、単に算定された被害の量（建物被害や人的被害）について着目するのではなく、地震や津波等により発生する災害状況、地域別の災害の特徴に着目し、今後の県、市町村等の防災対策をどのように推進するかの一資料とすべきものであることに留意する必要がある。

1 断層を震源とする地震

(1) 断層型地震の被害想定調査について（平成25年度）

県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、このたび、これらの断層型地震が発生した場合の本県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

(2) 想定した断層型地震

本県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

さらにこの解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定を行った。

(3) 震度分布等

ア 各断層型地震の概要

断層名	※ 山崎断層帯	※ 那岐山断層帯	※ 中央構造線断層帯	長者ヶ原－芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠－布江断層
規模 (M)	8.0	7.3	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率 (%)	ほぼ0～1	0.06～0.1	ほぼ 0～0.3	0.09	推計していない	
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (ゴシックは震度6強)	津山、美作、鏡野、勝央、奈義、西栗倉	津山、真庭、美作、鏡野、勝央、奈義、美咲	岡山、倉敷、笠岡	岡山、倉敷、笠岡、井原、浅口、早島、里庄	真庭、鏡野	津山、真庭、新庄、鏡野、奈義

断層名	鳥取県西部 地震	鹿野・吉岡 断層	※ 長尾断層	宍道湖南方 の地震	松江南方の 地震	宍道断層
規模 (M)	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率 (%)	推計していない		ほぼ0	推計していない		0.1
県内最大震度	6 強	5 強	5 弱	4	4	4
震度 6 弱以上の 市町村 (ゴシックは震 度 6 強)	新見、真庭、 新庄	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害 想定は行っていない。				

注 1 断層名欄の※は主要活断層

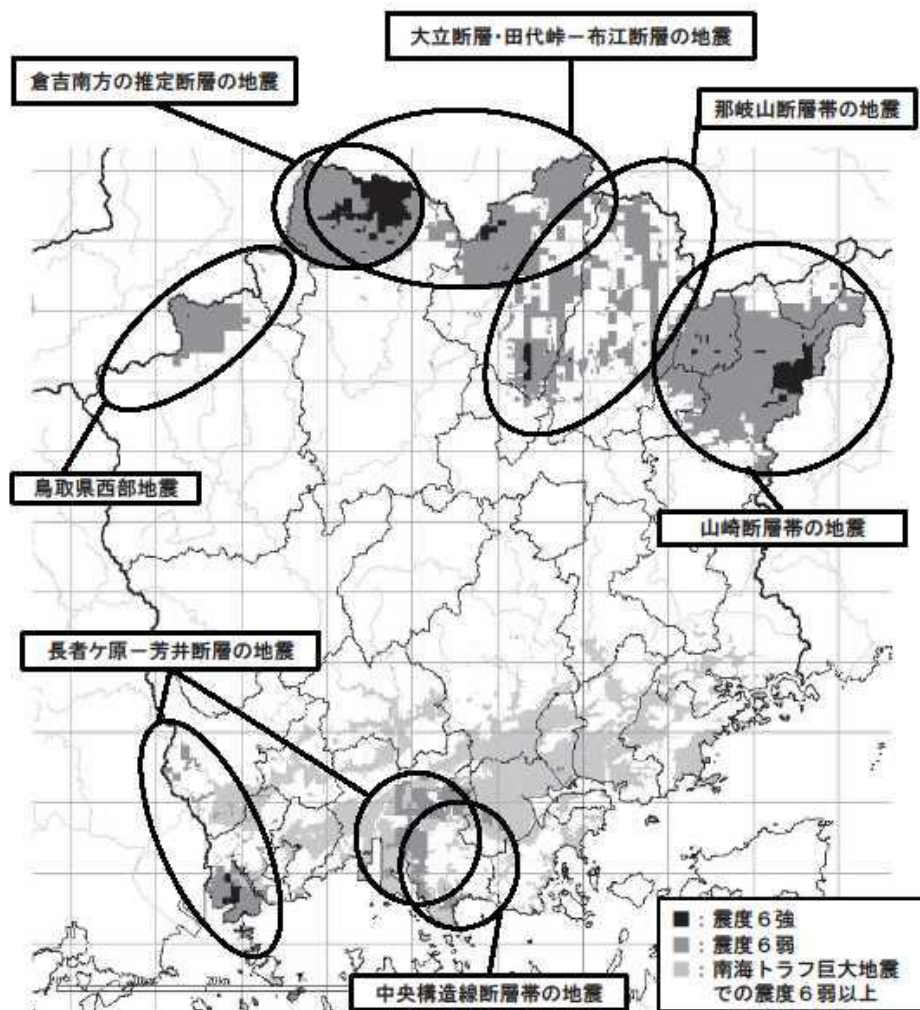
2 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの

3 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査研究推進本部、産業技術総合研究所）

イ 断層型地震における震度 6 弱以上の地域

12断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度 6 弱以上の地域は、「断層型地震における震度 6 弱以上の地震図」のとおりである。

断層型地震における震度 6 弱以上の地震図



(4) 被害想定

ア 想定手法

国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。

イ 想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い時間帯として、冬・深夜、夏・12時、冬・18時の3種類）で被害想定を行った。

ウ 被害想定

7つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）。

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定結果は、次のとおり。

(ア) 山崎断層帯主部の地震

a 最大震度

県全体	6 強
浅口市	4

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ		513	2,751	0	0
液状化		43	1,537	0	0
急傾斜地崩壊		18	36	0	0
火災	冬深夜	7	—	0	—
	夏12時	12	—	0	—
	冬18時	30	—	0	—
合計	冬深夜	581	4,324	0	0
	夏12時	586		0	
	冬18時	604		0	

※液状化については、大規模半壊＋半壊を半壊として示している（以降同）。

c 人的被害

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
建物倒壊	冬深夜	32	527	0	0
	夏12時	19	331	0	0
	冬18時	22	359	0	0
屋内落下物等	冬深夜	2	198	0	0
	夏12時	1	146	0	0

			県全体		浅口市	
			死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
		冬18時	1	143	0	0
急傾斜地崩壊		冬深夜	1	2	0	0
		夏12時	1	1	0	0
		冬18時	1	1	0	0
		冬深夜	0	0	0	0
火災		夏12時	0	0	0	0
		冬18時	0	1	0	0
		冬深夜	0	0	0	0
		夏12時	0	45	0	0
屋外落下物等		冬18時	1	102	0	0
		冬深夜	33	529	0	0
		夏12時	20	377	0	0
合計		冬18時	24	463	0	0

※屋内落下物による死者は、建物倒壊による死者の内数と考え合計値には含まない（以降同）。

(イ) 那岐山断層帯の地震

a 最大震度

県全体	6 強
浅口市	4

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ		170	1,460	0	0
液状化		19	714	0	0
急傾斜地崩壊		8	16	0	0
火災	冬深夜	1	—	0	—
	夏12時	3	—	0	—
	冬18時	12	—	0	—
合計	冬深夜	198	2,190	0	0
	夏12時	200		0	
	冬18時	209		0	

c 人的被害

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
建物倒壊	冬深夜	12	251	0	0
	夏12時	6	150	0	0
	冬18時	7	168	0	0
屋内落下物等	冬深夜	2	75	0	0
	夏12時	1	56	0	0
	冬18時	1	53	0	0
急傾斜地崩壊	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
火災	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
屋外落下物等	冬深夜	0	0	0	0

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
	夏12時	0	40	0	0
	冬18時	0	90	0	0
合計	冬深夜	12	251	0	0
	夏12時	6	190	0	0
	冬18時	7	258	0	0

(ウ) 中央構造線断層帯の地震

a 最大震度

県全体	6 弱
浅口市	5 強

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ		49	2,166	0	0
液状化		206	7,588	2	73
急傾斜地崩壊		11	20	0	0
火災	冬深夜	4	—	0	—
	夏12時	4	—	0	—
	冬18時	25	—	0	—
合計	冬深夜	270	9,774	2	73
	夏12時	270		2	
	冬18時	291		2	

c 人的被害

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
建物倒壊	冬深夜	3	362	0	0
	夏12時	1	257	0	0
	冬18時	2	251	0	0
屋内落下物等	冬深夜	3	230	0	0
	夏12時	1	189	0	0
	冬18時	2	174	0	0
急傾斜地崩壊	冬深夜	1	1	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
火災	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	1	0	0
	冬18時	0	7	0	0
屋外落下物等	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	1	50	0	0
	冬18時	3	113	0	0
合計	冬深夜	4	363	0	0
	夏12時	2	308	0	0
	冬18時	5	371	0	0

(エ) 長者ヶ原－芳井断層の地震

a 最大震度

県全体	6 強
浅口市	6 弱

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
揺れ		564	6,786	0	50
液状化		203	7,115	6	238
急傾斜地崩壊		36	75	0	0
火災	冬深夜	7	—	0	—
	夏12時	8	—	0	—
	冬18時	53	—	1	—
合計	冬深夜	810	13,976	6	288
	夏12時	811		6	
	冬18時	856		7	

c 人的被害

		県全体		浅口市	
		死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
建物倒壊	冬深夜	36	1,195	0	8
	夏12時	19	723	0	5
	冬18時	24	776	0	6
屋内落下物等	冬深夜	9	357	0	6
	夏12時	4	274	0	5
	冬18時	4	260	0	5
急傾斜地崩壊	冬深夜	4	4	0	0
	夏12時	2	3	0	0
	冬18時	3	4	0	0
火災	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	1	0	0
	冬18時	0	4	0	0
屋外落下物等	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	1	82	0	1
	冬18時	4	183	0	2
合計	冬深夜	40	1,199	0	8
	夏12時	22	809	0	6
	冬18時	31	967	0	8

(オ) 倉吉南方の推定断層の地震

a 最大震度

県全体	6 強
浅口市	3 以下

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
揺れ		102	452	0	0
液状化		6	199	0	0
急傾斜地崩壊		4	6	0	0

		県全体		浅口市	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
火災	冬深夜	0	—	0	—
	夏12時	1	—	0	—
	冬18時	1	—	0	—
合計	冬深夜	112	657	0	0
	夏12時	113		0	
	冬18時	113		0	

c 人的被害

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
建物倒壊	冬深夜	6	84	0	0
	夏12時	4	50	0	0
	冬18時	4	58	0	0
屋内落下物等	冬深夜	0	11	0	0
	夏12時	0	9	0	0
	冬18時	0	8	0	0
急傾斜地崩壊	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
火災	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
屋外落下物等	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	2	0	0
	冬18時	0	5	0	0
合計	冬深夜	6	84	0	0
	夏12時	4	52	0	0
	冬18時	4	63	0	0

(カ) 大立・田代峠－布江断層の地震

a 最大震度

県全体	6 強
浅口市	4

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ		303	1,480	0	0
液状化		16	561	0	0
急傾斜地崩壊		9	17	0	0
火災	冬深夜	1	—	0	—
	夏12時	4	—	0	—
	冬18時	12	—	0	—
合計	冬深夜	329	2,058	0	0
	夏12時	332		0	
	冬18時	340		0	

c 人的被害

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
建物倒壊	冬深夜	20	273	0	0
	夏12時	11	165	0	0

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
屋内落下物等	冬18時	14	188	0	0
	冬深夜	2	73	0	0
	夏12時	1	55	0	0
	冬18時	1	54	0	0
急傾斜地崩壊	冬深夜	0	1	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
	冬深夜	0	0	0	0
火災	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
屋外落下物等	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	14	0	0
	冬18時	0	31	0	0
合計	冬深夜	20	274	0	0
	夏12時	11	179	0	0
	冬18時	14	219	0	0

(キ) 鳥取県西部地震

a 最大震度

県全体	6強
浅口市	4

b 建物被害

		県全体		浅口市	
		全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ		10	165	0	0
液状化		5	168	0	0
急傾斜地崩壊		2	5	0	0
火災	冬深夜	0	—	0	—
	夏12時	0	—	0	—
	冬18時	0	—	0	—
合計	冬深夜	17	338	0	0
	夏12時	17		0	
	冬18時	17		0	

c 人の被害

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
建物倒壊	冬深夜	0	27	0	0
	夏12時	0	17	0	0
	冬18時	0	19	0	0
屋内落下物等	冬深夜	0	7	0	0
	夏12時	0	6	0	0
	冬18時	0	5	0	0
急傾斜地崩壊	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	0
火災	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	0	0	0

		県全体		浅口市	
		死者（人）	負傷者（人）	死者（人）	負傷者（人）
屋外落下物等	冬18時	0	0	0	0
	冬深夜	0	0	0	0
	夏12時	0	1	0	0
	冬18時	0	3	0	0
合計	冬深夜	0	27	0	0
	夏12時	0	18	0	0
	冬18時	0	22	0	0

2 南海トラフの巨大地震の被害想定（平成24年度評価）

(1) 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

(2) 前提条件

ア 想定される季節、時間及び被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬深夜	・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ＊屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ＊木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 ＊海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③冬夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

イ 地震動

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による4つの検討ケース（基本、陸側、東側、西側）のうち、岡山県内で最も影響が大きい陸側ケースとする。

ウ 津波

堤防等の条件として、次の2ケースで検討する。

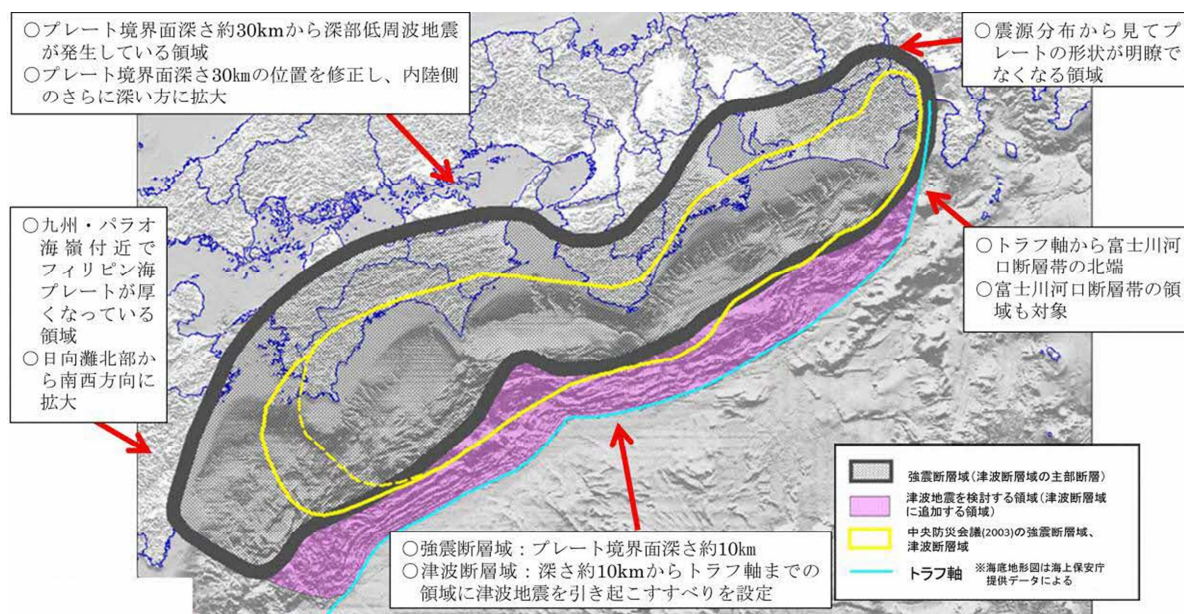
- ・パターン1：揺れ・液状化等によりすべての堤防等が破壊される。
- ・パターン2：揺れ等により堤防等は破壊されないが、津波が越流した場合に破壊される。

※堤防等の条件設定について

	条件設定
パターン 1	・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震によりすべて破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。 ・堤防は、地震による破壊で、堤防高は75%が沈下するものとし、その後、津波が越流したときはすべて破壊され、高さ又は機能が消失するものとした。 ・設定潮位は、平成19年～平成23年までの過去5年間の朔望平均満潮位(注)であり、県下7箇所の検潮所で観測された潮位を用いて算出した。 【最大クラスの津波の設定について】 国が示した津波断層モデルのうち、どのモデルが岡山県に最も大きな影響を及ぼすケースなのかを、本県の海岸を地形等を考慮して7つに区分して検討し、各海岸ごとに津波が最大となるケースについてシミュレーションを行い、浸水域等の推計を行った。
パターン 2	・護岸、防波堤、大規模な水門等は、地震により破壊されず機能は保持されるが、越流した場合は崩壊して、機能を失うものとした。 ・設定潮位は、パターン 1 に同じ。

(注) 朔望平均満潮位：朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

(3) 想定地震の震源域位置図



(南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ (第一次報告))

(4) 被害想定結果

ア 震度分布

市の中部及び沿岸部を中心に最大震度 6 弱が想定され、そのほかすべての地域でも 5 強が想定されている。また市域の震度別面積率は、6 弱が約40%を占めている。

震度分布図



(岡山県危機管理課)

イ 津波浸水想定

(ア) 浸水面積

(ha)

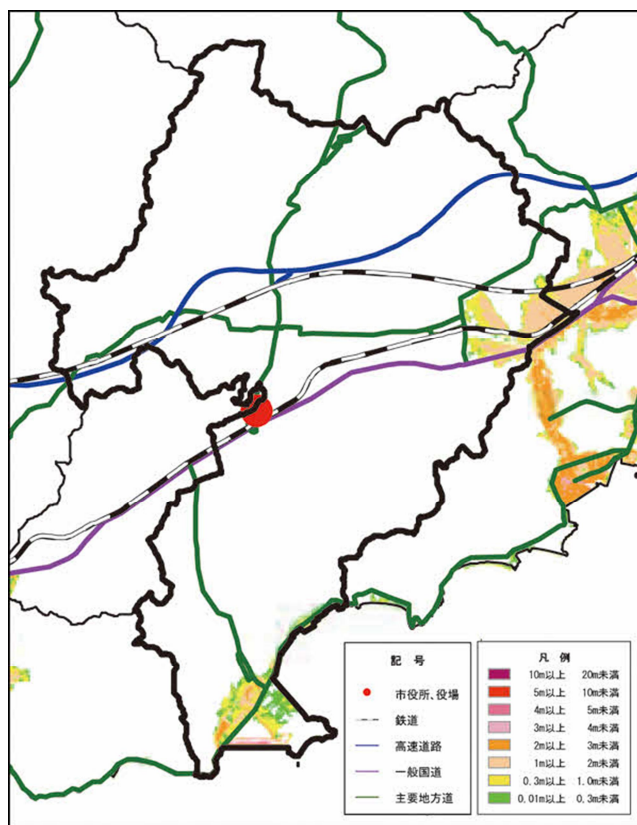
	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	3 m以上	4 m以上	5 m以上	10m以上
パターン 1	290.92	242.26	139.37	28.17	8.66	2.19	0.31	0.00
パターン 2	18.39	6.56	1.16	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00

(河川等を除いた陸域部の浸水面積)

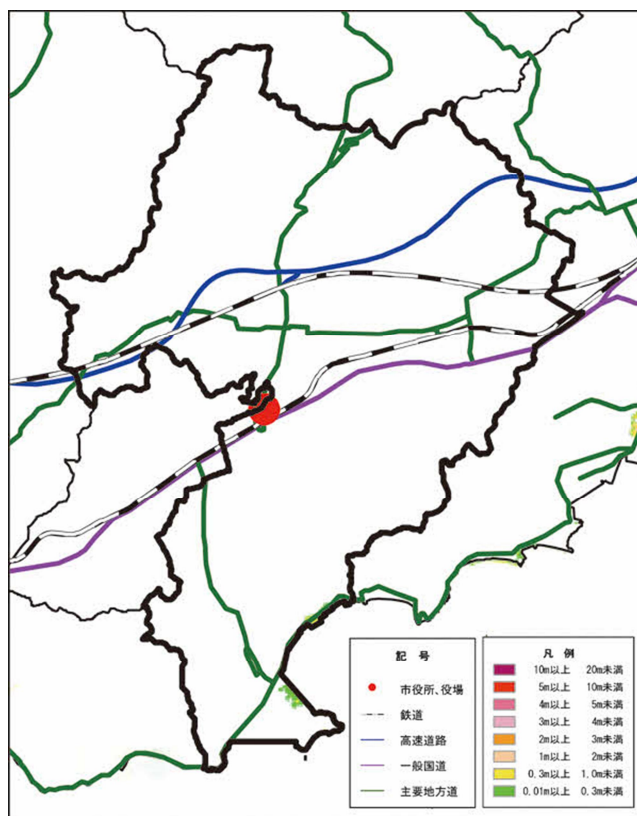
(イ) 浸水深

パターン 1 においては、市の沿岸部で最大 5 m 以上の津波浸水が想定されるほか、東部で最大 2 m 以上の浸水が想定されている。一方、パターン 2 では、市の沿岸部の一部において、最大 1 m 以上の浸水が想定されている。

津波浸水想定図（パターン１）



津波浸水想定図（パターン２）



(ウ) 津波高

	最大津波高 (m)	場所
パターン 1	2.81	寄島町 (笠岡市境) 付近
パターン 2	2.78	寄島町 (笠岡市境) 付近

(津波高＝設定潮位（朔望平均満潮位）＋津波の高さ）

(エ) 津波による海面変動影響開始時間

場所	到達時間 (分)
寄島漁港	252

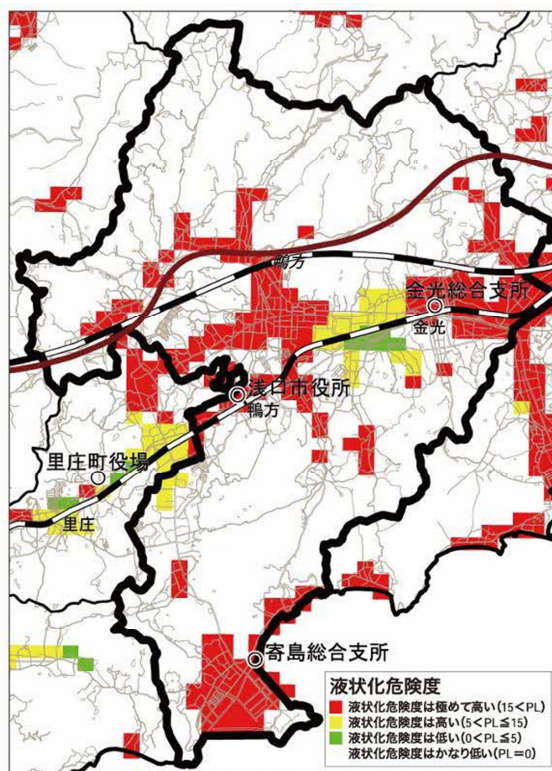
※海面変動影響開始時間とは地震発生直後の海面から+20cmの水位変動が生じる時点をいう。

※時間はあくまで目安であり、地震発生後速やかに避難すること。

ウ 液状化危険度

市の沿岸部及び中部において、液状化の危険度は極めて高くなっている。危険度が低い地域も、かつてため池等であったところを砂で埋めたような箇所があれば、そこは液状化危険度が高いと考えられる。

液状化危険度分布図



(岡山県危機管理課)

エ 建物被害

要因		全建物数 〔棟〕	全壊数 〔棟〕	半壊数 〔棟〕	全壊 率 〔% 〕	半壊率 〔%〕
揺れによる		13,679	73	1,053	0.5	7.7
液状化による		13,679	21	447 (大規模半壊数 247)	0.2	3.3 (大規模半壊率 1.8)
急傾斜地崩壊による		13,679	7	15	0.1	0.1
津波による	パター ン 1	13,679	84	973	0.6	7.1
	パター ン 2	13,679	2	154	0.0	1.1

オ 火災被害

項目	出火件数			炎上出火件数			残火災件数			焼失棟数		
	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計
冬深夜 (パターン1・2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
夏12時 (パターン1・2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
冬18時	パターン 1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	パターン 2	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2

(内閣府にならい「炎上出火件数×5(棟)」を焼失棟数とした。また、計算は小数で行ったものを四捨五入して整数値で示しているため、合計値等は必ずしも一致しない。)

カ 人的被害

(人)

時間ごとの人口分布 (浅口市)	深夜	昼12時	夕18時
	36,114	32,458	33,920

(人)

要因	冬深夜(屋内転倒物・落下物:深夜)			夏12時(屋内転倒物・落下物:昼12時)			冬18時(屋内転倒物・落下物:夕18時)		
	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
建物被害による	5	185	(7)	3	90	(4)	3	114	(5)
急傾斜地崩壊による	1	1	(0)	0	0	(0)	0	1	(0)
火災による	0	0	(0)	0	0	(0)	0	0	(0)
屋外転倒物・落下物による	0	0	(0)	0	7	(3)	0	15	(6)
屋内転倒物・落下物による	(1)	(28)	(5)	(1)	(19)	(4)	(1)	(19)	(4)

注:()内は内数。「屋内転倒物・落下物による」被害者数は「建物被害による」被害者数の内数。「重傷者」数は「負傷者」数の内数。

【建物倒壊に伴う要救助者】

(人)

自力脱出困難者 (浅口市)	冬深夜	夏12時	冬18時
	21	14	16

【津波による人的被害】

(人)

		冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口 (浅口市)	パターン 1	4,845	4,642	4,723
	パターン 2	310	224	258

(人)

パターン	冬深夜			夏12時			冬18時		
	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
1	7	5	1	2	0	0	3	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

キ 避難者数

【パターン 1】

項目	1 日後			1 週間後			1 か月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計
冬深夜	3,656	1,899	5,555	2,366	1,556	3,922	755	1,762	2,517
夏12時	3,656	1,899	5,555	2,367	1,556	3,922	755	1,762	2,517
冬18時	3,659	1,900	5,560	2,369	1,558	3,927	757	1,765	2,522

(小数第 1 位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。)

【パターン 2】

項目	1 日後			1 週間後			1 か月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計
冬深夜	743	461	1,204	1,753	1,709	3,462	611	1,426	2,037
夏12時	743	461	1,204	1,753	1,709	3,463	611	1,426	2,038
冬18時	746	463	1,209	1,756	1,712	3,467	613	1,430	2,042

(小数第 1 位で四捨五入しているため、合計値は必ずしも一致しない。)

ク 帰宅困難者数

※帰宅困難者判定の条件：内閣府の手法に基づき、1978年宮城県沖地震における実績を基に設定された従来の帰宅困難率と、東日本大震災発災当日における実績を基に設定された新しい帰宅困難率の双方で計算し、幅を持たせた推定結果とする。

従来の帰宅困難率：帰宅距離10km以内の人は全員が帰宅可能 20km以上の人は全員が帰宅困難 その間は1km長くなるごとに帰宅可能率が10%ずつ低減
新しい帰宅困難率：(帰宅困難率%) = (0.0218×外出距離km) ×100

(人)

帰宅困難者		買い物客等	
従来の帰宅困難率による	新しい帰宅困難率による	従来の帰宅困難率による	新しい帰宅困難率による
2,965	1,904	227	138

ケ 水道復旧推移

人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 か月後	
	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
36,114	78.7	28,432	47.9	17,285	28.8	10,401	3.5	1,264

コ 下水道復旧推移

【パターン1】

処理人口 (人)	当日		1日後		1週間後		1か月後	
	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)
24,289	100.0	24,289	4.0	971	4.0	971	0.0	0

【パターン2】

処理人口 (人)	当日		1日後		1週間後		1か月後	
	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)
24,289	100.0	24,289	4.0	971	4.0	971	0.0	0

サ 電力復旧推移

【パターン1／冬18時】

復旧対象 電灯軒数 (軒)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
22,036	22,036	100.0	355.1	1.6	0	0.0	0	0.0

シ 要転院患者数

一般病床数	入院患者数	要転院患者数	
		パターン1	パターン2
138	107	20	19

ス 医療対応力不足数

パターン1			パターン2		
受入可能病床 数	入院需要	医療対応力 不足数	受入可能病床 数	入院需要	医療対応力 不足数
19	26	－7	20	24	－4

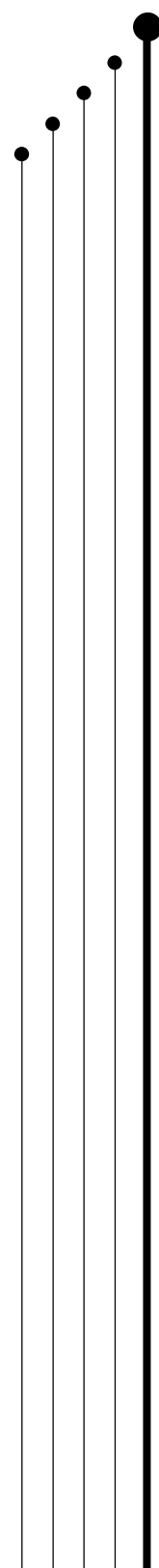
セ 震災廃棄物量

項目	震災廃棄物発生量（重量）			津波堆積物 発生量 (重量) (万トン)	震災廃棄物発生量（体積）（※）		
	冬深夜 (万トン)	夏12時 (万トン)	冬18時 (万トン)		冬深夜 (万m³)	夏12時 (万m³)	冬18時 (万m³)
パターン1	3	3	3	－	3	3	3
パターン2	2	2	2	－	3	3	3

（※）津波による廃棄物の体積分は含まない。

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画



第 1 節 防災業務施設・設備等の整備計画

全部（全班）

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。

1 気象等観測施設・設備等

気象、河川の水位等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

2 消防施設・設備等（資料 2－2・2－3 参照）

- (1) 消防本部は、消防ポンプ自動車等の消防機械、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- (2) 市は、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備、維持管理を実施する。また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 3 条に定める基本理念に基づき、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- (3) 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

3 通信施設・設備等

本章第 3 節「情報収集・連絡体制計画」に定めるところによる。

4 水防施設・設備等

- (1) 重要水防箇所（資料 1－1 参照）、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備・改善し、定期的な点検を行う。
- (2) 湛水防除施設等においては、急激な雨水流入に対応するために、ポンプの運転準備や運転員の待機が迅速に行えるように降雨情報設備の整備に努め、災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前にポンプ場の機能の確保のために総合試運転を実施する。

5 救助施設・設備等

- (1) 市・県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- (2) 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、救命ボート等の救助機械、担架、救命

胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。

- (3) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
- (4) 指定避難所における貯水槽、トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (5) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、その他避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (6) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (7) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
- (8) 必要な物資の備蓄にあたっては、住民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明確にし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、避難者の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、計画的な備蓄を進める。

6 医療救護用資機材等

- (1) 市及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- (2) 市、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

7 地域防災拠点の整備

- (1) 市は、次に掲げる地域防災拠点をあらかじめ指定しておくとともに、当該施設の整備を図るものとする。
 - ア 災害対策本部（支所部）設置場所
 - イ 避難所（資料３－１参照）
 - ウ 救援物資等の集積場所
 - エ 医療救護所
 - オ 臨時ヘリポート（資料５－１・５－２参照）
 - カ 災害ボランティアの活動拠点
- (2) 市は、多様な地域防災拠点施設を確保するため、今後、市内の民間施設等と協議して、災害時における施設の避難所・福祉避難所等としての利用について協力を要請し、その同意が得られた場合には協定を締結するなど、必要な協力体制の確保に努める。

第2節 防災業務体制の整備計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（税務班）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、市は、平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

また、大規模災害時には、市限りでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、防災関係機関との相互応援体制の整備充実を図る。

1 職員の動員配備体制の整備

- (1) 災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るため市、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時又はそのおそれがある場合の参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- (2) 災害時の職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、訓練・研修等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底を図る。
- (3) 市は、県と連携し、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- (4) 夜間、休日等において市に入った情報により職員の緊急呼び出しを迅速に行うため、緊急連絡網を整備するとともに、各所属長等は非常呼集名簿等を携行し、所在の如何にかかわらず連絡が行き渡る体制の維持に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

- (1) 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体

等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市及び県等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。また、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等航空機及び無人航空機により行うため、必要がある場合は、県災害対策本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機及び無人航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

- (2) 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (4) 市は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

応援協定を締結する場合には、次の事項に留意するものとする。

なお、協定の締結状況については資料10－1～10－37を参照

ア 連絡体制の確保

（ア）災害時における連絡担当課等の選定

（イ）夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

(5) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(6) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(7) 市等は、食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(8) 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

(9) 市は、消防の応援について、近隣市町及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。

(10) 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

(11) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(12) 気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を活用し、密接な連携体制を構築する。

- (13) 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (14) 市、県、中国電力ネットワーク株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。
- (15) 市は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。
- (16) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

3 自衛隊との連携体制の整備

- (1) 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県に要請する場合とそれができない場合の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- (2) 自衛隊に対し、平素から連携体制の強化を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

4 業務継続体制の確保

- (1) 市は、防災関係機関と連携し、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる施設等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規

模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

- (4) 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第3節 情報収集・連絡体制計画

企画財政部（本部班・秘書政策班・
地域創造班）
消防本部

市は、防災関係機関との連携の下、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

また、被害の未然防止や適切な応急対策の実施には正確な情報の収集・伝達が不可欠なため、通信施設の整備を推進するとともに、要配慮者に配慮した多様な手段の整備に努める。

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 防災関係機関との情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等を図る。その際、夜間・休日等においても対応できるよう、体制の整備を図る。
- (2) 発災直後において、市内各地の情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。
- (3) 衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段の整備により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

2 通信施設等の整備

(1) 県防災行政無線施設

ア 各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。

イ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(2) 市防災行政無線施設

有線電話が途絶した場合においても、市の通信手段を確保するため、市防災行政無線施設の整備拡充を図るとともに全国瞬時警報システム（J-ALERT）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施するものとする。

(3) 消防無線

消防本部は、各種情報の収集・伝達及び災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のため、消防無線の整備拡充を図るものとする。

(4) 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な

運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握し、応援派遣体制の強化を図る。

県、市及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要な非常用通信手段の確保に努める。

(5) その他の通信手段の整備

ア 非常時における通信手段として、衛星携帯電話の整備及び適正配置に努めるものとする。

イ 平常時において、日本アマチュア無線連盟岡山支部や市内のアマチュア無線クラブと協議し、協力体制を確立しておくものとする。

ウ 防災緊急情報等のメール配信サービス、防災アプリ、市Webサイトへの防災情報の掲載等、インターネットを活用した情報伝達・広報体制について、防災関係機関と協議し、整備に努めるものとする。

エ 市では、市役所、避難所、学校、福祉施設、自主防災組織等に緊急告知FMラジオを配布しており、その有効活用を図るものとする。

オ 市及び県等は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

3 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

(2) 市及び県は、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(3) 市及び県は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(4) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(5) 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(6) 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(7) 市、国、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信す

る災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第4節 自然災害予防対策計画

企画財政部（本部班）
健康福祉部（社会福祉班、高齢者支援班、健康こども福祉班）
産業建設部（建設班・建設業務班）
教育部（教育総務班、学校教育班、保育未来班）

1 水害予防対策

(1) 洪水浸水想定区域に係る被害軽減措置

ア 市は、水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定があるので、当該洪水浸水想定区域や雨水出水浸水想定区域について、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、要配慮者利用施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるため、洪水ハザードマップの配布等必要な措置を講ずる。

ウ 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 河川対策

河川の氾濫を防止して流域の災害に対する安全度を高めるため、国、県、市の諸事業を勘案しつつ、積極的に河川改修及び浚渫を促進し、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

また、中小河川の内水氾濫等の未然防止又は災害の発生した場合に被害を軽減するため、排水ポンプの整備及び機能保全のための保守点検等により、災害予防対策を推進する。

また、あらかじめ災害の起こりやすい危険箇所についても、その補修強化に努めるとともに、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する（重要水防箇所については、資料1－1参照）。

(3) 雨水出水対策

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、ポンプ場、排水管渠、側溝等の新設又は改修を行う。

(4) 用排水路対策

家庭排水による水質低下が著しいので、用排水路の分離等の整備を図る必要がある。

このため、水路改修等により流水速度を速め、汚濁水の排除を図るとともに、維持管理については次の点に留意する。

ア 水路の破損部分又はぜい弱部分のある場合は、増水に備え補修を行う。

イ 地盤のゆるみ及び土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

ウ 水路内のごみ等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。

エ 防災関係機関、団体及び住民との協力一致体制による塵芥除去及び清掃運動を推進する。

(5) 治山対策

ア 治山事業の推進

林地における山腹崩壊地及び荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地区の予防事業を推進して、林地に起因する災害の防止を図る（山地災害危険箇所については、資料 1－7・1－8 参照）。

特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

イ 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により、森林のもつ水源のかん養及び土砂流出防止機能の強化を図る。

なお、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発又は土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

(6) 道路及び橋りょう対策

市道については、増水により水没する道路の嵩上げ、交通不能となった場合のう回路の整備、老朽化した橋脚の補強等、道路及び橋りょうの被害の防止又は被害の誘因となるものの排除等常に維持補修に努め、予防の万全を期す。また、市内の国、県道については、国、県と連絡を密にし、予防措置の推進を図る。

2 土砂災害対策

(1) 土砂災害警戒避難体制の整備（資料 1－3～1－6の2 参照）

ア 警戒避難対策

（ア）広報活動による啓発宣伝

土砂災害防止について、随時、一般の注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

a 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。

b 広報車による巡回広報、広報紙への掲載及びポスターの提示等による広報活動を実施する。

c 教育機関等の協力を得て、土砂災害防災意識の向上を図る。

（イ）土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の周知

市は、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所（※1）、地すべり危険箇所（※2）、及び土石流危険渓流（※3）（以下「土砂災害危険箇所」という。）等の土砂災害のおそれのある箇所について把握し、住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等

必要な措置を講ずる。

(ウ) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の巡回点検

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等土砂災害のおそれのある箇所について、梅雨時期及び台風期には、市及び消防団等において巡回点検を行い、その状況や避難場所等について地域住民に周知させるよう努める。

(2) 警戒避難体制に関する事項

降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合、市、消防団等が危険箇所の警戒巡視を行い、住民等に対して広報を実施する。

また、岡山県及び岡山地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（※4）等を参考にし、災害対策基本法第56条に規定する通知及び警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難指示等の措置を実施する。

(3) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、県から土砂災害警戒区域（以下この節において「警戒区域」という。）の指定があったときは、本計画において、当該区域ごとに、次の項目について定めるものとする。

ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項

イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項

ウ 避難場所及び避難経路に関する事項

エ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

オ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

前記ア～オのほか、警戒区域内の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

さらに、市長は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(4) 緊急調査への協力

市は、重大な土砂災害の急迫している状況においては、国や県が行う緊急調査に協力するとともに、土砂災害緊急情報（※5）が発表された場合は、住民に対する避難指示等の措置を適切に行う。

(5) 防災工事の実施

ア 砂防事業

土石流等や流木を捕捉する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難、又は不適当と認められるものについて危険度の高い地区から順次防止施設の整備を図る。

(6) 盛土による災害の防止対策

市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

(※1) 急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜度30度以上、高さ5m以上で被害想定区域内に人家1戸以上の急傾斜地

(※2) 地すべり危険箇所 地すべりが発生若しくはそのおそれのある地区のうち、その面積が5ha以上、市街化区域（未線引きの都市計画区域にあっては用途地域）にあっては2ha以上で河川、人家等に被害を及ぼす地区

(※3) 土石流危険渓流 土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公庁、学校、病院、発電所等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれのある渓流

(※4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、岡山県と岡山地方気象台が共同で発表するもの

(※5) 土砂災害緊急情報 緊急調査に基づき、重大な土砂災害の急迫していると認められる場合に、国や県が発表するもの。被害が想定される地域及び時期に関する情報が発表される。

3 海岸防災対策

市は、長い海岸線を有しており、また、内陸側には低地が広がっていることから、高潮により海水が海岸堤防を越流すると、大きな浸水被害が発生するおそれがある。そのため、高潮による被害を防御あるいは軽減する対策を推進する。

(1) 高潮対策事業

市は、県と協力して、海岸堤防の嵩上げや水門等の整備を図る。

また、市は、浸水被害を軽減するため、排水機能の強化を図るとともに、停電時においても排水機能が確保できるよう、自家発電設備等の整備を図る。

(2) 潮位観測体制の確立

高潮等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報・避難誘導の措置が適切に講ぜられるよう、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

(3) 円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、要配慮者利用施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を市地域防災計画に定める。

イ 市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要

な措置を講じる。

4 ため池対策（資料１－２参照）

ため池については、ため池の状態をよく把握するとともに、ため池の決壊を未然に防止するため、早急に整備を要するものについては補強を行い、次のとおり維持管理を行う。

- (1) 堤体は、常に草木等の繁茂を防ぎ、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。
- (2) 斜樋、底樋等の構造物は、貯水前に点検する。
- (3) 営農に支障がない範囲でため池の水位を下げて管理を行うとともに、豪雨等が予想される前に事前放流を行う。
- (4) ため池内に流入浮遊して、堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。
- (5) 市及び受益者は、ため池の改修が必要な箇所を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。

市等の管理者は、防災重点農業用ため池について順次ハザードマップを作成し、住民等へ周知するよう努める。

5 危険地域からの移転対策

市は、県の支援を得て、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転事業を実施する。

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限をしている区域、土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

6 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の避難体制確保

市は、浸水想定区域及び警戒区域内における要配慮者利用施設の避難を支援するため、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、避難行動要支援者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握しておく。また、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、FAX等による洪水、土砂災害に関する情報の伝達体制を整備するとともに、要配慮者利用施設として位置付けされた施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練実施のための支援を行う。（資料３－３参照）

第5節 都市防災対策計画

生活環境部（環境班）
産業建設部（建設班・まちづくり班）
上下水道部（下水道班）

都市区域における災害を防止するため、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市防災対策を進める。

1 市街地の整備

(1) ゆとりあるまちづくりの推進

ゆとりある隣棟空間を確保することで、延焼危険性の低減が図られるが、このようなゆとりを確保していくため、建築物の新設、改築に際して、法令等の遵守を徹底するとともに、国・県の関連各種補助事業の活用によるゆとりあるまちづくりの推進に努める。

(2) 沿道空間のゆとりの確保

防災機能でみる沿道幅員は、公共物である道路の幅員に加えて、道路沿いの建築物前面空き地が含まれる。そのため、災害に強いまちづくりの推進のためには、細街路の計画的拡幅の推進を図るとともに、住民の協力を求めて、建て替えの場合の住居のセットバックによる沿道空間のゆとりを高めるよう促進する。

(3) 自然環境機能の活用

自然環境の機能を活用すること等により、地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組みの推進など、総合的な防災・減災対策を推進する。

2 公共下水道事業の推進

市街地における浸水防除のため、雨水ポンプ場の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

第6節 文教対策計画

教育部（教育総務班、学校教育班、
保育未来班）

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設等」という。）の安全性を確保するため必要な計画を作成し、その推進を図る。

1 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

2 防災上必要な教育の実施

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる人材の育成を図るとともに、災害による教育活動への被害を最小限度にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校等において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに、学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

(2) 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

市は、県と連携し、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(4) 防災意識の普及

市は、県と連携し、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとることができるよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

(1) 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市の間、及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

4 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設等を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築にあたっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

5 文教施設等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

6 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な管理措置を講ずる。

7 文化財保護対策

(1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財の所有者や管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

(3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(4) 自主防災組織を育成し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、自動火災報知設備、貯水槽、消火栓、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

(5) 文化財及び周辺環境整備を実施する。

第7節 事故災害予防対策計画

企画財政部（本部班）
産業建設部（建設班・建設業務班・
まちづくり課）
消防本部

1 道路災害予防対策

市は、県及び防災関係機関との連携の下、災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

(1) 道路防災対策

ア 市は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 国道、県道等幹線道路のネットワークの充実を含む交通機能の拡充及び、被災した場合に交通に支障を来すおそれ大きい橋りょう等交通施設の整備と防災構造化の推進について、関係機関に要請する。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、各道路管理者と調整を行い、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

(2) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(3) 交通管理体制の整備

県、県警察及び市は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(4) 情報の収集連絡体制

市は、道路管理者等と連携し、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図る。また、道路交通の安全を確保するため、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(5) 高速道路における災害予防対策

山陽自動車道のトンネルについては、交通事故等による車両火災から、大惨事を引き起こす可能性があるため、万一に備え、消防本部等の防災関係機関に協力して、非常用設備の設置状況の把握及び点検を行うとともに、消火及び救急救助の両面から必要な措置を講じ、防災体制の確立を図る。

また、高速道路上では、トンネル以外の場所においても大規模な集団事故による水利不足等が考えられるため、消防本部と協力して、使用可能な水利等の把握に努める。

(6) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全対策協議会の活動により、交通安全の普及徹底を図る。

- イ 各種機関の活用、講習会の実施、広報紙等により啓発宣伝を図る。
- ウ 学校における交通安全教育の徹底を図る。
- (7) 交通事故等に対する救急体制の整備及び確立
 - ア 救急業務及び処理体制の整備を図る。
 - イ 医療機関との連携を強化し、救急医療体制の整備確立を図る。

2 鉄道災害予防対策

西日本旅客鉄道株式会社は、災害による線路、施設等の被害を軽減し、輸送の確保を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 安全な運行の確保

大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等を実施する。

植物等が施設に障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上での伐採等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

(3) 鉄道交通の安全のための啓発

踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するために、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(4) 市道が鉄道と並行している場所において、道路陥没等斜面崩落の可能性が疑われる場合は、直ちに西日本旅客鉄道株式会社に情報提供を行う。

3 海上災害対策

市は、水島地区石油コンビナートに近く、大規模な流出油による海上災害が発生するおそれがある。

海上災害を防御あるいは軽減するために、資機材の整備を図るとともに、関係機関との協力体制の確立を図るものとする。また、予防のための啓発活動を推進するものとする。

(1) 協力体制の確立

市は、大規模な流出油による海上災害に備え、関係企業等が緊急時に協力できる物資及びその数量を把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制の確立を図る。

(2) 流出油防除資機材等の整備

市は、水島海上保安部及び県と協力して、オイルフェンス等の流出油防除資機材及び油処理剤の整備を図る。

(3) 予防知識の啓発

市は、水島海上保安部及び県と協力して、危険物積載船をはじめとした、船舶等関係者全般並びに一般に対し、安全運行、危険物に関する火気取締りの励行、その他心得等について注意を喚起するとともに、各種海難防止運動を通じ、予防知識の普及及び徹底を図る。

(4) 災害対策訓練の実施

市は、水島海上保安部及び県と協力して、海上における大規模な流出油等の災害対策訓練・研修を実施する。

4 林野火災の防止対策

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

(1) 山火事予防に関する啓発宣伝

山火事予防について、随時一般の注意の喚起に努め、毎年火災の多発する3月を「山火事予防運動月間」に定め、啓発宣伝を行う。

ア 各関係機関、団体等との協調と運動の徹底を図る。

イ 広報車による巡回、防災無線放送、立看板等により広報活動を行う。

ウ 広報紙へ掲載するとともに、ポスター、チラシ等を配布する。

エ 教育機関における防火思想の徹底を図る。

(2) 山火事予防のための措置

ア 予警報等伝達の徹底

市は、消防本部と連絡を密にし、乾燥注意報又は火災気象通報を受けるときは、必要に応じて、消防団に連絡するとともに、広報車、防災行政無線等により一般住民への周知徹底を図る。

イ 火入れ指導の徹底

市は、火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び浅口市火入れに関する条例（平成18年条例第142号）を厳守させるとともに、気象の状況が火災の予防上危険な状態であるときは火災警報を発表し、火災予防条例に定めるところにより、火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

ウ 巡視及び監視の強化

消防本部は、火災の予防上危険な状態であると認めるとき、山林の監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

エ 森林の防火管理の徹底

市は、森林所有者に対し、防火帯、防火道等の設置・整備を指導する。

オ 林野火災訓練の実施

市は、消防本部との合同により、林野火災を想定し、火災の早期発見及び通報並びに消火活動の連絡及び連携体制を整備するため、必要に応じて訓練を実施する。

カ ヘリコプターによる空中消火体制の整備

大規模林野火災に対処するため、県、自衛隊等の協力による広域的な空中消火応援体制の整備を図る。

5 大規模な火災予防対策

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火事による災害から住民を守るため、災害に強いま

ちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難所での行動等、防災知識の普及を図る。

(3) 消火活動関係

ア 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第8節 危険物等保安対策計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（環境班）
消防本部

危険物等施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市は、県と連携して、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、有事に備えて防災体制の充実を図る。

1 事業者の自主保安体制の確立

- (1) 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。
- (2) 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- (3) 自主防災組織の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。
- (4) 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を促進する。
- (5) 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

2 保安意識の高揚

市は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

3 保安の強化

- (1) 市は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。
- (2) 市は、消防本部と連携し、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

4 事故原因の究明

市及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

5 危険物等の大量流出時の対策

- (1) 市は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- (2) 市は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。
- (3) 市は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第9節 防災訓練計画

全部（全班）

過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。

このため、市は、県、消防本部等と連携して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を習得する実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

1 基礎防災訓練の実施

(1) 水防訓練

市は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の実施についても検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

ア 実施事項

- (ア) 観測（雨量、水位、潮位等）
- (イ) 気象情報、被害状況等の通報
- (ウ) 水防工法
- (エ) 人員、資機材等の輸送
- (オ) 樋門・陸閘等の開閉操作
- (カ) 住民等の避難誘導等

イ 実施時期

市は、年1回以上、出水期までに訓練を実施する。

(2) 消防訓練

市は、消防に関する本計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、他の市町村及び消防関係機関等と合同で訓練を実施する。

(3) 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防・土砂災害防止等の災害防護活動と合わせ、又は、単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び大型店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時よりこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険箇所においては、徹底して訓練を行う。

(4) 情報収集伝達訓練

市は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、さまざまな条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

市は、災害時における通信の円滑化を図るため、県及び関係機関等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

市は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

(7) 危険物等特殊災害訓練

市は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(8) 避難所開設・運営訓練

市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 総合防災訓練の実施

大規模災害を想定の上、防災関係機関並びに地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

(1) 訓練項目

- ア 住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- イ 防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ウ 防災関係機関による応急対策訓練
- エ 緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- オ ライフライン等の確保訓練
- カ 避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- キ 災害対策本部訓練
- ク 広域応援要請訓練

(2) 実施時期

災害の発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(3) 実施場所

災害の発生するおそれのある場所又は訓練効果のある適当な場所等において実施する。

(4) 実施の方法

ア 実働訓練

防災関係機関が、それぞれ水防、消防、避難、救護、防疫、警備、通信連絡その他災

害応急対策を総合化した訓練を行う。

イ 図上訓練

単独又は防災関係機関が合同して、非常災害に対応して的確な判断と適切な対策を講ずるため、市本部を中心とした図上訓練を実施する。

3 近隣市町との防災訓練の実施

市は、災害時の相互応援協定を締結している近隣市町と合同で、防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制の強化を図る。

4 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練及び防災計画・防災業務計画の見直しに反映させるよう努める。

第10節 複合災害対策計画

全部（全班）

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

1 対応計画の作成

市は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

2 訓練の実施

市は、さまざまな複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第11節 要配慮者等の安全確保計画

企画財政部（本部班）
健康福祉部（社会福祉班・高齢者支
援課班・健康こども福祉班）

乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。さらに、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日ごろから要配慮者を助け合える地域社会づくりを推進する。その際、男女共同参画の促進に努める。

1 要配慮者等の把握

(1) 市は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。また、要配慮者の次のような詳細情報を日ごろから把握するよう努める。

ア 居住地、自宅の電話番号

イ 家族構成

ウ 保健福祉サービスの提供状況

エ 外国語による情報提供の必要性

オ 視覚・聴覚に障がいのある人への適切な情報提供の必要性

カ 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法
なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

(2) 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、市役所はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日ごろから可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、災害の発生に備え、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ

で更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

また、市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

(2) 避難支援等関係者となる者

市は、地域での援護活動等が適切に行われるよう、次の者に対して避難行動要支援者名簿を提供する。なお、提供については、避難行動要支援者の本人同意が得られた場合は、平常時から行うものとする。

ア 民生委員・児童委員

イ 浅口市社会福祉協議会

ウ 自主防災組織、自治組織

エ 警察

オ 消防機関

(3) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

市は、居宅生活者で次に該当する者に対して、避難行動要支援者名簿登録に係る確認を行う。また、何らかのハンディキャップ等により災害時に自ら避難することが困難な者についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

ア 高齢者のみの世帯

イ 要介護・要支援認定者

ウ 身体障がい（身体障害者手帳１・２級）及び知的障がい（療育手帳Ａ）のある者

エ 精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する者

(4) 名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の

適切な管理に努め、災害時の効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮することに努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

市は、日ごろから避難支援等関係者に対して研修等により避難支援等関係者の安全確保についての啓発等に努める。

3 福祉避難所等の確保（資料３－２参照）

市は、平常時から指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握と新たな福祉避難所の指定を行うものとする。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示し、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

その際、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、市は、福祉避難所の指定にあたっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

（福祉避難所の施設整備の例）

・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など

施設のバリアフリー化

- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、FAX、パソコン、電光掲示板等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池、歯ブラシ
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

4 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

- (1) 市は、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の整備に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。
- (3) 市は、避難誘導の際に配慮を要する外国人への情報伝達体制の整備に努める。

5 防災知識の普及

- (1) 市は、国・県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、保健福祉施設において適切な防災教育が行われるよう指導する。
- (2) 市は、自治組織、浅口市社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。
- (3) 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記などを検討する。
- (4) 防災訓練にあたっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。
- (5) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

ア 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

イ 地域住民とともに行う防災訓練

- (6) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (7) 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ、福祉避難所の所在地等を自ら把握、確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

6 支援体制の整備

- (1) 市は、災害時において、要配慮者に対する避難所における情報提供等、支援が迅速かつ的確に行われるよう次の事項を含むマニュアルを作成する。
- ア 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項
 - イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
 - ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
 - エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
 - オ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
 - カ 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
 - キ 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
 - ク 避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への第二次避難を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項
- (2) 住民は、自治組織、民生委員・児童委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。
- また、日ごろから社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

第12節 防災意識の普及計画

企画財政部（地域創造班、本部班）
産業建設部（産業振興班）
教育部（学校教育班・ひとづくり推進班）
消防本部

災害を最小限度にとどめるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日ごろから、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

このため、市は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、学校教育や各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会をとらえ、地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うために、対象者や対象地域を明確にして実施する。

また、各種災害のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

1 防災教育

対象	教育内容
市職員	防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、地域防災計画・職員初動マニュアルの内容、運用をはじめ、災害発生時の市職員としての心構えや留意点、関係法令・実務等に関する研修会等を開催し、職員に防災知識の普及を図る。
児童・生徒	災害の基礎的な知識、災害発生時の対応等について児童生徒の発達段階に応じた指導を行い、児童生徒の防災意識の高揚を図り、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。 また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
住民	「自らの命は自らが守る」という意識を住民一人ひとりがその自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時にはまず自分の身の安全を守るよう冷静に行動することが重要である。また、災害時に被害の拡大を防ぐために、初期消火や避難行動要支援者の救助等身近にできることを自発的に行っていくことも重要である。 したがって、さまざまなPR活動を積極的に行い、住民に対して自主防災思想の普及啓発を図る。 (1) 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住

対象	教育内容
	民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。 具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成・配布や防災に関する研修会、講演会、出前講座等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組みを進める。 特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。 なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。 教育団体等は、<u>児童生徒</u>をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等さまざまな媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、Webサイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。 (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、歯ブラシ等）の準備、自動車等へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取組むべき対応についても、普及啓発を図る。 (3) 防災意識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 なお、要配慮者については、民生委員・児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。 また、防災・減災への取組み実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組みを実施する。 (4) 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも

対象	教育内容
	加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及を図る。 (5) 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。 (6) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。 (7) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。 なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。 (8) 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。 ・ 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。 ・ 土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解でき

対象	教育内容
	るよう努める。 ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。 ・高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。 ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 (9) 電気通信事業者は、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。
自治組織、女性団体、高齢者団体、教育団体	自治組織、女性団体、高齢者団体、教育団体等は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にに基づき、地域住民、自主防災組織及び事業者等と互いに助け合いながら行動できるよう、平常時の話し合いや防災訓練等を通じて、その協力体制の確立を促進する。 また、各団体の性格等を考慮して、研修会、学習会等を開催し、防災知識の普及啓発を図る。その際、女性の防災活動への参画を促進し、地域の防災対策において男女双方の意見が取り入れられるよう指導・啓発に努める。

2 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画（BCP）に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

3 防災広報

市及び関係機関は、住民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、Webサイト等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

4 ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアについて、自主性に基づき、その支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (1) 市は、災害発生時に浅口市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より浅口市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、役割分担等について、市地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

- (2) 日本赤十字社岡山県支部及び浅口市社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参

加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

- (3) 県、市、関係機関は、防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組みを日常的に進めることの重要性を訴える。
- (4) 市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。
- (5) 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (6) 市及び県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。
- (7) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する浅口市社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

5 防災週間等における啓発事業の実施

防災週間及び予防運動実施期間等を中心に防災関係機関と協力して、住民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・水防月間（5月1日～31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）

- ・土砂災害防止月間（６月１日～３０日）
- ・危険物安全週間（６月第２週）
- ・火薬類危害予防週間（６月１０日～１６日）
- ・道路防災週間（８月２５日～３１日）
- ・防災週間（８月３０日～９月５日）
- ・防災の日（９月１日）
- ・救急の日（９月９日）
- ・救急医療週間（９月９日を含む１週間）
- ・国際防災の日（１０月の第２水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（１０月２３日～２９日）
- ・津波防災の日（１１月５日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（１１月９日～１５日）

6 災害教訓の伝承

- (1) 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。
- (2) 住民は、地域における地震・津波等による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日ごろから防災知識の習得に努めるとともに、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを積極的に支援する。

第13節 自主防災組織の確立計画

企画財政部（本部班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）
消防本部

自然災害やますます多様化する事故災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動及び復旧活動を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づく、地域住民主体による自主防災活動体制の整備及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者や事業所の管理者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- (1) 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
- (2) 市は、防災資機材や備蓄品の整備、訓練の実施、防災マップや防災標識等の作成、防災士資格の取得等、自主防災組織が自ら取り組む地域防災活動を積極的に支援するとともに、各地域内における自主運営避難所の確保に努めるため、登録避難所制度を推進する。
- (3) 市及び消防本部は、自主防災組織を対象とした防災講演会・研修、出前講座の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促す。
- (4) 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- (5) 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- (6) 市及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (7) 市は、日常的な通報体制の確立や浅口市自主防災組織連絡協議会の設立など、地域内の防災組織間の連携強化を図る。

- (8) 市は、事業所の防災協力を推進するため、必要に応じて防災協力協定の締結等を促進する。
- (9) 市は、発災時には、甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的にかかわることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるよう自主防災組織の強化を図る。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の整備
- オ 要配慮者の把握及び援護体制の確立

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 避難誘導の実施
- オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- カ 要配慮者の支援
- キ 避難所運営

第14節 企業防災の促進計画

企画財政部（本部班）
健康福祉部（社会福祉班、高齢者支援班・健康こども福祉班）
産業建設部（産業振興班・まちづくり班）
教育部（教育総務班・学校教育班・保育未来班）

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

1 企業防災力の向上促進

- (1) 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、市は、県と連携し、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (2) 市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- (3) 市は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (4) 市及び商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- (5) 市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

2 企業が実施する計画

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリス

クマネジメントの実施に努めるとともに、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

- (3) ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- (4) 市は、企業を地域コミュニティの一員と捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- (5) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (6) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に定める避難確保計画を作成するとともに、介護保険法関係法令、児童福祉法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。（資料３－３参照）

第15節 防災対策の整備推進計画

企画財政部（本部班）
産業建設部（建設班・建設業務班）

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア 水害危険地域

イ 地すべり危険地域

ウ 急傾斜地崩壊危険地域

エ 火災危険地域

オ その他災害危険地域

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

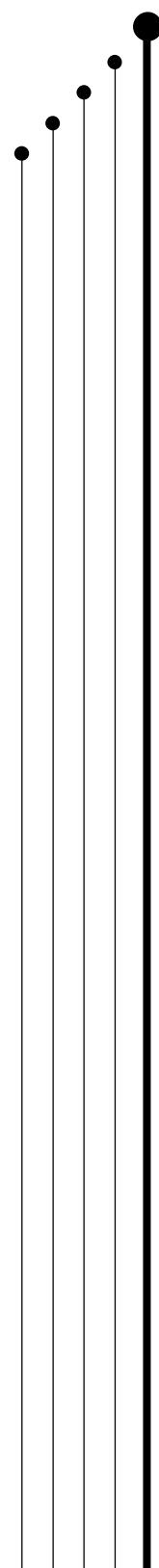
また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 公共用地等の有効活用

(1) 市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

(2) 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第2章 災害応急対策計画



第 1 節 応急活動体制計画

全部（全班）

第 1 組織計画

1 浅口市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、市に浅口市防災会議を設置する。防災会議の組織及び所掌事務は次のとおりである。

(1) 組織

ア 会長 市長

イ 委員

(ア) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(イ) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(ウ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(エ) 市長がその部内の職員のうちから任命する者

(オ) 教育長

(カ) 市長が消防団のうちから委嘱する者

(キ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(ク) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(ケ) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要として委嘱する者

(2) 所掌事務

ア 浅口市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

ウ イの重要事項に関し、市長に意見を述べる。

エ ア～ウに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

2 浅口市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び浅口市災害対策本部条例に基づき、浅口市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 本部の設置及び廃止

ア 設置及び廃止の基準

設置基準	① 市内全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ② 局地的な災害であっても被害が甚大であり、本庁一支部間又は支所同士の応援協力が不可欠であるとき。 ③ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。
廃止基準	① 市長が、予想された災害の危険が解消したと認めたとき。 ② 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

イ 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を防災行政無線、ケーブルテレビ等により、県、関係機関、住民に対し、報告、通知、公表するとともに、市役所玄関前に本部の標識を掲示又は撤去する。

ウ 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、市長にあるが、市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副市長※	2	副市長※	3	教育長
--------	---	------	---	------	---	-----

※については、市長があらかじめ定める順位

エ 本部の設置場所

本部は、本庁会議室に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

第1順位	金光総合支所	第2順位	寄島総合支所
------	--------	------	--------

(2) 本部の任務

本部は、次の任務を遂行する。

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達を行う。
- イ 災害応急対策の連絡調整を行う。
- ウ 水防、その他災害の応急対策を行う。
- エ 災害救助、その他の民生安定のための対策を行う。
- オ 施設及び設備の応急復旧を行う。
- カ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置を行う。

(3) 本部の組織

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長・教育長・消防団長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（部長職の職員・消防団副団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。

エ 部及び班

本部における各部及び班の組織及びそれぞれの所掌事務については、浅口市災害対策本部規程（平成18年訓令第18号）（資料11－3参照）に定めるところによる。

オ 現地災害対策本部

災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

（ア）現地災害対策本部の開設

- a 本部長は、現地災害対策本部長として副市長を充て、また、本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- b 現地災害対策本部は、最寄りの公共施設に設置するが、適当な施設がない場合に

は、民間施設の借り上げ又は仮設テントの設置等による。

- c 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

(イ) 現地災害対策本部の責務

- a 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- b 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- c 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

(ウ) 本部と現地災害対策本部との関係

- a 現地災害対策本部は、本部の指示に基づき、現地での災害応急活動にあたるものとする。ただし、事態が切迫し、緊急に対処する必要がある場合には、現地災害対策本部長の指示により活動することができる。この場合、事後直ちに本部長に報告するものとする。
- b 本部と現地災害対策本部とは、定期的に情報交換を行い、意思疎通を図るものとする。
- c 現地災害対策本部長は、現地における災害応急活動に必要な人員、資機材等が不足する場合には、本部長に応援を要請するものとする。

(4) 本部会議

本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関して協議するため、本部を設置したとき及びその後の必要の都度本部会議を招集する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長、各部長をもって構成する。ただし、必要により関係機関の代表者の参画を要請する。

イ 本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部体制の整備及び廃止に関すること。
- (イ) 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (エ) 災害応急対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

(5) 本部室の設置

ア 本部室の設置

本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。本部室は、本部長が別に定める場所に設け、その管理運営は企画財政部が担当する。

イ 幹部の常駐

本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は部長の中から指名して、本部室に常駐させる。

ウ 本部連絡員の配備

各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握、整理、各部班に対する連絡、通報、防災関係機関との連絡調整等の活動にあたら

せる。

エ 防災関係機関は必要に応じ、連絡員を本部室に派遣する。

3 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第2 配備体制

1 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、防災体制を配備するものとする。

市がとるべき体制は、状況に応じて注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部設置）とする。

配備については、本庁・支所単位で行うものとするが、支所においては、支所長の判断により、配備体制をとることができ、この場合、速やかにその旨を企画財政部長に通知しなければならない。

(1) 注意体制

ア 配備基準

No.	配備基準	本庁	金光	寄島
①	管内に次のいずれかの注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報	○	○	○
②	管内の河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意・警戒を要するとき。	○	○	○
③	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき。	○	(○)	(○)
④	その他、大規模な災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。	○	○	○

イ 配備内容

	配備人員
市役所本庁	注意体制班を編成し、対応するものとする。 ・企画財政部長 ・産業建設部長 ・くらし安全課長 ・建設課長 ・建設業務課長 ・くらし安全課、建設課、建設業務課職員のうち、各課長が指名する者
金光総合支所 寄島総合支所	・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員

(2) 警戒体制

ア 配備基準

No.	配備基準	本庁	金光	寄島
①	市内に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮警報	○	○	○
②	土砂災害警戒情報が発表されたとき。	○	○	○
③	市内において局地的な災害又は重大な事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	○	○	○
④	水防警報が発表されたとき。	○	○	○
⑤	各支所より警戒体制をとった旨の通知があったとき。	○	(○)	(○)
⑥	その他、大規模な災害が発生又は切迫し、市長が必要と認めたとき。	○	○	○

イ 配備内容

	配備人員	
市役所本庁	警戒体制時においては、次の配備をとるものとする。	
	総合調整班	(班長) 企画財政部長 (要員) 次長職以上の職員、浅口市消防団長
	総 括 班	(班長) 暮らし安全課長 (要員) 建設課長、建設業務課長及び課長補佐 職以上の職員のうち、市長が指名する者 (班員) 暮らし安全課、建設課、建設業務課職 員のうち、各課長が指名する者
	警戒体制班	あらかじめ定める防災体制一覧表による職員
	・消防団鴨方方面団長	
金光総合支所	・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員 ・消防団金光方面団長	
寄島総合支所	・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員 ・消防団寄島方面団長	

(3) 非常体制

配備基準は、次のとおりとする。

ア 「浅口市災害対策本部規程」(平成18年訓令第18号)(資料11－3参照)に基づいて災害対策本部が設置されたとき。

イ 市内に次のいずれかの特別警報が発表されたとき。

・暴風特別警報 ・大雨特別警報 ・高潮特別警報

2 配備中の活動基準

(1) 注意体制時における活動

注意体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

主な業務	担当部課
気象予警報等の受信・伝達	く ら し 安 全 課
災害情報の収集・伝達	関 係 部 課
被害状況の把握	関 係 部 課

(2) 警戒体制時における活動

警戒体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応急対策の適切な実施を行う。

主な業務	担当部課
気象予警報等の受信・伝達	くらし安全課
災害情報の収集・伝達	関係部課
被害状況の把握	関係部課
災害広報	関係部課
応急対策	関係部課
避難対策	関係部課
関係機関と連絡調整	企画財政部

(3) 非常体制時における活動

市本部における活動を行う。

3 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったときは、企画財政部長は関係部と協議の上注意体制及び警戒体制を解除するとともに、関係部及び消防団へその旨を連絡する。非常体制の解除については、市本部の廃止による。

第3 職員の動員及び参集

1 動員配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 市役所本庁

(ア) 災害情報・気象情報等は、くらし安全課が受領する。くらし安全課長は、情報を受領した場合、直ちに企画財政部長に報告するとともに、各支所へ伝達する。

(イ) 企画財政部長は、配備が必要であると認めた場合には、くらし安全課長を通じて関係職員に配備指令を伝達し、その旨を市長・副市長に報告する。

イ 支所

(ア) 災害情報・気象情報等は、くらし安全課からの伝達により市民生活課が受領する。市民生活課長は、情報を受領した場合、直ちに支所長に報告する。

(イ) 支所長は、配備が必要であると認めた場合には、市民生活課長を通じて関係職員に配備指令を伝達し、その旨を企画財政部長に報告する。

ウ 配備指令の伝達方法

庁内放送、回線電話、携帯電話、防災行政無線、職員ポータル、文書回覧及び使送等による。

(2) 勤務時間外

ア 市役所本庁

(ア) 災害情報・気象情報等は、当直員が受領する。当直員は、情報を受領した場合、直ちにくらし安全課長及び企画財政部長に報告する。

(イ) 企画財政部長は、配備が必要であると認めた場合には、関係職員に配備指令を伝達し、その旨を市長・副市長に報告する。

イ 支所

(ア) 災害情報・気象情報等は、本庁当直員が受領する。本庁当直員は、情報を受領した場合、直ちに市民生活課長及び支所長に報告する。

(イ) 支所長は、配備が必要であると認めた場合には、市民生活課長を通じて関係職員に配備指令を伝達し、その旨を企画財政部長に報告する。

ウ 配備指令の伝達方法

携帯電話、回線電話、防災行政無線及び使送等による。

2 職員の参集等

(1) 勤務時間外における参集

ア 職員は、勤務時間外において災害が発生し、配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。

イ 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集にあたり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

エ 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、企画財政部長に報告する。

第2節 予報及び警報等の伝達計画

企画財政部（本部班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台等から発表される予報及び警報等の伝達方法、基準等について定める。

1 予報及び警報等の対象区域並びに種別（資料7－1参照）

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

(1) 予報及び警報等の対象区域

ア 細分区域

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
南部	岡山地域	岡山市・瀬戸内市・玉野市・吉備中央町
	東備地域	赤磐市・備前市・和気町
	倉敷地域	倉敷市・総社市・早島町
	井笠地域	井原市・笠岡市・浅口市・里庄町・矢掛町
	高梁地域	高梁市
北部	新見地域	新見市
	真庭地域	真庭市・新庄村
	津山地域	津山市・久米南町・美咲町・鏡野町
	勝英地域	美作市・西粟倉村・勝央町・奈義町

(2) 気象に関する予報及び警報等の種別

ア 気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2に相当。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

イ 気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

高潮警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

ウ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所

から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

エ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

キ 大雨・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

ク 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、高潮に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備中県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(6) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、県や関係県民局等が水防活動が必要と認めて発表するものである。

(7) 氾濫危険水位情報

水防法に基づき、知事が定めた「水位周知河川」において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に、当該河川水位が達したときに、関係県民局長が関係機関にその旨通知するものである。

(8) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(9) 火災警報

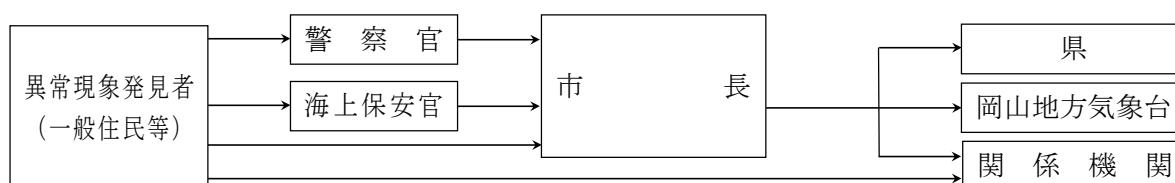
消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発表するものである。

2 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

また、市、国及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



3 気象注意報・警報等の伝達

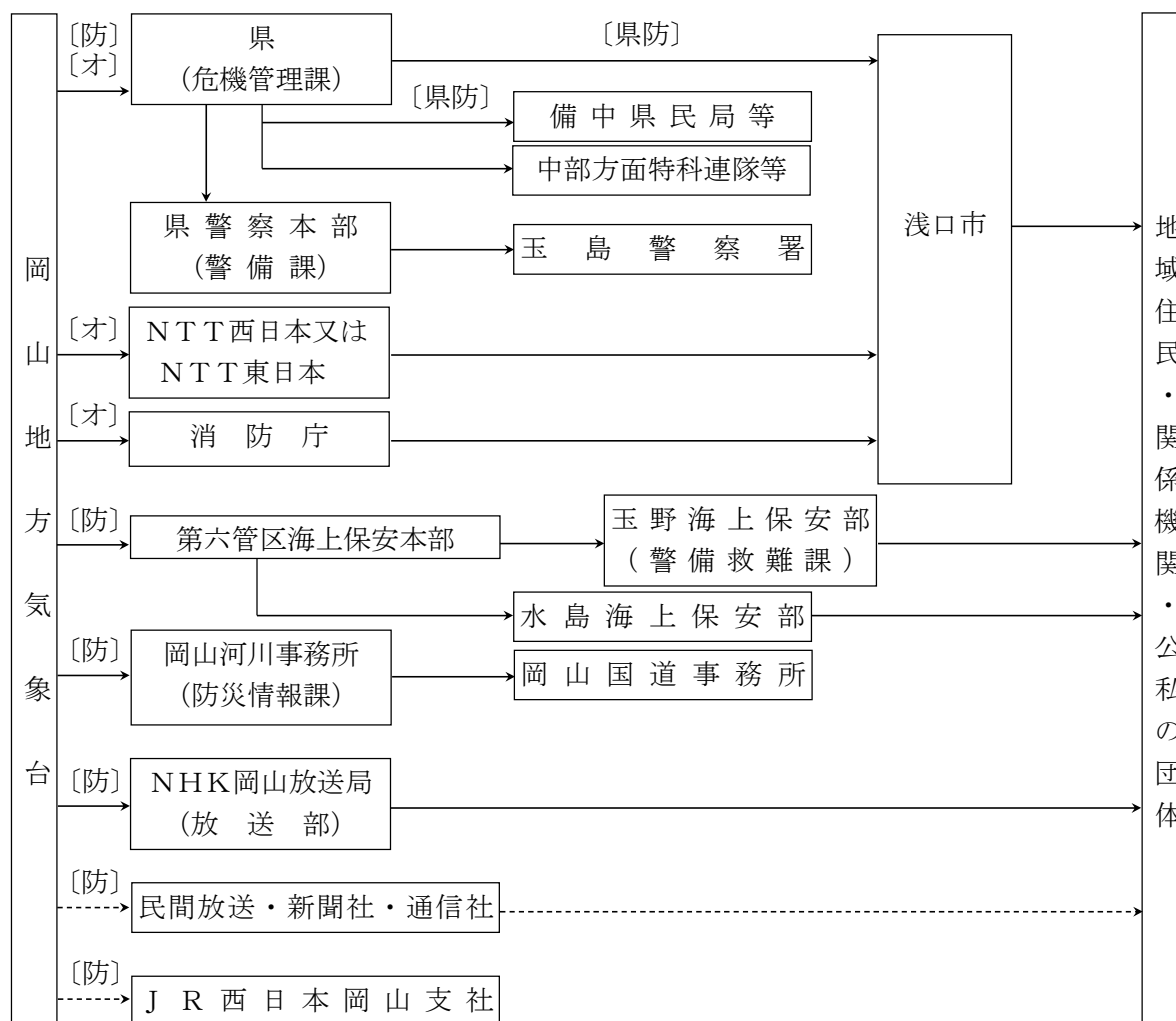
(1) 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

(2) 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達

の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

(3) 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

ア 気象注意報・警報等の伝達系統



(注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系を示す。

2 県が市へ伝達する注意報・警報の種類については、別に定める。

3 NTT西日本又はNTT東日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。

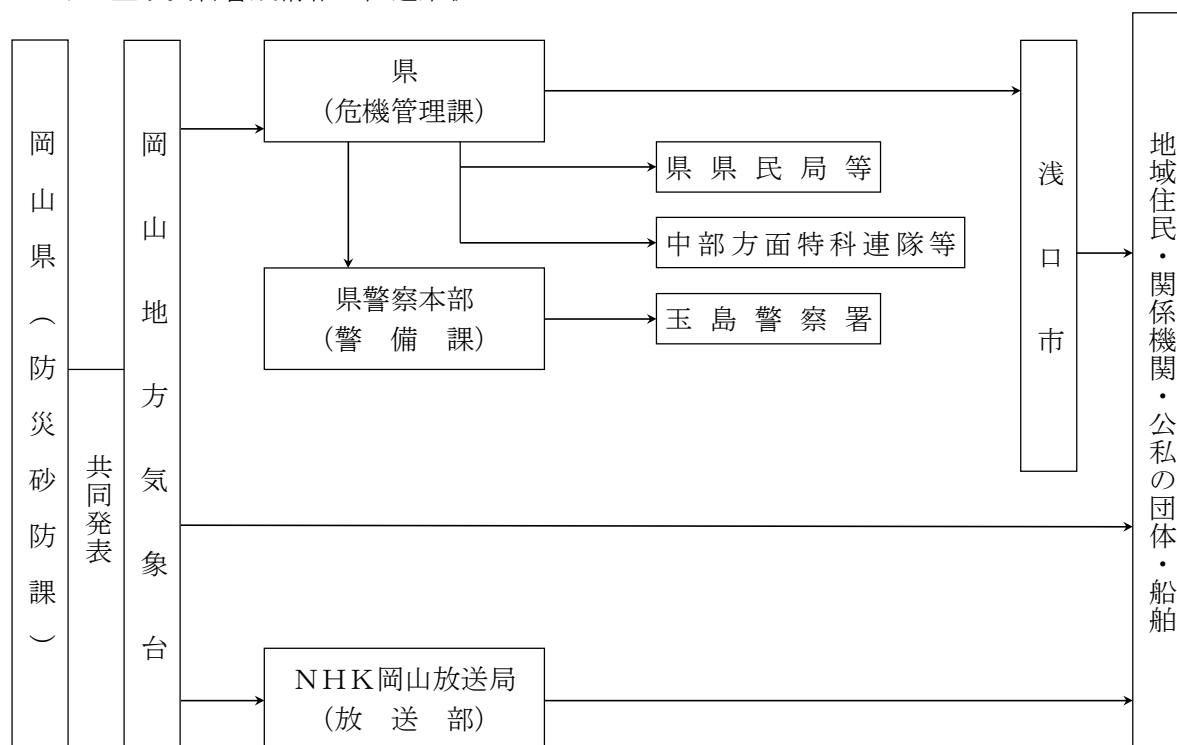
4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。

5 中部方面特科連隊等へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

6 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

7 [] 内は、通知方法を示す。〔防〕防災情報提供装置〔オ〕オンライン
〔県防〕岡山県防災情報ネットワーク

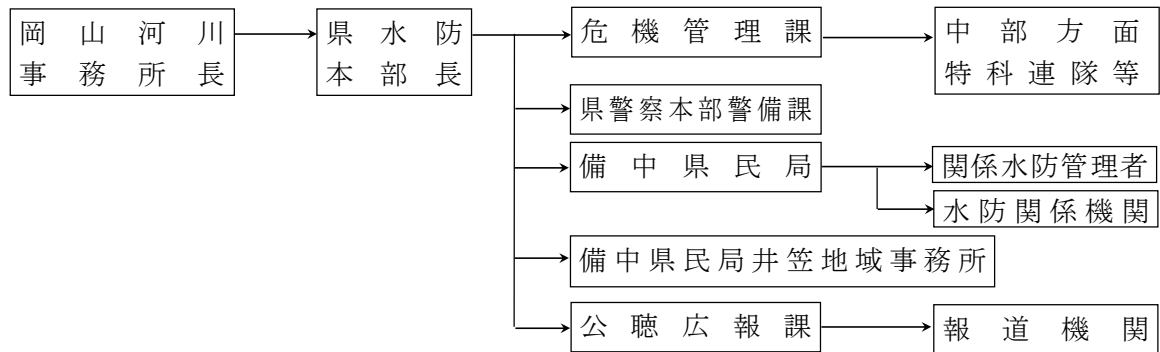
イ 土砂災害警戒情報の伝達系統



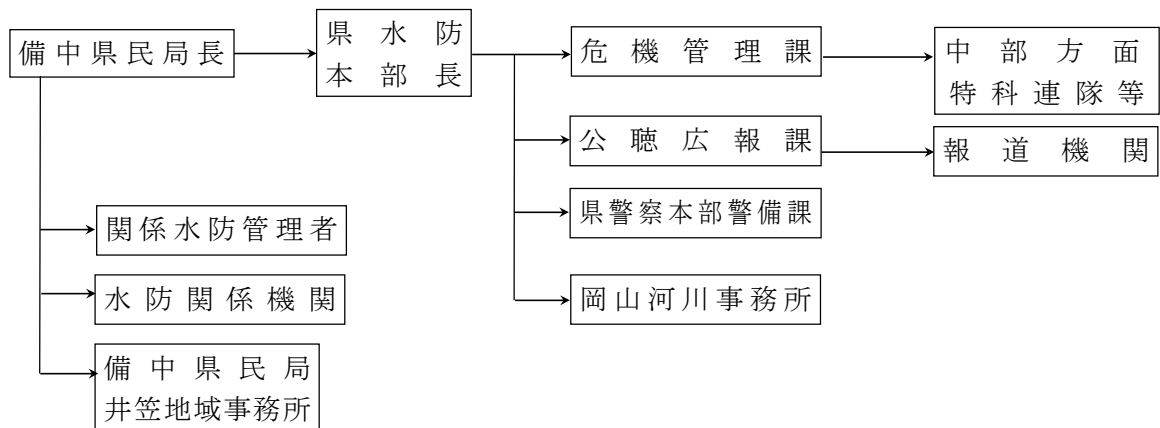
(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

ウ 水防警報の伝達系統

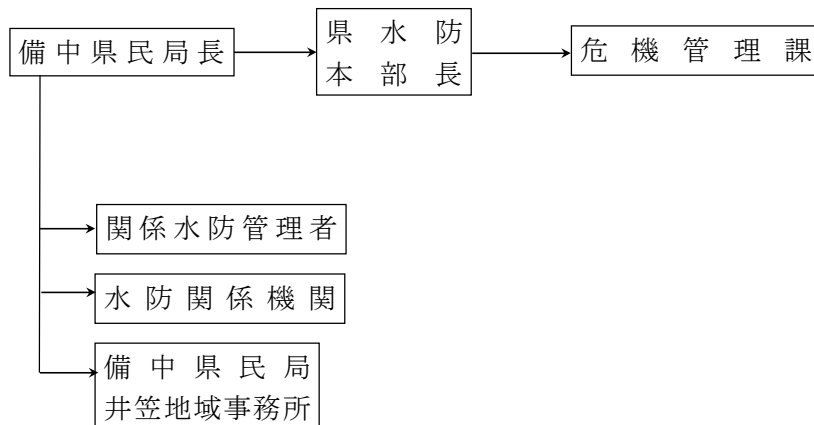
(ア) 国土交通大臣の発する水防警報



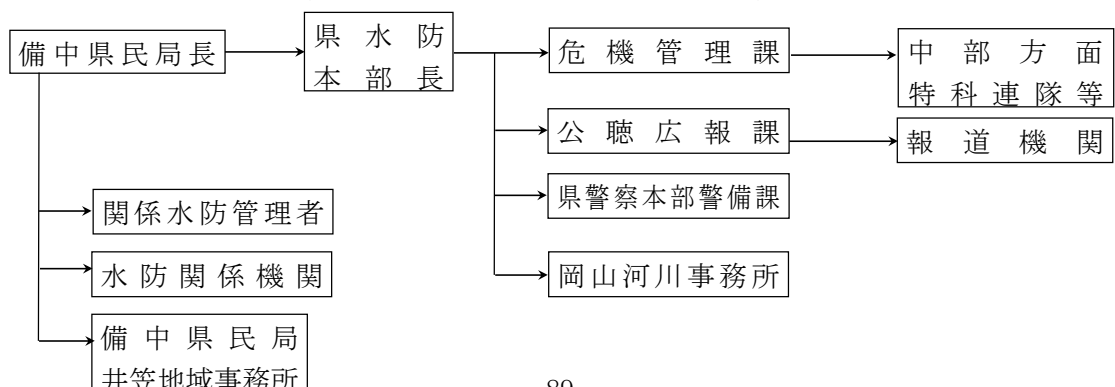
(イ) 知事の発する水防警報、水位情報の通知及び周知



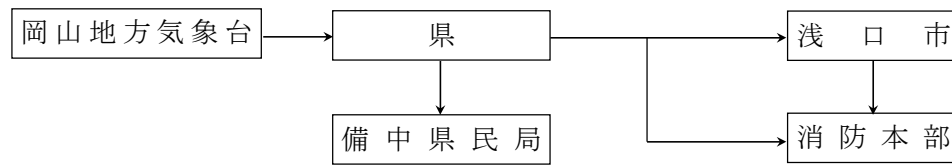
(ウ) 知事の発する水位情報の通知及び周知（避難判断水位）



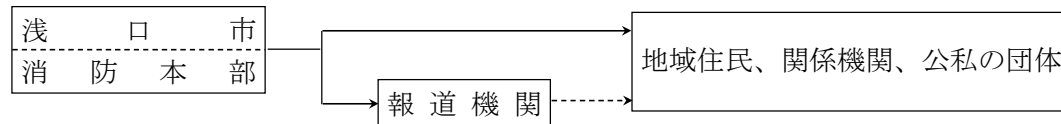
(エ) 知事の発する水位情報の通知及び周知（氾濫危険水位）



エ 火災気象通報の伝達系統



オ 火災警報の伝達系統



4 気象予警報等の受領、伝達

(1) 勤務時間内の受領、伝達

国、県等の各機関からの各種の警報、情報については、くらし安全課（本部設置時は本部班）が受信し、関係部課及び関係団体等に連絡するとともに、庁内放送により、全職員に周知する。

(2) 勤務時間外の受領、伝達

ア 当直員が受信し、くらし安全課長に報告する。くらし安全課長は、配備の基準に該当する場合は、直ちに各配備職員（支所含む。）に連絡する。

イ くらし安全課長は、配備の基準に該当しない場合であっても、必要に応じ、消防団、関係団体へ連絡する。

(3) 一般住民への通報

住民に対する通報については、必要に応じ、消防団、関係団体に連絡し周知を図るとともに、広報車、防災行政無線、メール配信サービス、緊急告知FMラジオ、CATV等により、出来るだけ多くの手段を用いて周知を図る。消防団においては、各方面団の担当者に連絡し、地域住民に周知させる。

(4) 気象予警報等受領伝達簿

くらし安全課（本部班）は、気象予警報、情報、通報等の受領伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ、事後の参考に資するため、気象予警報等受領伝達簿を作成する。

第3節 被害情報の収集・伝達計画

全部（全班）

被害状況報告及びその他の災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であり、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集

市長は積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動等を実施するため必要な情報を収集する。また、市は、災害情報を一元的に把握し、関係機関と共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

ア 異常現象発見者の通報

(ア) 災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長、警察官又は海上保安官に通報する。また、住民等から通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

(イ) 上記通報を受けた市長は、県、岡山地方気象台その他関係機関に通報する。

イ 消防団による情報の収集

(ア) 消防団員は、常時地区内の状況を把握するよう努める。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、地区内の災害危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

(ウ) 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況を調査し、直ちに市本部に連絡する。

(2) 被害状況等に関する情報の収集

ア 収集の方法

(ア) 各部は、その所管に係る事務について被害状況を収集する。

(イ) 災害発生直後の収集は、災害発生地点、災害の種別、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）等応急対策を実施する上での緊急性の高い情報を優先するとともに、市内の被害状況の全般的概要を把握することを目的とし、迅速性を第一とする。

(ウ) 収集は、現地調査を原則とし、発災後の時間的経過に比例して正確性が增大するよう努める。

(エ) 防災関係機関と情報連絡を密にし、被害状況の把握に努める。

(オ) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 収集すべき事項

収集事項は、おおむね次のとおりとする。

なお、被害状況の調査は、多数の要員で分担して行うため重複調査や調査項目の脱漏

等が予想されるので、適切な指示により効果的、効率的に実施するよう努める。

(ア) 災害発生日時、場所、地域

(イ) 災害の状況

(ウ) 人的被害、住家被害、その他各部で所管する事務の被害状況

(エ) 住民の動向、避難状況、救助活動の要否等

ウ 情報の取りまとめ

(ア) 各部（各班）長は、収集したそれぞれの所管事項に係る被害状況を逐次企画財政部（本部班）に連絡する。

(イ) 企画財政部長（本部班長）は、各部（各班）、消防団、住民等からの情報を整理分類し、関係各部（各班）に連絡する。

(ウ) 本部班は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

2 災害情報の報告

(1) 報告の種類

ア 災害発生通報（様式 1-1 (1)）

災害が発生した場合、直ちに、災害発生通報により報告する。災害発生通報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で報告する。

イ 災害速報

被害状況が判明しだい、玉島警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し逐次災害速報により報告する。

ウ 被害概況報告

ア、イの報告後において、被害の全体がおおむね判明したとき、被害概況報告により報告する。

エ 災害状況決定報告

被害の程度が確定したときは、災害確定報告により報告する。

(2) 報告の実施

ア 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する課、事務所の長が企画財政部長に報告するとともに、県（備中県民局地域づくり推進課）へ電話や岡山県総合防災情報システム等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

イ 災害速報、被害概況報告については、判明しだい逐次県へ報告する。この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害即報第1報を報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

ウ 県本部が設置された場合は、企画財政部において災害発生通報、災害即報を行うとともに、県本部との連絡を行う。

エ 災害発生状況について、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。

また、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、県へ報告するとともに直接消防庁へも報告する。

オ 消防庁への報告先は次のとおりであるが、この報告は消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	TN（77）-048-500-7527	TN（77）-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

本庁舎	77
金光総合支所	77
寄島総合支所	7

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

（ア）一般基準

- a 災害救助法の適用基準に関するもの
- b 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- e 自衛隊に災害派遣を要請したもの

（イ）個別基準

次の災害については（ア）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- b 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- c 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）社会的影響基準

(ア) 一般基準、(イ) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

カ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

キ 市は、応急対策活動状況について、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に報告する。

ク 関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
(1) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式 1－1 (1)・1－1 (2) によること。
(2) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式 1－2 によること。 様式 1－3 によること。
公共施設被害	(3) 河川被害 (4) 海岸被害 (5) 貯水池・ため池被害 (6) 砂防被害 (7) 治山被害 (8) 港湾及び漁港施設被害 (9) 道路施設被害 (10) 水道施設被害 (11) 下水道施設被害 (12) 都市公園等施設被害 (13) 市営住宅等被害	様式 1－4 によること。
その他	(14) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式 1－5 によること。 様式 1－6 によること。
	(15) 事故災害	様式 1－7 によること。
	(16) 社会福祉施設被害状況	様式 1－8 によること。

(注 1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について市の定める様式により行う。

(注 2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

3 報告の系統

市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

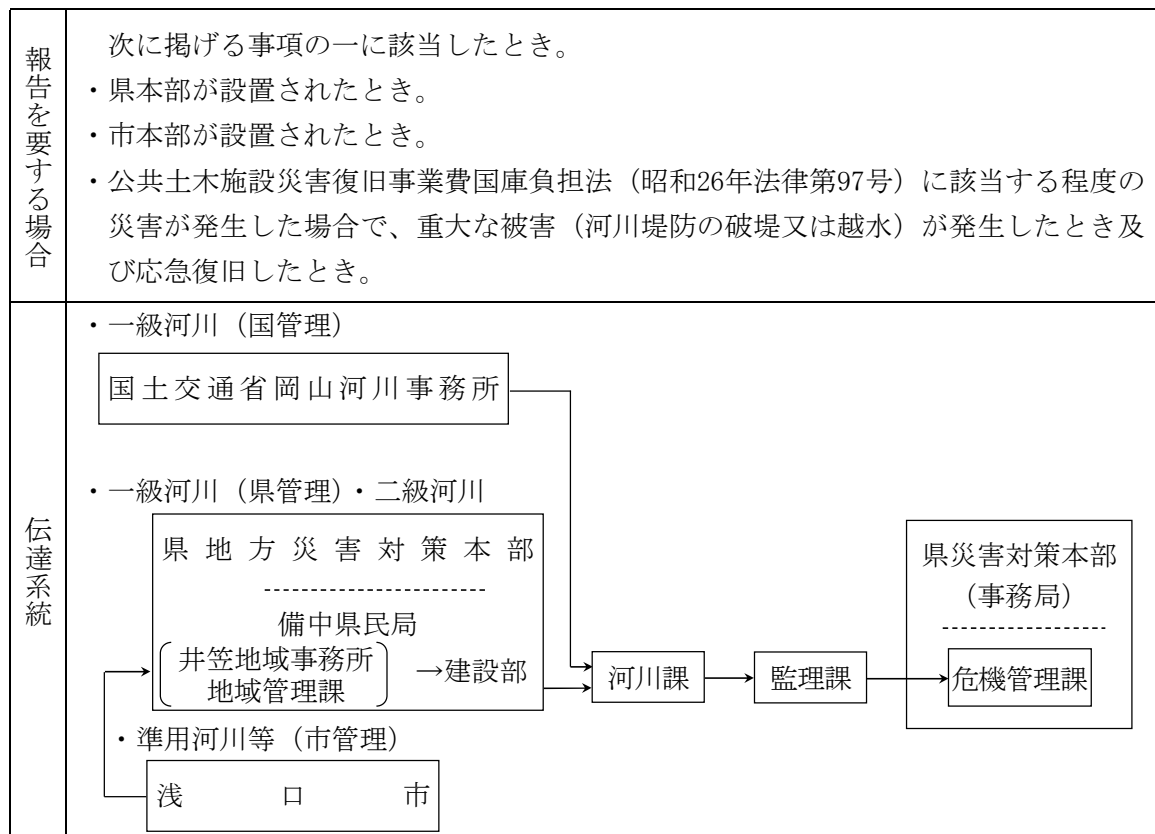
(1) 災害発生状況報告等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・市本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph LR A[浅口市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局 (地域づくり推進課)] B --> C[県災害対策本部 (事務局) 危機管理課] A -.-> B A -.-> C A -.-> D[玉島警察署] B -.-> C C -.-> E[県警察本部警備課] D <--> E </pre> (注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

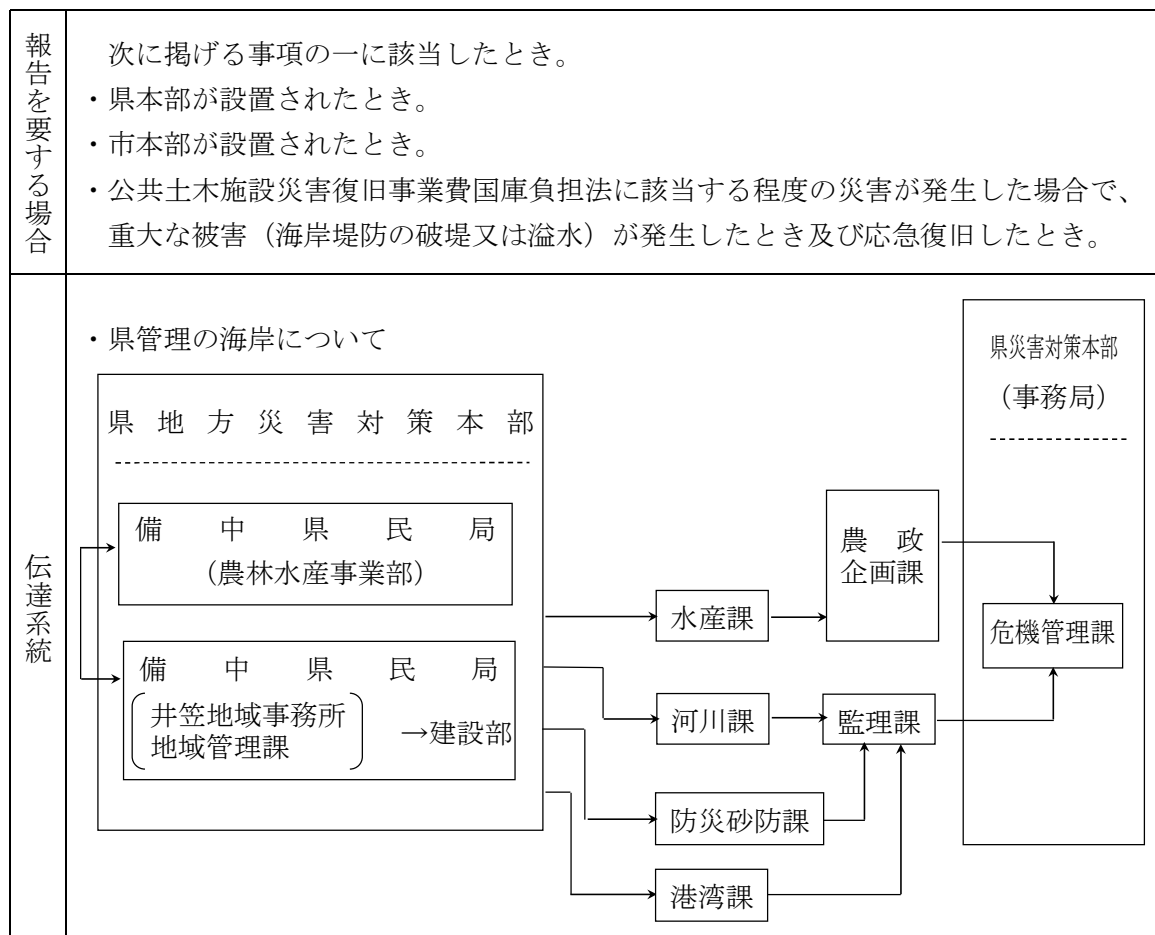
(2) 人的被害、住家被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・市本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	<pre> graph LR A[浅口市] --> B[県地方災害対策本部 備中県民局 (健康福祉部)] B -- 保健医療課 --> C[県災害対策本部 (事務局) 危機管理課] A -.-> B A -.-> C A -.-> D[玉島警察署] B -.-> C C <--> E[県警察本部警備課] D <--> E </pre> (注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

(3) 河川被害



(4) 海岸被害



(5) 貯水池・ため池被害

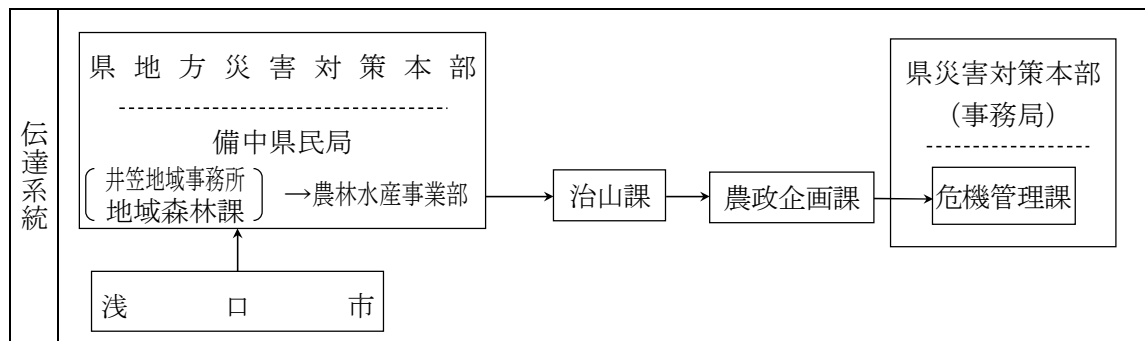
報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・市本部が設置されたとき。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	・県管理の貯水池 <pre> graph LR A["県地方災害対策本部 ----- 備中県民局 (農林水産事業部)"] --> B[耕地課] B --> C[農政企画課] C --> D["県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課"] E[浅口市] --> A </pre> ・市管理の貯水池・ため池等 浅口市

(6) 砂防被害

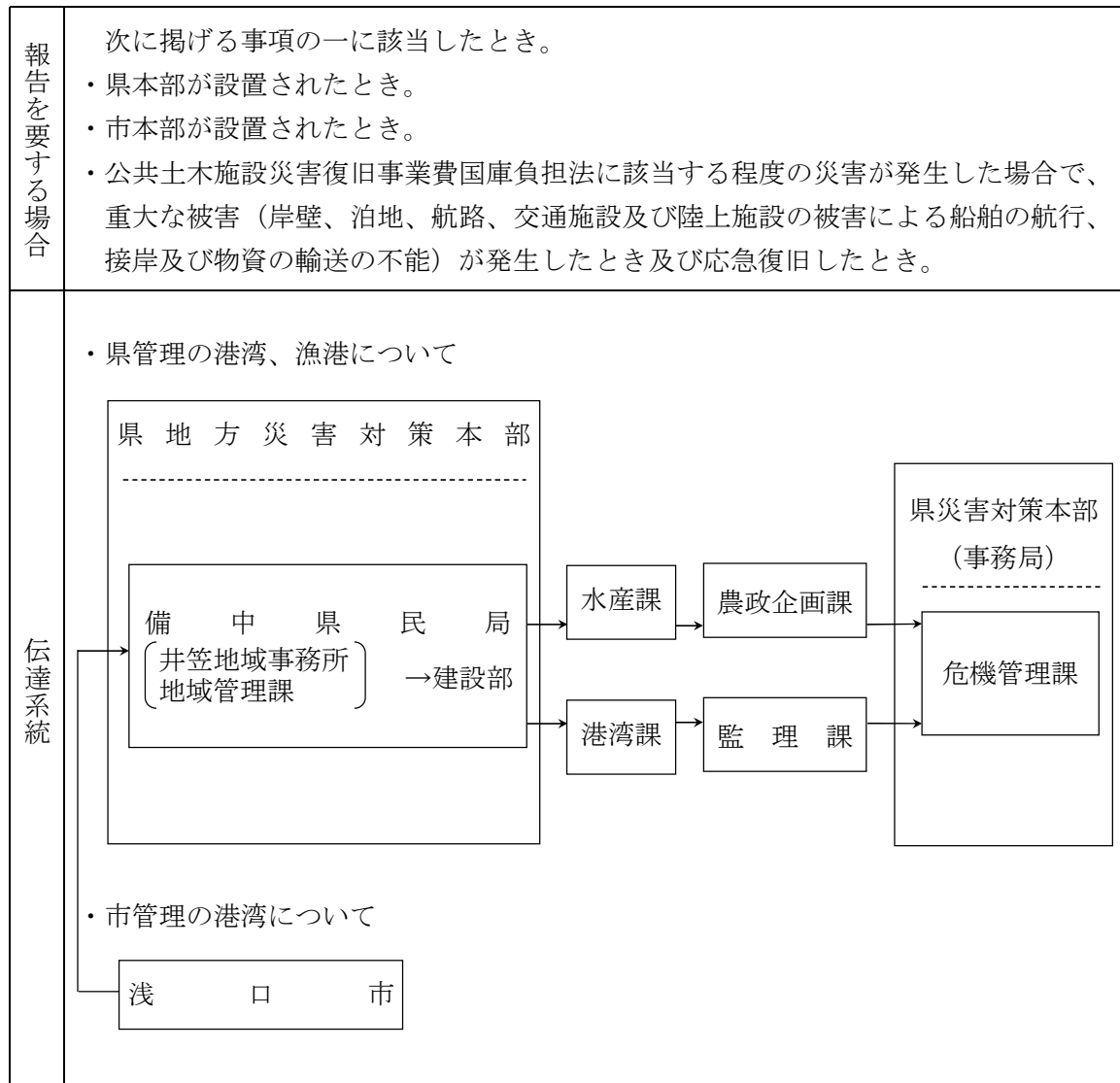
報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路工が決壊し家屋に浸水したとき、又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	<pre> graph LR A["県地方災害対策本部 ----- 備中県民局 (井笠地域事務所 地域管理課)"] --> B[建設部] B --> C[防災砂防課] C --> D[監理課] D --> E["県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課"] F[浅口市] --> A </pre>

(7) 治山被害

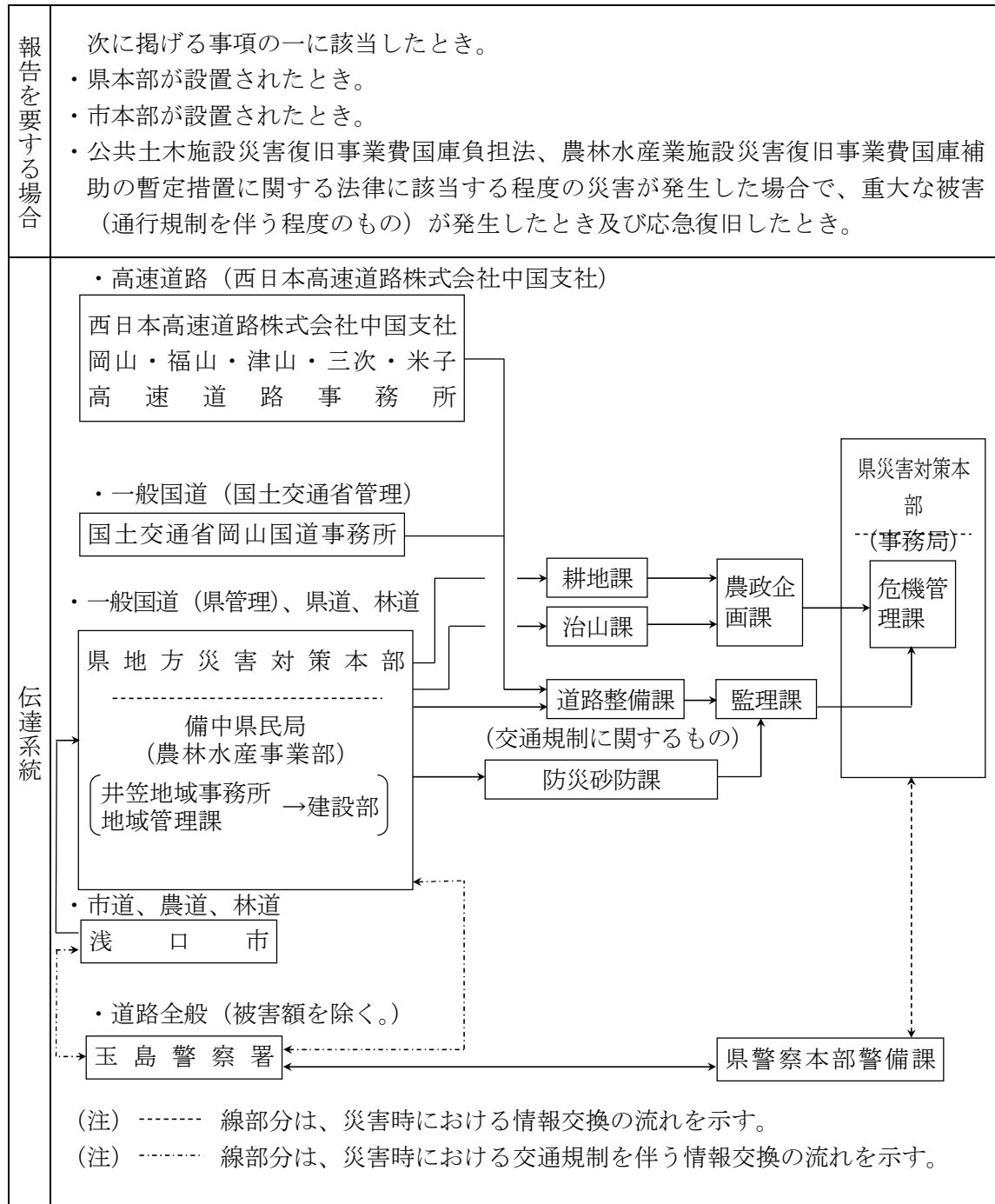
報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・市本部が設置されたとき。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
----------	--



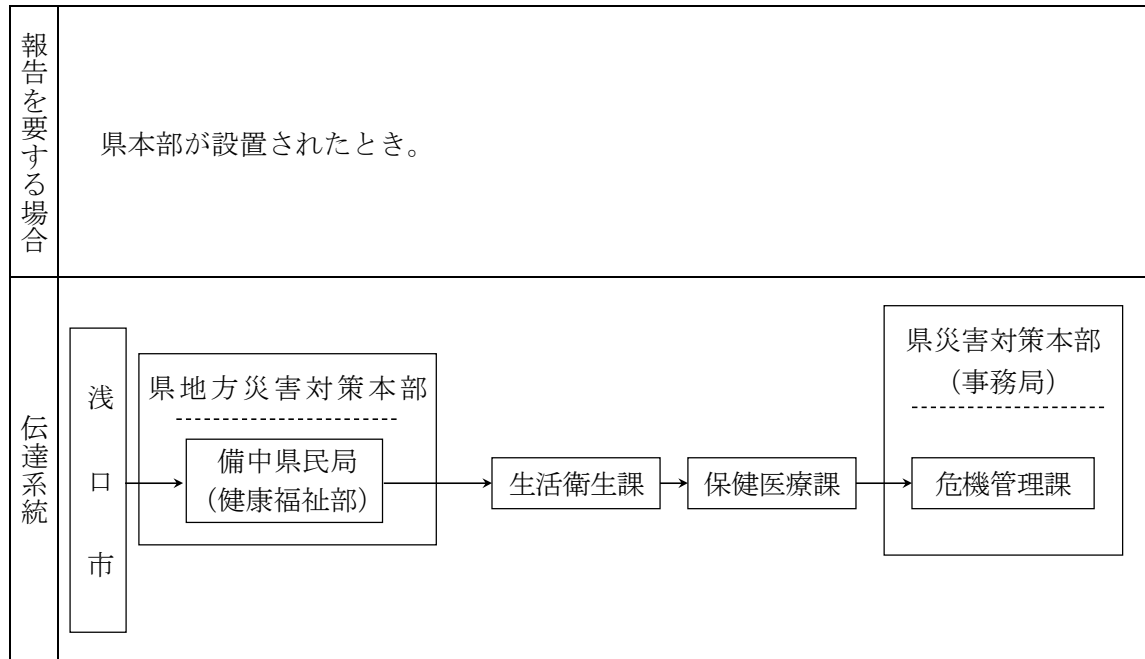
(8) 港湾及び漁港施設被害



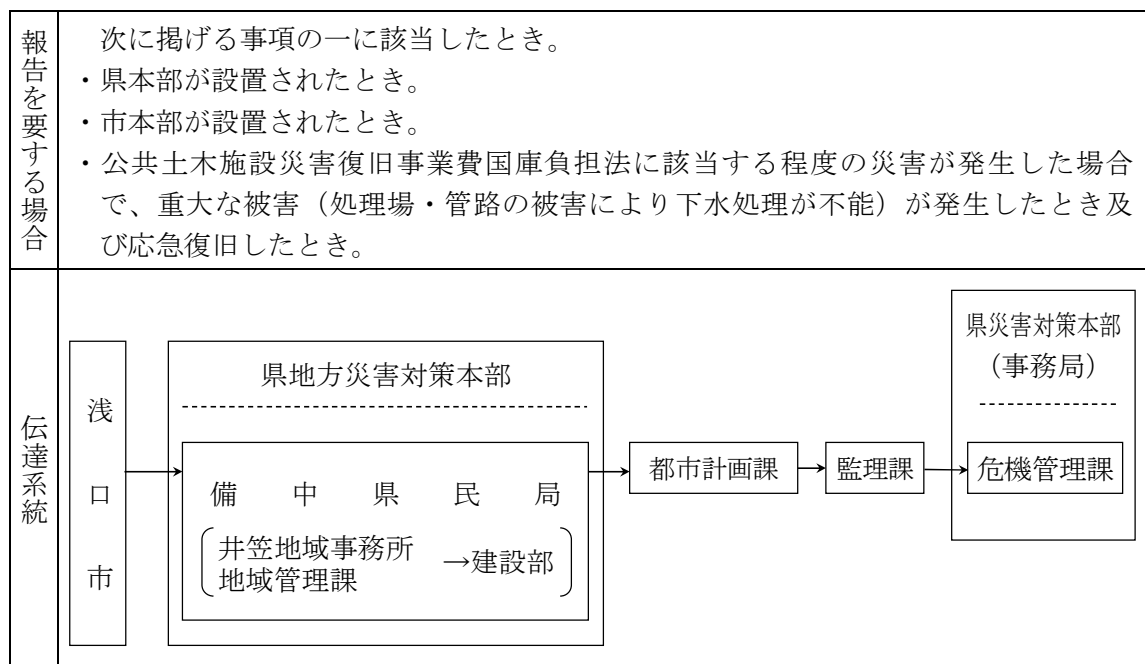
(9) 道路施設被害



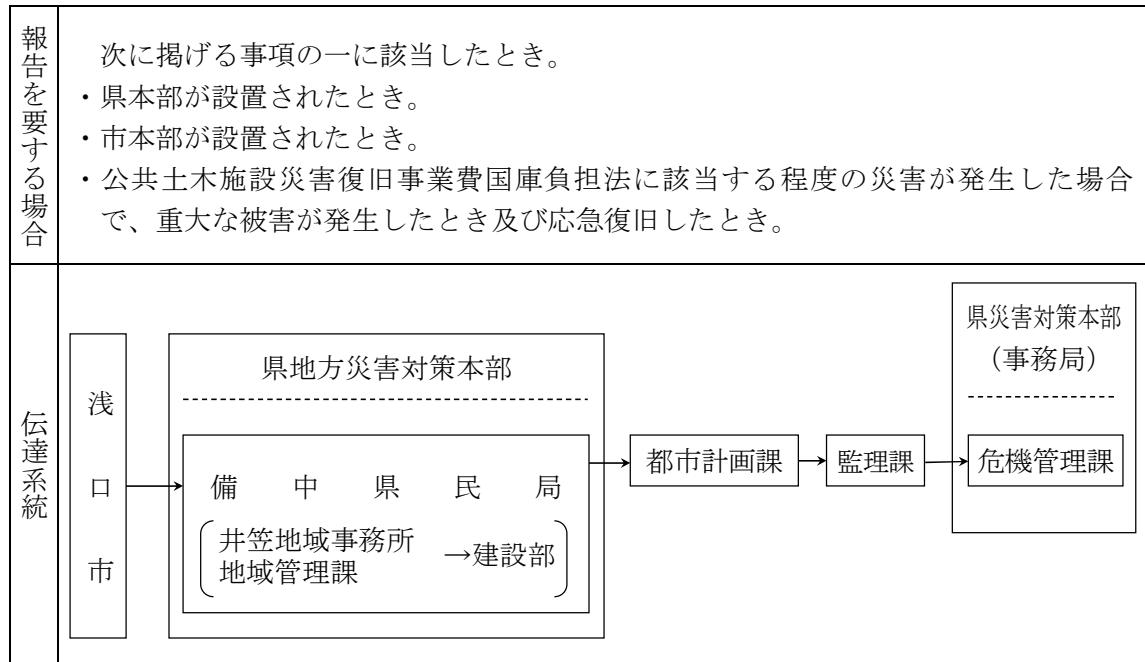
(10) 水道施設被害



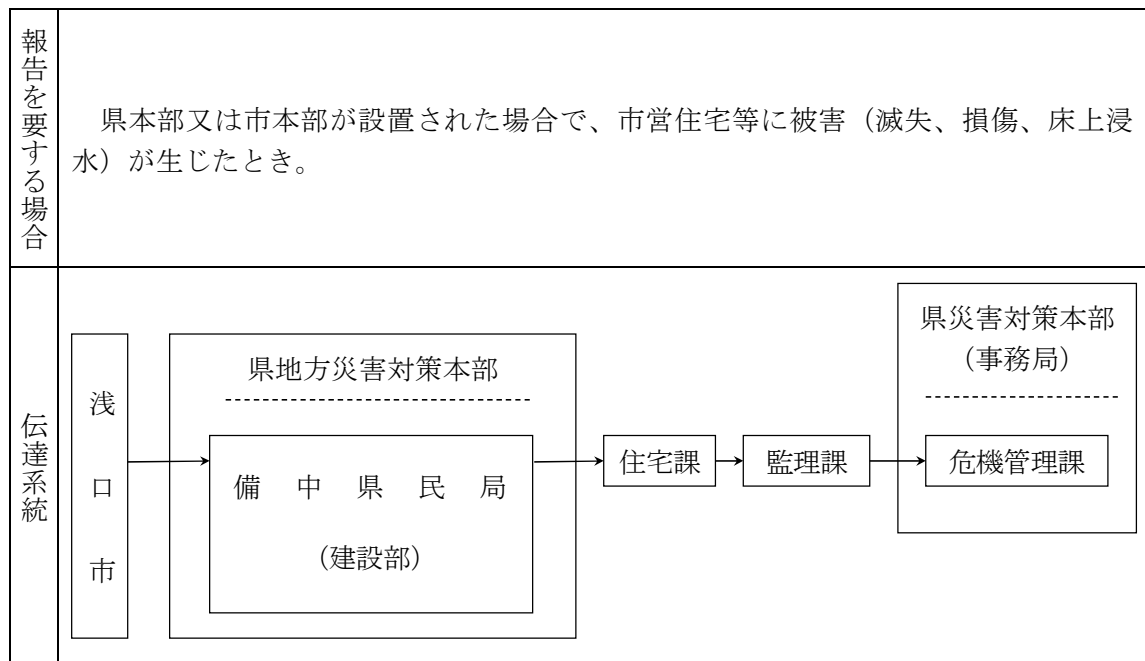
(11) 下水道施設被害



(12) 都市公園等施設被害



(13) 市営住宅等被害



(14) 商工関係被害等

次に掲げる事項の一に該当したとき。

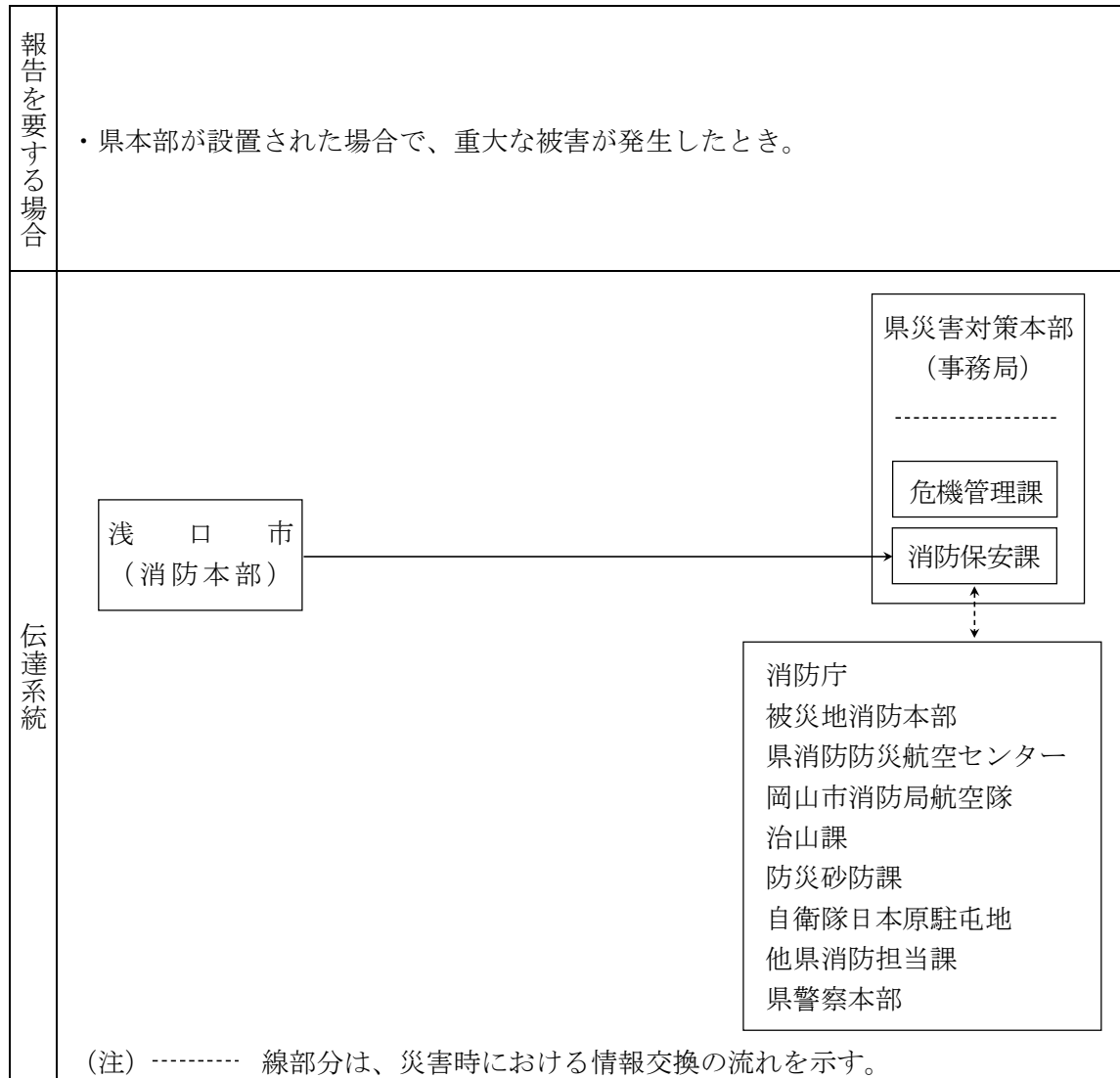
- ・ 県本部が設置されたとき。
- ・ 市本部が設置されたとき。
- ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。

```

graph TD
    A[浅口市] --> B[県地方災害対策本部]
    A -.-> C[備中県民局  
(地域づくり推進課)]
    D[浅口商工会] --> E[経営支援課]
    B --> F[産業企画課]
    B -.-> G[観光課]
    E --> G
    G -.-> F
    F --> H[危機管理課]
    subgraph I [県災害対策本部  
(事務局)]
        H
    end
  
```

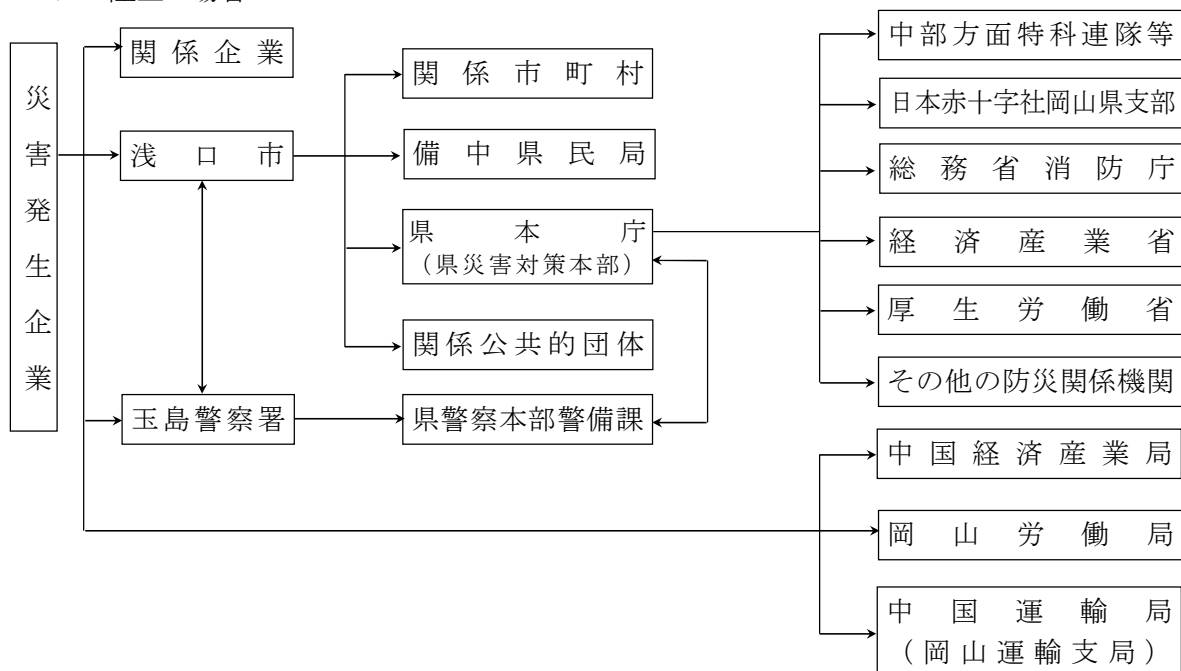
(注) ----- 線部分は、観光関係被害における情報伝達を示す。

(15) 林野火災被害

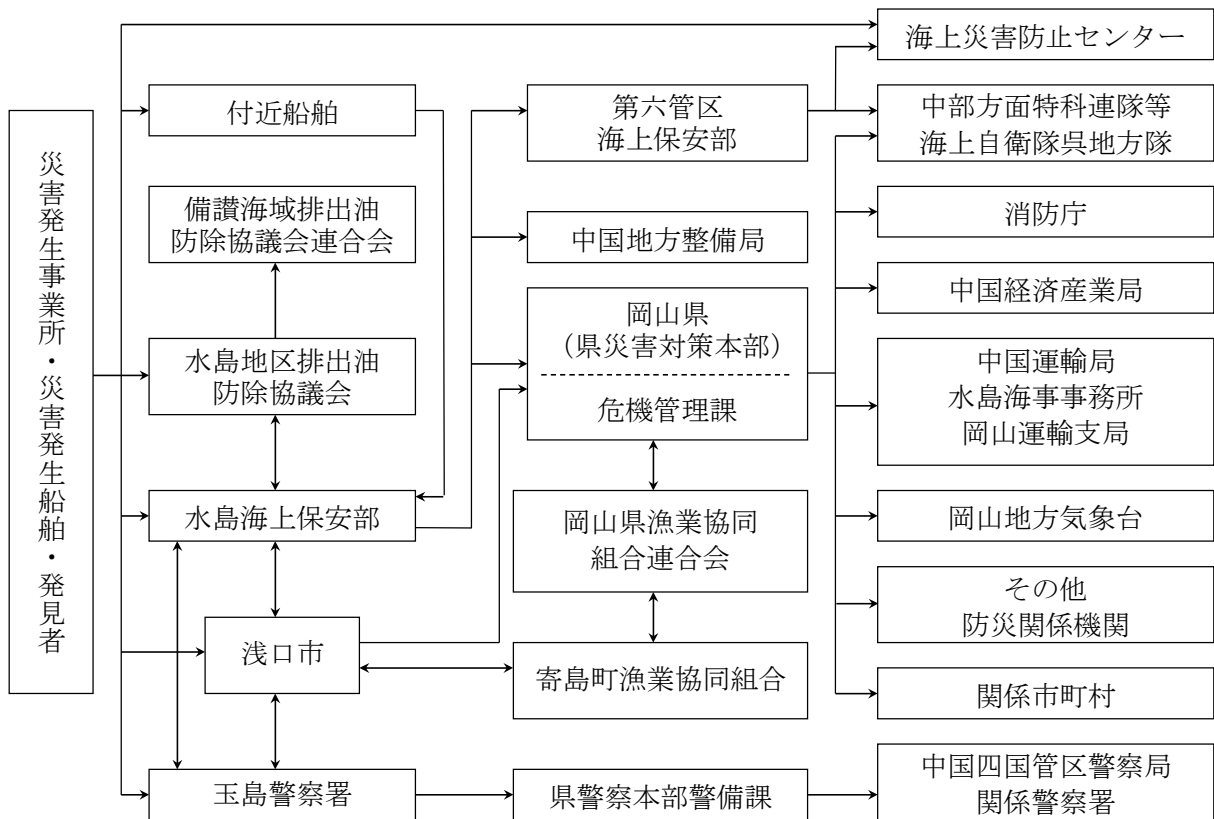


(16) 事故災害

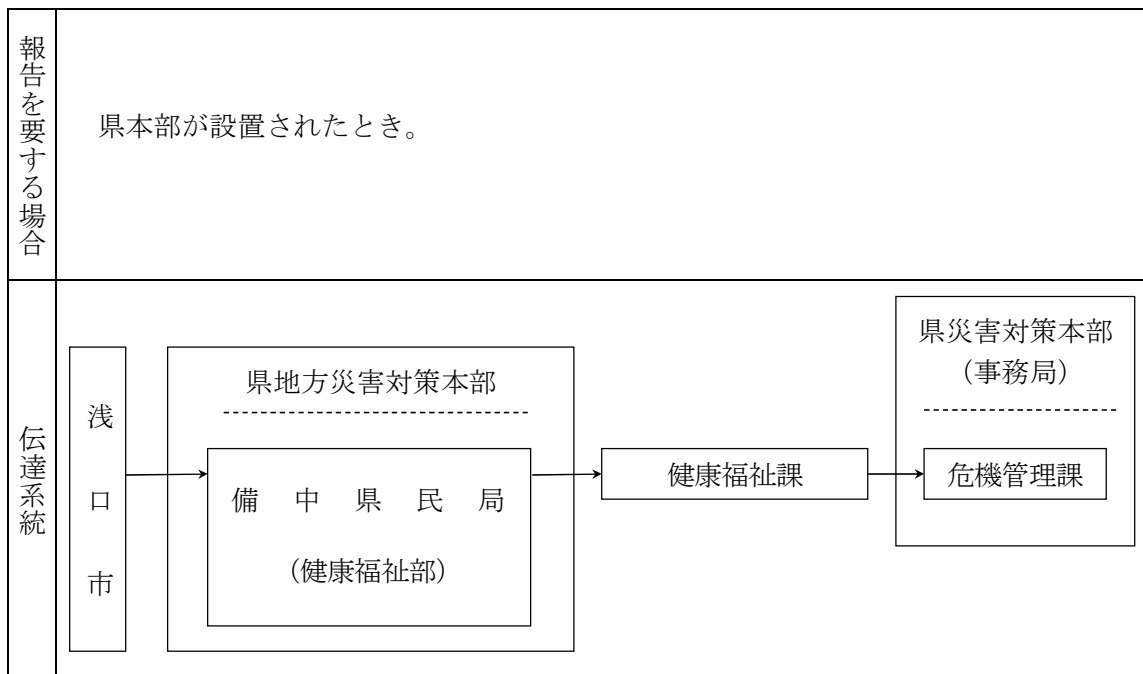
ア 陸上の場合



イ 海上の場合



(17) 社会福祉施設被害



第4節 通信連絡計画

企画財政部（本部班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

1 通信連絡系統の整備

市は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

2 電話及び電報の優先利用

市は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報の優先利用、又は他機関の専用電話を利用することができる。

(1) 一般電話及び携帯電話

ア 災害時優先電話の承認

市は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社岡山支店又は株式会社NTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

(2) 電報

(1) アの災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

ア 非常電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

イ 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

3 無線設備の活用

(1) 市防災行政無線

市は、防災行政無線を災害対策本部（各部）と支所又は災害応急対策現場との間の指示及び情報伝達に使用し、優先的、効率的に利用しなければならない。

(2) 県防災行政無線

県本庁、各県民局（支局）、出先機関及び市町村等に県防災行政無線（固定系）の無線電話機が整備されているので、県及び他市町村等との通信に活用する。

(3) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用（非常通信）

市は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自

己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの
- (エ) 電波法（昭和25年法律第131号）第74条実施の指令及びその他の指令
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(4) アマチュア無線局による非常通信

有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合、災害応急対策活動を実施する必要な限度において、アマチュア無線局に協力を依頼する。

4 通信施設の応急措置

市その他防災関係機関は、通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧の措置を行う。

第5節 災害救助法の適用計画

生活環境部（税務班）
健康福祉部（社会福祉班）

制度の内容並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続きの概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法の適用を受け、救助を実施する。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事及び市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市長に対して救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

2 災害救助法による救助の種類及び実施者（資料8－1参照）

災害救助法による救助の種類及び実施者は下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市町村へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産	知事
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の設置	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

3 災害救助法の適用基準等

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、市長からの情報提供に基づき、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたときである。

ア 市内において、住家の滅失した世帯数が60世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

オ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(2) 被害計算の方法等について

適用の基準となる全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯（半壊、半焼等）については、滅失世帯の2分の1、一時的に居住することができない状態となった世帯（床上浸水、土砂のたい積等）にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、同一家屋内の親子夫婦であつても生活の実態が別々であれば2世帯とする。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ 災害種別については限定しない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災、船舶事故、群集の雑踏等による人災的災害であっても差し支えない。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法を適用した場合における救助の程度、方法及び期間等は、災害救助法施行細則（昭和47年規則第19号）の定めるところによる（資料8－1参照）。

4 適用手続き

(1) 災害救助法の実施は、県知事が法的責任者であり、市の実施は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として行うものとする。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

(3) 災害が発生し、又は発生しようとしているときは、市長は市防災計画に定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

(4) 実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、災害対策基本法第62条等によ

り市独自の救助として処理する。

5 罹災者台帳の整備等

(1) 罹災者台帳の作成（様式 6－1）

被害状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市長は、速やかに下記事項に留意して「罹災者台帳」を積極的に作成するものとする。

作成にあたっては、戸籍、住民登録等の部署と連絡して正確を期するものとする。

なお、「罹災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整理保管しておくものとする。

(2) 罹災証明書の発行（様式 6－2）

市は、罹災世帯に対して「罹災証明書」を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により証明書の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取りかえる。「罹災証明書」の発行にあたっては、次の点に留意すること。

ア 罹災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以後各種の問題に影響するものであるから慎重を期するものとする。

イ 本証明書は、罹災者台帳等と照合し、発行にあたっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意するものとする。

(3) 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等にあたっては、「罹災証明書」の提示を求めるものとする。

(4) 市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第6節 広域応援要請計画

大規模な災害が発生した場合、市だけでは、対応が不十分となることが考えられる。そのため、応援要請計画を定め、県内はもとより県外の市町村、防災関係機関等との間に、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、応援体制の確立に努める。

1 県及び他の市町村に対する応援要請

(1) 知事に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第68条関係）。

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める（災害対策基本法第67条関係）。

(3) 要請手続き

市長の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、事後文書によって処理する。

ア 被害状況

イ 応援を要する救助の種類

ウ 応援を要する職種別人員

エ 応援を要する期間

オ 応援の場所

カ その他応援に関し必要な事項

2 指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対する職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を示して当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を示して指定行政機関等の職員の派遣のあっせンを求めるものとする。

ア 派遣のあっせンを求める理由

イ 派遣のあっせンを求める職員の職種別人員

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 他の市町村等に対する応援又は職員派遣

市長は、他の市町村から応援又は職員の派遣を求められた場合には、特別の理由がない限り、応援又は所要の職員を派遣する。

市は、感染症対策のため、応援職員派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、応急対策職員派遣制度により岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう訓練・研修を行い、災害対応業務の内容に応じた派遣職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

4 労務者等の雇用

- (1) 応急災害対策を実施するため、市長は、必要な労務者等を雇用する。
- (2) 労務者等の雇用による賃金の支給は、そのときにおける雇用地域の慣行料金以内（当該地域の職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とする。

ただし、法令その他により別の基準があるものについてはこの限りでない。

- (3) 災害救助法による実施基準

ア 期間

救助の実施が認められる期間とする。

イ 経費の基準

当該地域における通常実費とし、次の範囲とする。

- (ア) 罹災者の避難
- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 罹災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救助用物資の支給
- (カ) 死体の搜索及び処理

5 奉仕団の協力

- (1) 災害応急対策の実施に必要があるときは、市長の要請により、又は自発的に奉仕団を編成して関係事業に従事する。

ア 赤十字奉仕団

イ 女性団体

ウ 自治組織

エ 大学、高等学校（学生、生徒）

オ その他の奉仕団

(2) 奉仕団の主な作業

- ア 炊き出しその他の被災者に対する救助
- イ 清掃、防疫
- ウ 災害対策用物資の配分及び輸送
- エ その他

(3) 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合は、次の事項について記録する。

- ア 奉仕団の名称
- イ 人員及び氏名
- ウ 作業内容及び作業期間
- エ その他参考事項

天災、地変その他の災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの市のみでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められたとき、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

1 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火にあたる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。

(7) 診療、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(10) 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(14) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

2 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償第82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管第64条第9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償第84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3第3項	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置 イ 警察官がその場にいない場合の救助等のための立入 ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助	第94条	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条及び第6条 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第16条

3 災害派遣要請等手続き

(1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書（様式2-1）を提出する。

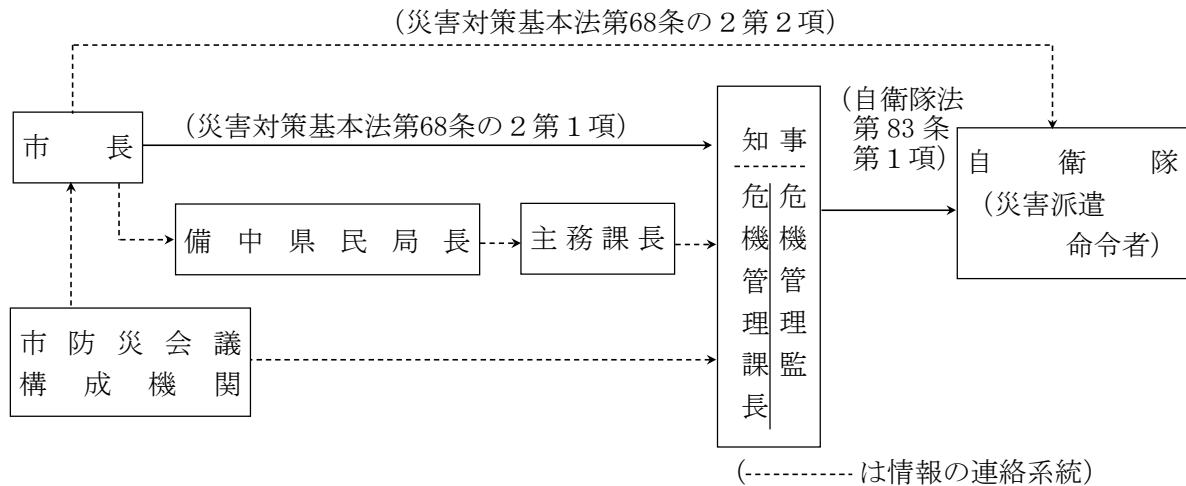
なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 撤収要請依頼

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する（様式 2-2）。

(3) 災害派遣要請等手続き系統



(4) 連絡方法

陸上自衛隊第13特科隊（日本原駐屯地）

N T T 回 線	電 話	0868-36-5151（内線237 夜間等は302）
	F A X	0868-36-5151（内線238）
防 災 行 政 無 線		6440-031（交換室）
		6440-038（宿直室）
		6440-039（3科・F A X併用）

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、前記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、知事の指示の下、受入態勢を整備する。

(2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は

速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、知事と協議して準備する。

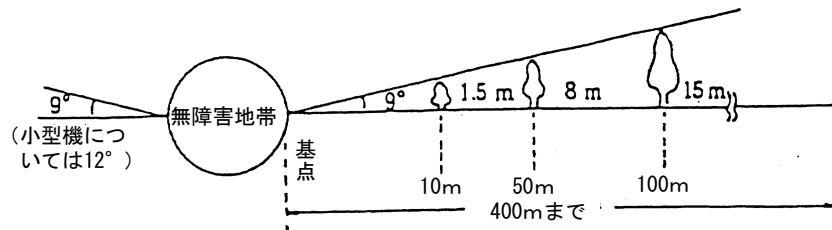
自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準	連 隊 規 模	約15,000㎡
	師 団 等 規 模	約140,000㎡

オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

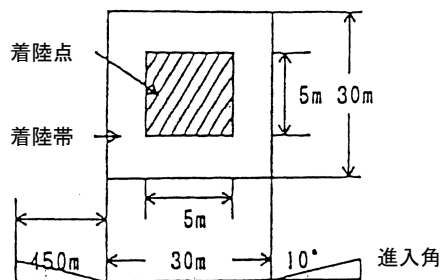
（ア）次の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

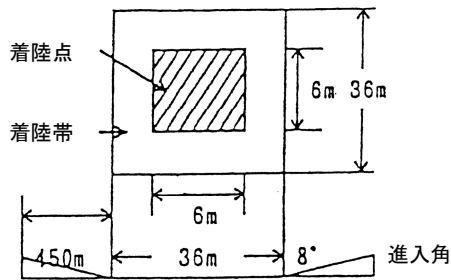
着陸地点及び無障害地帯の基準



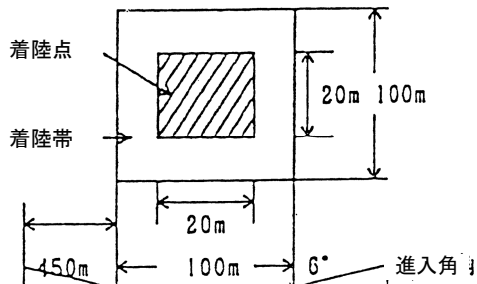
(a) 小型機（OH-6：観測用）の場合



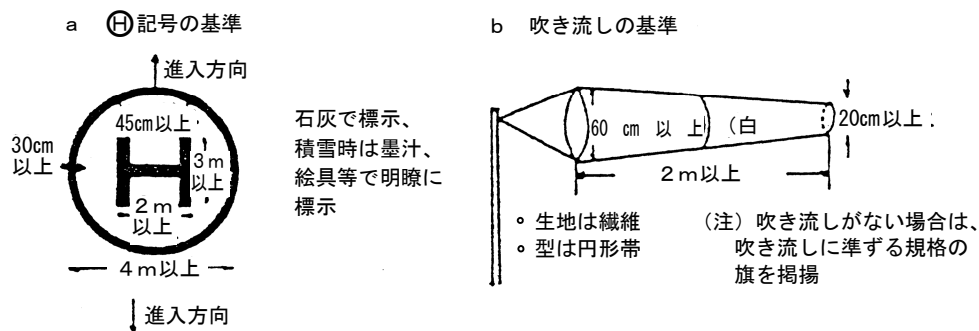
(b) 中型機（UH-1：多用途）の場合



(c) 大型機（CH-47：輸送用）の場合



(イ) 着陸地点には、次の基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



(ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

(エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

(オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。

(カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

(キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次の基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、その運搬、修理費

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第8節 救出計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（環境班）
健康福祉部（社会福祉班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）
消防本部

災害により生命が危険となった者あるいは負傷者を緊急に救出し、医療機関に収容する必要があるため、医療機関及び地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救出を行う方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 救出活動

- (1) 市は、救出を必要とする事態が発生したときは、直ちに関係機関（消防本部、県警察等）と連携し、速やかに救出作業を実施するとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、本市が被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

- (2) 消防本部は、県警察、海上保安部、自衛隊の部隊と連携し、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関等に応援を要請する。

2 負傷者の応急手当

- (1) 日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。
- (2) 住民は、講習、訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

3 搜索対象等の確認

- (1) 市は、県警察、消防本部、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。

また、行方不明者の搜索にあたっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

- (2) 住民及び事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力するものとする。

4 救出方法

- (1) 市及び消防本部は、救出にあたっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とする。
- (2) 市は、関係機関と連携し、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出にあたる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めることとする。

5 救出用資機材の確保

- (1) 市は、救出用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。
- (2) 消防本部は、必要な救出用資機材については、原則として所有のものを活用することとするが、他消防機関等と相互に活用できる資機材については、貸出し、借り上げを行うなど、協力するものとする。

6 ペット等家庭動物の保護

市は、県と連携を図りながら、ペット等家庭動物の保護に努めることとする。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料８－１参照）。

第9節 救急・医療計画

健康福祉部（社会福祉班・健康こども福祉班）

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに、他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、市は、そうした医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

1 救護所の設置及び医療救護活動等（資料10－21～10－24参照）

- (1) 市は、災害現地において、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。
- (2) 浅口医師会及び浅口歯科医師会に協力を要請し医療救護班・歯科医療救護班を編成し、救護所等で医療救護活動・歯科医療救護活動を行う。また、必要に応じて県の地域災害保健医療福祉調整本部に対して医療救護班の派遣を要請する。
- (3) 医療機関は、可能な限り被災地における医療活動を行う。

2 医療機関のライフラインの確保

- (1) 市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。
また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。
- (2) 医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。
また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

3 効率的な医療の実施

- (1) DMA T 指定機関は、災害急性期（おおむね48時間以内）に、消防本部からの要請又は市からの要請を受けた県からの要請により次の活動を行うDMA Tを派遣する。
 - ア 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等
 - イ 被災地内における患者搬送及び搬送中の治療
 - ウ 被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療
 - エ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMA T 県調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMA Tの派遣要請等について決定する。）
- (2) 医療機関は、あらかじめ作成したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を

実施する。

ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。

イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

ウ 被災状況を県の地域災害保健医療福祉調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。

エ 医療従事者が不足するときは、市又は県の地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

(3) 医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

(ア) 患者の応急処置

(イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ 病院・診療所

(ア) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

(イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(ウ) 被災地への救護班の出動

ウ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院：資料 4－2 参照）

(ア) 前記イの病院の役割

(イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む。）を行う。

(ウ) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

4 人工透析・難病患者等への対応

市は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、対象者への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

5 小児科・周産期医療への対応

市内には助産施設がないことから、市は、市外の医療機関と連携し、相互に密接な情報交換を図るとともに、十分な助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

6 医薬品、医療機材等の調達

(1) 医療救護班・歯科医療救護班は、その保有する物の中から必要とする医薬品、医療機材等を携行し、使用する。

(2) (1) において、携行した医薬品、医療材料が不足した場合、関係業者から速やかに調達する。

(3) 市は、市内の薬局等の協力を得て、必要な物資の確保に努める。

(4) 輸血用血液が必要な場合は、岡山県赤十字血液センターにその供給を依頼するほか、住民に対して協力を要請する。

7 傷病者の搬送

(1) 搬送手段の確保

ア 傷病者の搬送は、原則として消防本部で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、市、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車若しくはドクターヘリの手配を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、県を通じて応援派遣を要請する。

イ 市は、傷病者搬送用車両の確保について、消防本部から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

(2) 搬送先の確認

消防本部は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

市及び道路管理者等は、災害により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

第10節 避難誘導計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（市民班）
健康福祉部（社会福祉班・健康こども福祉班）
教育部（教育総務班・学校教育班・保育未来班・ひとづくり推進班・金光教育班・寄島教育班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び避難所の設置について定める。

1 避難情報

市長は、災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難情報の発令を行う。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要があることから、市長は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令するものとする。

避難情報の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(1) 避難情報の発令基準

自主避難を含めた避難情報の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所等への避難行動を開始し、危険な場所から避難する（避難支援者は支援行動を開始） ●前記以外の者は、避難準備を始め、自主的に避難を開始する
【警戒レベル 4】 避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	●予想される災害に対し、計画された指定避難所等への避難行動を開始し、危険な場所から全員避難する ●親戚・知人宅やホテル・旅館等の安全な自主避難先へ分散避難開始 ●指定避難所等への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、屋内でもより安全な場所への移動
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	○災害が発生または災害が発生直前の場合（未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況も含む）	●命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する ・上階への移動や上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等
自主避難	○避難情報の発令までには至らないと判断するものの、災害状況により、住民自らの不安を解消するために必要と判断する場合	●必要に応じ、最寄りの避難所等へ避難。その際、必要な食料、飲物、日用品等を持参 ●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、できるだけ早期に自主避難
屋内安全確保	○避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全確保措置をとるために発令する避難情報	●立退き避難をしそびれた住民が屋内での垂直避難や水平避難等の安全確保をする ・自らが居る建物に限らず、近隣で身の安全を確保可能な施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難） ・安全な上層階に留まる 等

(2) 避難情報発令の目安

避難情報の発令にあたっては、災害の種別に応じて、次表を判断の基準とするものとする。なお、発令にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難情報の発令については、今後の気象状況、堤防の異常や土砂災害の前兆現象、巡視等により収集する現地情報等、必ずしも数値で明確にできないものも考慮しつつ、総合的に判断を行うこと。

イ 次表の判断基準に係わらず、地域の特性及び気象状況に応じて、住民の生命、身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるとき

は、避難情報を発令できること。

ウ 上記及び次表の判断基準のほか、市長が必要と認めた場合は、避難情報を発令すること。

避難情報の判断基準

【土砂災害時】

【警戒レベル 3】 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となり、今後も降雨が継続する見込みである場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（避難行動が確保できるよう早めに発令する） ○近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合
【警戒レベル 4】 避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（避難行動が確保できるよう早めに発令する） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後に速やかに発令する） ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	- 災害が切迫 ○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 - 災害発生を確認 ○土砂災害が発生した場合 （土砂災害の発生が把握できた場合）

【洪水災害時】

【警戒レベル 3】 高齢者等避難	○里見川の金光水位観測所の水位が避難判断水位である3.1mに到達した場合 ○里見川の金光水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.7mに達し、次のいずれかにより、急激な水位上昇が見込まれる場合 ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・里見川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される
------------------------	---

	場合（避難行動が確保できるよう早めに発令する） ○近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合
【警戒レベル4】 避難指示	○里見川の金光水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である3.5mに到達した場合 ○里見川の金光水位観測所の水位が避難判断水位である3.1mに達し、次のいずれかにより、急激な水位上昇が見込まれる場合 ・上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ・里見川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ・上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（避難行動が確保できるよう早めに発令する） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後に速やかに発令する）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が切迫 ○里見川の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 災害発生を確認 ○決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫の発生が把握できた場合）

【高潮災害時】

【警戒レベル3】 高齢者等避難	○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間後に高潮警報が発表される状況） ○高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（避難行動が確保できるよう早めに発令する） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 ○高潮警報が発表され、玉島潮位観測所において、潮位が通報潮位（TP+1.10m）に達し、さらに上昇し、高潮災害が発生するおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難指示	○高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ○高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌朝早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合（避難行動が確保できるよう早めに発令する） ○高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ○高潮警報が発表され、玉島潮位観測所において、潮位が警戒潮位（TP+1.60m）に達し、さらに潮位の上昇が予測され、高潮災害の発生が切迫している場合

【警戒レベル 5】 緊急安全確保	災害が切迫 ○水門、陸閘等の異常が確認された場合 ○海岸堤防の倒壊や決壊につながるおそれのある漏水等を確認した場合 ○潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測されるとき 災害発生を確認 ○海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合 （決壊等の発生が把握できた場合）
------------------------	---

(3) 避難情報の内容

避難情報は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(4) 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備にあたっては、以下の点に留意する。

その際、同一避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本に避難情報の発令を検討する。

（土砂災害に関する事項）

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて地域をいくつかのエリアに分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は市に対し、これらの基準及び区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

（洪水に関する事項）

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等の発令対象区域を設定する

とともに、必要に応じて見直す。県は市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

（高潮に関する事項）

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

（共通事項）

- ア 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- イ 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ウ 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

（5）避難情報の伝達方法

避難情報の実施責任者は、避難情報発令の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、緊急速報メール、登録制メール、防災アプリ、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線、広報車、伝達員等により伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

- ア 市は、避難情報の発令を行った場合、直ちに避難情報等が出された地域の住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に避難行動要支援者等への伝達については、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。
- ウ 避難指示の発令・周知にあたっては、防災行政無線の放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ 防災行政無線等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。
- オ 市長は、避難情報の発令を行ったときは、ア～エにより住民へ周知するとともに、併せて放送事業者に情報伝達を行う。放送事業者は、情報伝達があったときは、自主的な判断により、適宜の方法で放送を行うよう努める。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会の規約に基づき放送事業者の協力を得て、迅速かつ適切な伝達に努め

る。

(6) 避難情報の解除

市は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は、ともに協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自治組織、自主防災組織等の単位ごとに集団で、市職員、消防団員又は警察官の誘導の下避難を行う。

(1) 自主避難

住民等は、避難情報の発令がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨を市に通報する。

(2) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって市職員は、警察官、消防団員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導にあたっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、高齢者、幼児等避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

イ 住民への避難誘導体制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、ハザードマップの作成にあたっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難所」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予

測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達にあたっては、防災行政無線をはじめ、メール配信サービス（緊急速報メールを含む。）、防災アプリ、緊急告知FMラジオ、ケーブルテレビ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適當となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。

(3) 携行品の制限

避難誘導者は、避難にあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

4 避難路の確保

市は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避ける。また、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。さらに、職員の派遣及び警察官・消防団・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路を確保し、避難の円滑化を図る。

5 指定避難所の設置及び運営

(1) 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、避難の指示の実施責任者（市長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等設備の整備に努める。また、県及び市は感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考

え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

ア 指定避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ 防災関係機関への通報連絡体制の確立

オ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

カ その他開設責任者の業務

(2) 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置にあたり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養している家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

(3) 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

(4) 指定避難所の開設（資料３－１参照）

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定

避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

市は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、指定避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 福祉避難所の開設（資料 3－2 参照）

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談にあたる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受入れる。

(6) 宿泊施設提供事業の実施

市は、県に対し災害救助法の適用を受ける大規模災害時に宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。

また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(7) 避難経路の表示

市は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

(8) 避難施設の耐震診断

市は、診断結果等に基づき適切な指定避難所の確保に努める。

(9) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 指定避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ケ 市は、必要に応じ、指定避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けれるよう、連携に努める。

コ 市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

サ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアでの巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理運営に努める。

シ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置し、照明の増設や、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲示など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス 市は、県の支援を得て、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

セ 市は、県と連携し、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 市は、県と連携し、災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

タ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

チ 市は、県と連携し、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生環境、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ツ 市は、指定避難所の運営にあたり、現に指定避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中（泊）、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制の確保に努める。

(10) 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定にあたっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

6 応援の要請

市は、自ら指定避難所の誘導及び移送の実施並びに指定避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の誘導及び移送の実施並びに指定避難所の開設又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

7 広域避難

- (1) 市は、災害の予想規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては県に対して協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の要にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難が実施できるよう努める。
- (4) 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市、及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努める。

8 広域一時滞在

- (1) 市は、被害が甚大で市域を越えた広域の避難及び応急仮設住宅等への収容が必要と判断した場合される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 市は、被災者が市外に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 市が被災者を受入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- (4) 市は、市外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

第11節 水防計画

企画財政部（本部班）
産業建設部（建設班・建設業務班）
上下水道部（下水道班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう万全を期す。

1 水防活動

(1) 水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行って置くものとする。

(2) 水防団体等の出動

市長は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めるときは、市水防計画の定める基準により、水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(3) 監視及び警戒

ア 市長は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

イ ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、市長に連絡する。

(4) ダム、ため池、水門等の操作

ダム、ため池、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等、その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

(5) 水防活動

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、水があふれるおそれがある又はそれらが発生し、放置しておく危険である場合、市長は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

(6) 決壊等の通報及び決壊後の処理

市長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告する。また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(7) 避難のための立ち退き

洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認められる区域の居住者に対し、テレビ、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立ち退き又はその準備を指示することができる。立ち退きの指示をする場合は、玉島警察署長にその旨を通知しなければならない。

(8) 従事者の安全確保

市長は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

2 湛水排除

市は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

- (1) 市長は、緊急の必要があるときは、隣接する他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。
- (2) 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (3) 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。
- (4) 市長は、県に対し、水防資機材の支援、及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。
- (5) 県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めた場合は、自衛隊の派遣を要請する。

第12節 交通及び輸送対策

企画財政部（本部班・地域創造班）
産業建設部（建設班・建設業務班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害時において、交通が途絶又は混乱した場合、若しくはそれらのおそれがある場合、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び交通の安全と円滑を図る。

1 道路交通対策

(1) 道路警戒等の応急措置

ア 市その他の道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、被害状況に応じた応急工事の実施や道路警戒等を行い道路機能の確保に努める。

イ 市長等は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設の管理者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

(2) 交通規制

ア 県公安委員会・県警察による交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

イ 道路管理者等による通行の禁止又は制限

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

(イ) 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急対策及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の通行を禁止又は制限するときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間並びに理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講ずる。

(エ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

(3) 交通情報の把握

市は、玉島警察署、備中県民局と相互に緊密な連絡をとりながら、常に市内の交通事情の実態の把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

(4) 広報

道路の通行を禁止又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

2 輸送対策

(1) 輸送力の確保

災害の程度、輸送物資等の種類、数量及び緊急度並びに地域の交通施設の状況等を勘案し、次の方法により柔軟かつ適切に輸送力の確保を図る。

ア 自動車輸送

(ア) 輸送路の選定

道路の被害状況、復旧見込み状況を調査し、道路交通が確保されている場合は、効率的な輸送ルートを選定する。

(イ) 車両の確保

a 市本部が設置されたときは、市が保有する車両を防災業務に優先使用するものとする。車両数、車種等が不足する場合は、相互に融通して運用する。

b 市有車両のみでは救助物資、資機材の輸送力が不足する場合は、県に対する要請又は民間事業者等の車両の借り上げ等により、確保を図る。

イ 鉄道輸送

自動車輸送が不可能な場合、又は遠隔地において救助物資、資機材を確保した場合は、ＪＲ西日本に要請して輸送を行う。

ウ 船艇輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は船艇による輸送の方が効率的な場合は、岡山県漁業協同組合連合会、寄島町漁業協同組合等へ要請して輸送を行う。

エ 航空機輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、又は重症患者等を緊急に航空機によって輸送する必要がある場合等においては、県にヘリコプター等航空機による輸送を要請する。

オ 人力輸送

前記のいずれの方法によっても輸送が不可能な場合で、緊急を要する場合は職員を動員し、又は地区住民の協力を得て、若しくは要員を雇用して人力による輸送を行う。

(2) 輸送拠点の確保

ア 物資拠点の開設及び指定避難所までの輸送体制の強化

災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、市が開設する物資集積場所、体育館等の地域内

輸送拠点を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品等の支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

イ ヘリポート

県に対し、ヘリコプター等航空機による輸送を要請した場合には、あらかじめ指定した臨時ヘリポート予定地の中から、適地（資料５－１・５－２参照）を選定し、その確保及びヘリポートとして使用するための準備を行う。

なお、孤立地区の輸送拠点の確保のため、ヘリポート基地の確保について、研究を行っていく。

ウ 地域内輸送拠点

（ア）物資の集積配分業務を円滑にするため、あらかじめ公共施設の中から物資集積場所等の地域内輸送拠点を選定しておく。

（イ）物資集積場所等の地域内輸送拠点には職員を派遣し、又は地区住民等の協力を得て、配分要員を確保する。

（３）緊急通行車両の確認

市は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（総務部、備中県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

第13節 ボランティアの受入れ・活用計画

企画財政部（地域創造班）
健康福祉部（社会福祉班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市、県及び日本赤十字社岡山県支部、市・県社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

1 ボランティアの受入体制

県災害対策本部に総合ボランティア班が設けられ、市、日本赤十字社岡山県支部及び県・市社会福祉協議会との連携の下に生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分けを行う。

市災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

2 ボランティアの支援組織の設置及び活動

県・市社会福祉協議会は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

(1) 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

イ 広域的なボランティアの受付、コーディネート等

ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整

オ その他市災害ボランティアセンター及び近隣市町災害ボランティアセンターの活動の

支援に関すること

(2) 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- カ ボランティア活動の拠点等の提供
- キ ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町災害ボランティアセンターへの活動要請
- ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

(3) 市社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

(4) 災害中間支援組織は、市、県、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、市外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

3 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

災害ボランティアコーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳の専門知識・技術を持つボランティアについては県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

4 ボランティアの健康に関する配慮

(1) 市は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

(2) 市は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。

5 その他

県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第14節 要配慮者支援計画

健康福祉部（社会福祉班・高齢者支援班・健康こども福祉班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、傷病者、妊産婦等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携の下に、総合的に講じていく必要がある。

1 避難誘導・指定避難所の管理等

市は、避難計画の実施にあたり、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。

また、高齢者、障がいのある人等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

(1) 避難誘導

ア 避難情報の伝達

避難情報の発令を行う市長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、特に配慮する。

イ 避難誘導の方法

避難情報を発令した場合、市は、県警察、消防本部、消防団等の協力を得て、地域住民を指定緊急避難場所等に誘導するが、この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。

ウ 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等、要配慮者へ配慮した適切な措置を行う。

エ 迅速な避難

市は、消防本部、県警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が要配慮者ととともに避難するよう配慮する。

また、保健福祉施設、要配慮者を雇用する事業者等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の保健福祉施設や他市町村、県との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

オ 避難誘導体制の整備

市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な要配慮者避難支援プランの整備に努める。

2 指定避難所の設置・運営

指定避難所の設置・運営にあたり、自治組織、民生委員・児童委員など福祉関係者等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

(1) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成にあたり、負傷者、衰弱した高齢者、障がいのある人、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし、寝たきり高齢者、障がいのある人等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。
- イ 指定避難所において、高齢者、障がいのある人等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。
- ウ 自らでは情報把握の困難な高齢者、障がいのある人等への情報が徹底されるよう、その手段の確保に配慮する。
- エ 指定避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、マスク、消毒薬、体温計、段ボールベッド、パーティションなどの感染症対策用品、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、要配慮者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

(2) 被災者の他地区等への移送

指定避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がいのある人等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的住宅、保健福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

(3) 生活の場の確保

高齢者、障がいのある人等にとって厳しい避難生活となるハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

ア 応急仮設住宅の建設・供与

(ア) 応急仮設住宅の建設にあたっては、入居予定者の状況により、高齢者、障がいのある人向けの仕様にも配慮する。

(イ) 入居者の選考にあたっては、高齢者、障がい者世帯等に配慮する。

イ 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障がいのある人等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保をする。

3 避難後の対応

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めたマニュアルに従い、次の措置をとる。

- (1) 地域社会の協力を得て、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- (2) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
- (4) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。また、食物アレルギーにも配慮して食料を確保・提供する。

- (5) 指定避難所・居宅の必要資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。
- (6) 指定避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確保、健康、生活相談を行う。
- (7) 指定避難所又は在宅の要配慮者のうち、老人福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への避難を要する者について、当該施設の受入要請等必要な措置をとる。
- (8) 保健福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

4 二次的避難

市は、それぞれの要配慮者の状況に応じて、市内外の施設等への受入れを要請するとともに、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

5 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障がいのある人等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、保健福祉施設、ボランティア等との連携の下に、高齢者・障がいのある人等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

(1) 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。この場合、必要に応じ県又は他市町村等へ要員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

(2) 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障がいのある人等の健康管理に十分配慮する。

ア 保健師等による指定避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導

イ 保健師等におけるメンタルヘルスケア

ウ 訪問指導、訪問看護師等の在宅保健サービスの早期実施

(3) 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障がいのある人等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障がいのある人等に対し、できる限り早急に、組織的・継続的な福祉サ

ービスを実施する。

ア 要配慮者の把握等

発災後できるだけ早く福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障がいのある人、さらには家庭での保育や教育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う要配慮者支援システムによる訪問、話相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

イ 福祉サービスの提供

- (ア) 介護の必要な高齢者、障がいのある人について、特別養護老人ホーム、障がい者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (イ) 家庭での保育や教育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入、ホームステイや里親への委託等の保護を行う。また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (ウ) 関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障がいのある人等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

ウ 情報の提供

災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障がいのある人等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、FAX等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚・聴覚に障がいのある人については、手話通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

さらに、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

エ 生活資金等の貸付け

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、災害援護資金等）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、母子福祉資金等の貸付支援措置を講ずる。

(4) 保健福祉施設の対応

保健福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災保健福祉施設は、県、市等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図

るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携の下に、高齢者、障がいのある人等のための速やかな対応を行う。

ア 入所者等の安全確保

(ア) 保健福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等への安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

(イ) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラー破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。

(ウ) ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品等の確保に努める。

イ 要配慮者の受入れ

(ア) 被災地の保健福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用してマンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障がいのある人等の緊急一時受入を行う。

(イ) 不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、市に対し、支援を要請する。市は、これらの保健福祉施設の対応を支援する。

6 帰宅困難者対策

市は、県及び防災関係機関と連携し、適切な情報提供・一時滞留施設の確保などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講ずる。

なお、徒歩帰宅者支援にあたっては、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアの協力を得て実施する。

また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるため、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

1 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、秘書政策班が担当する。
- (2) 秘書政策班以外の各班は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集する。
- (3) 秘書政策班は、職員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 秘書政策班は、取りまとめた資料に基づいて、正確な情報を広報する。

2 住民に対する広報実施方法

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 消防職・団員による直接広報
- (3) 防災行政無線による放送
- (4) C A T Vによる放送
- (5) 緊急告知F Mラジオによる放送
- (6) Webサイトへの掲載
- (7) 要所への掲示板の配置
- (8) 広報紙・ビラの配布
- (9) メール配信サービスによる広報
- (10) 防災アプリによる広報
- (11) その他の手段による広報

3 広報の内容

市は、次の事項について広報を実施する。その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 安否情報
- (3) 地域住民のとるべき措置
- (4) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
- (5) 災害応急対策の状況
- (6) 道路情報
- (7) 食料、生活必需物資等の供給状況
- (8) ライフラインの復旧状況

- (9) 医療機関等の情報
- (10) 二次災害に関する情報
- (11) 被災者生活支援に関する情報
- (12) その他必要事項

4 報道機関への対応

(1) 情報の提供

ア 市は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう、事前に情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。

イ 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。

ウ 報道機関へ情報を提供する場合に、県と連絡をとりあい、情報の錯綜を生じないようにする。

(2) 放送要請

災害対策基本法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行う。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。

なお、高齢者等避難、避難指示の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会の規約に基づき放送事業者の協力を得て実施することができる。

(3) 笠岡放送株式会社に対する要請

市長は、あらかじめ締結している協定に基づき、緊急放送の要請を行う（資料10－5～10－10参照）。

5 情報提供媒体に関する配慮

市は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

6 問合せ窓口の設置

県、市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

7 災害用伝言ダイヤル等の提供

大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、NTTでは、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。

8 災害用伝言板

大規模な災害発生時に、電気通信事業者の提供する通信サービスを利用し、安否情報の登録・確認ができることから、携帯電話「災害用伝言板」の周知を図る。

9 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

第16節 風評・パニック防止対策計画

企画財政部（本部班・秘書政策班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

1 発生防止対策

- (1) 市は、被災地及び避難所等に定時的に張り紙、防災行政無線、広報車等により、情報の提供、均一化を図る。
- (2) 報道機関の協力を得て、情報の周知に努める。

2 風評解消対策

風評の事実、又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置をとる。

第17節 食料供給計画

産業建設部（産業振興班）
教育部（教育総務班・金光教育班・
寄島教育班）

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、一時的に罹災者の食生活を保護するため、又は災害応急対策に従事する者に対し、炊き出しその他の方法による食品の給与（以下この節において「食品の給与」という。）を行う必要があるので、その方法等について定めるものとする。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 食品の給与の対象者

(1) 罹災者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受けて炊事ができない者
- ウ 住家が被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- エ 配給機関が被災し、通常の配給を受けられない者
- オ 旅行者、滞在者等で、旅行、滞在等に関係する機関（旅館、事業所、ＪＲ等）からの救済措置が得られず、現に食品の給与を必要とする状態にある者

(2) 災害応急対策従事者

災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者

2 食品の調達

(1) 米穀

- ア 米穀は、市内の小売販売業者等から買い受けるものとするが、事前に小売販売業者等と協議しておくなど、協力関係の確立に努める。
- イ 米穀小売業者からの購入では不足する場合は、県に確保を要請する。
- ウ ア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。

(2) その他の食品等

米穀以外の食品（副食品、パン類、麺類、ミルク、調味料等）については、市内の小売販売業者等から購入し、必要な数量を確保する。

3 食品の給与の方法

(1) 食品の給与の方針

- ア 食品の給与は、現に食し得る状態にある次に掲げる食品のうちから適当と認めるもの

を給与する。

- 米穀による炊き出し ○パン類 ○麺類
- ミルク ○副食品 ○給食弁当
- インスタント食品

イ 災害発生直後は、炊き出し施設の被災や熱源の確保困難等の事情が予想されるので、調理の不要なパン類、給食弁当又は簡単な調理で食することのできるインスタント食品により、食品の給与を行うが、日時の経過とともに、栄養に配慮の上、通常の家庭料理に近づけるものとする。

(2) 炊き出し

ア 実施場所

- (ア) 小・中学校、義務教育学校（避難所）及び給食センター等の給食施設を利用して実施する。
- (イ) 災害の規模によって炊き出し能力が不足するときは、自治組織、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊き出し活動を促進する。
- (ウ) 既存施設が利用できないときは、給水、配水、防火、風通し、日当たり等の条件を考慮して、炊き出し場所を設置する。

イ 各種協力団体

炊き出しを実施するにあたっては、自治組織、赤十字奉仕団、自主防災組織等各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。

ウ 実施責任者

- (ア) 市は、職員の中から実施責任者（炊き出しが避難所の給食施設を利用して実施される場合は、その避難所の管理責任者）等を選任し、炊き出し場所に派遣、駐在させる。
- (イ) 実施責任者の任務は、おおむね次のとおりである。
 - a 各種協力団体の協力の確保
 - b 罹災者に対する適正な食品の給与
 - c 一時縁故先に避難する者に対する食品の給与
 - d 炊き出し関係諸帳簿の整備
 - e 市本部への報告等

エ 食品衛生及び保健指導

市は、県の協力を得て、必要に応じ栄養に関する助言を行うとともに、炊き出し場所での乳幼児等の栄養指導及び食品の衛生指導を行う。

4 その他

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料8－1参照）。

第18節 飲料水供給計画

上下水道部（水道班）

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。給水タンク、ポリタンク等の使用可能状況及び道路状況を日ごろから把握し、体制を整えておく。

なお、飲料水の供給にあたっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

1 飲料水の確保

(1) 水源の確保

ア 市は、上水道の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。

イ 市は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、あらかじめ管内の井戸水、受水槽、貯水槽の水等の水源の所在、水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。

2 給水用資機材の確保（資料 6－1 参照）

(1) 非常災害時の給水を想定し、給水タンク、ポリタンク、可搬式ろ過器及び給水車等の備蓄に努める。

(2) 給水用資機材が不足した場合、水道班は速やかに必要量を購入、又は他機関から借り受けるものとする。

3 給水

(1) 給水目標

一人1日あたりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。

(2) 給水の優先

給水を行うにあたっては、緊急性の高い次の施設を優先する。

・給食施設（避難所、炊き出し場所） ・医療機関 ・社会福祉施設 ・学校

(3) 給水方法

ア 給水回数及び時間

(ア) 給水は1日1回以上実施するものとし、必要により早朝、夜間の給水についても配慮するものとする。

(イ) 給水にあたっては、防災行政無線、広報車によるほか、報道機関の協力を得て、給水時間、給水場所等についての的確に住民に周知する。

イ 給水方式

(ア) 拠点給水

被害を受けていない配水池又は避難所、公園等の上水道を拠点として給水する。

(イ) 搬送給水

被害を受けていない配水池又は上水道から取水し、給水車又は市有車両に給水タンク、ポリタンク等を積載して被災地の避難所、自治組織等給水を必要とする場所に配給する。

また、陸路による給水が困難な場所への給水は、舟艇を借り上げて実施する。

(ウ) ろ過器による給水

河川水、ため池の水、又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、あるいは化学的処理を加えて給水する。

4 水道施設の応急復旧

被災した水道施設は、職員を動員し、また指定給水装置工事事業者の出動を要請し、速やかに応急復旧するものとする。

応急復旧の順位は、おおむね次のとおりとする。

- ① 送水、配水施設 ② 給配水設備

5 応援要請

市は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会の相互応援協定に基づき、近隣市町等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達あっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借り上げの場合はその必要台数

第19節 生活必需品等給与計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

1 給与又は貸与の対象者及び対象品目

(1) 対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水等で生活上必要な家財等が喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 対象品目

品目	内容
寝具	就寝に必要な毛布、布団等
外衣	作業衣、洋服、子ども服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身廻品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、ゾウリ、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具、バケツ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス、携帯コンロ、薪、木炭等

2 生活必需品等の調達

- (1) 市は、被害状況、罹災人員、世帯別構成員等を十分調査し、必要な品目及び数量を決定する。
- (2) 生活必需品等の購入計画は、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮して速やかに決定する。
- (3) 購入を必要とする生活必需品等は、市内の小売販売業者等から速やかに調達する。
- (4) 市の対応では、物資が不足する場合には、県に対し、調達、あつせんを要請する。

3 生活必需品等の輸送

- (1) 通常の方法による輸送が可能な場合は、小売販売業者等調達先に対し、配分計画による品目、数量及び納入場所を指示して輸送する。
- (2) 上記により難しい場合又は備蓄物資の輸送は、市有車両によって行うが、市有車両及び要員が不足する場合は、県に要請し、輸送力の確保を図る。
- (3) 孤立した集落への輸送は、漁業組合等から舟艇を借り上げ、又は県警察本部、自衛隊等へヘリコプターの派遣を要請して実施する。

4 生活必需品等の保管

物資を購入し、又は調達先等から物資の引継ぎを受けてから、被災者に配分するまでの間は、厳重な保管に努め、特に保管場所の選定、警備等に十分配慮する。

なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、厳重に保管し、災害救助法適用の場合は県の指示によって処置する。

5 生活必需品等の配分

(1) 配分にあたっては、住家の被害別、世帯人員、世帯構成員等を確認し、生活必需品等の配分に過不足がないよう注意する。

(2) 配分場所において給与できなかった世帯等については、職員が個別巡回し、又は自治組織、自主防災組織等の協力を得て配分する。

(3) 集積・配分場所には、必要に応じて一般社団法人岡山県トラック協会等物流専門家の派遣について支援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による（資料 8－1 参照）。

第20節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（市民班、環境班）
健康福祉部（健康こども福祉班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

1 遺体の搜索方法

(1) 陸上における搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

(2) 海上における搜索

水島海上保安部は、市及び県警察と連携を取り、海上における遺体の搜索を行う。搜索が困難な場合は、県又は近隣市町に対し、必要な要員及び資機材の確保について応援を要請する。

市は、水島海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。

2 検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

3 遺体の検視及び処理方法

市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまでの間一時保存する。

なお、迅速に対応するため、搜索及び処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について事前に計画を策定しておく。

4 火葬場の確保

市は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

5 遺体の搬送方法の確保

(1) 市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

(2) 市は、管内の火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

6 遺体の埋火葬

市は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。また、県警察・海上保安部の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。

なお、埋火葬にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋火葬とする。
- (2) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。
- (3) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第縁故者に引き渡すものとする。

7 応援の要請

市のみで困難な場合は、遺体搜索、処理、埋火葬の実施及び実施のための要員及び資機材等について、県（保健医療部、子ども・福祉部）又は近隣市町に応援を要請する。要請にあたっては、次の事項を示す。

- (1) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- (2) 搜索地域
- (3) 埋火葬施設の使用の可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

第21節 清掃計画

生活環境部（環境班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

災害により被災地から排出されたごみ及びし尿等を速やかに収集・処理して環境衛生の保全を図るため、その方法について定めるものとする。

なお、市は、今後、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省）に基づき、「災害廃棄物処理計画」を作成することとし、その計画に基づいた廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

1 し尿の収集・処理

市は、被災地の状況を考慮し、緊急に汲取りを要する地域から、し尿運搬車両等により収集し、原則として、し尿処理施設及び終末処理場のある下水道に投入して処理する。

特に水害時には、汲取りトイレの便槽や浄化槽は水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりすることがあるため、迅速にし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施する。

2 ごみの収集・処分

(1) 市は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域からごみ収集を実施する。収集したごみは、仮置場に集め、リサイクルを基本に分別、破碎等を行い、リサイクルできないものは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては埋立処分する。

(2) 道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が運搬し、市が処理する。

(3) ごみの収集処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

(4) 災害廃棄物の処理は、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省）に基づき、おおむね次の実施手順により行う。

ア 豪雨等の予報が出された段階で、早期に災害廃棄物への対応体制を準備する。

イ 指揮所を設置する。

ウ 被害区域を確認し、災害廃棄物の発生量の推計を行う。推計廃棄物量に応じ、事前に計画した収集・運搬ルート、仮置き場配置、資機材・人員の必要数を実態に即したものに修正する。

エ 修正した計画に基づき、仮置き場の確保、資機材・人員の協力支援の要請を行う。

オ 確保できた仮置き場、資機材、人員に基づき、収集・運搬の実施、仮置き場の運営、処分の実施を行う。また、住民へ広報活動を行う。

カ 被害状況は変化するため、災害対応が完了するまで、定期的な情報収集を行い、必要に応じて、計画を修正していく。

3 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力要請

(1) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

- (2) 市は、周辺の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (3) 市は、(2) の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。
- (4) 市がごみの仮置場を確保できない場合は、県に対して、貸与可能な県有地の提供等、仮置場の確保のための協力を要請する。

第22節 防疫・保健衛生計画

生活環境部（環境班）
健康福祉部（社会福祉班・健康こども福祉班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫体制の確立

- (1) 県保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民に対する予防教育及び広報活動を実施する。
- (2) 市は、防疫活動の徹底を図るため、県（保健医療部）、日本赤十字社、医師会その他の関係機関の協力を求める。

2 防疫対策

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、次により防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材を確保し、自治組織等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。
- (2) 指定避難所の生活環境を確保するため、設置された仮設トイレの汲取りを適切に行う。
- (3) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- (4) 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。
- (5) 指定避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- (6) 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。
- (7) 次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- ア 臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合
- イ 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

3 保健活動の実施

市は、県保健所の指導、協力を得て、次の対策を実施する。

(1) 保健指導等の実施

被災地及び避難所に保健師、栄養士、歯科衛生士等を派遣し、健康相談、保健指導、栄養指導及び給食施設等の衛生管理を実施する。

(2) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、精神保健相談等により心のケアを実施する。

(3) 食品衛生の確保

災害時には通常の流通・販売が行われないために、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。市は、保健所及び県が編成する食品衛生監視チームに協力して、救援食品の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊き出し施設の衛生確保に努める。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第23節 文教対策計画

教育部（教育総務班、学校教育班、
保育未来班、ひとづくり推進班、
金光教育班、寄島教育班）

教育施設の被災又は幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の罹災により、通常
教育を行うことができない場合等に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定めるもの
とする。

1 学校等の管理・運営

- (1) 学校長及び幼稚園長（以下「校長等」という。）は、学校等の措置について、迅速かつ適
切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について、組織の整備を図る。
- (2) 校長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象予警報等災害情報に
注意し、必要に応じ応急教育態勢の措置をとるものとする。
- (3) 災害が発生した場合、校長等は災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の状況を
速やかに調査把握し、遅滞なく教育委員会に報告する。
- (4) 教育委員会は、県教育庁等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等を
指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。
- (5) 校長等は、学校等が指定避難所の開設等災害応急対策施設として使用される場合は協力
し、教職員の配置等必要な措置をとる。

特に初期段階においては、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できな
い、あるいは指定避難所で生活していた自治組織の役員等が他へ転出する等の理由によ
り、予定どおり実施できない場合は、学校の教職員が学校の開閉等を行うものとする。

2 児童生徒等の安全措置

(1) 休校措置

校長等は、次により休校措置を講じた場合は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令
第11号）第48条等により教育委員会にその旨報告する。

ア 在校時の発災の場合

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ休校措置をとる。
- (イ) 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底させるとともに、教職
員が地区別に付き添うなどの安全措置をとる。
- (ウ) 保護者に対して休校措置を連絡する。

イ 在校時外の発災の場合

在校時外に休校措置を決定した場合は、広報を行うとともに、電話等確実な方法で児
童生徒等に連絡する。

(2) 避難措置

校長等は、学校施設が被災し、又はそのおそれがある場合、児童生徒等を指定避難所に
避難させるものとする。この場合、校長等は、教育委員会にその旨報告する。

3 応急教育の実施

(1) 学校等施設の確保

ア 学校等施設が使用可能な場合

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、被災建築物応急危険度判定士の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

イ 学校（園）施設が使用不可能な場合

(ア) 被災校（園）舎が応急修理のため一時的に使用不能の場合、又は1週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校（園）施設、公民館等の公共施設、その他民有施設を借り上げて臨時校（園）舎を開設する。

(イ) 校長等は、児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校（園）舎の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会に報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、県教育委員会に対して通学区域外に臨時校（園）舎及び教員、児童生徒の寄宿舎等を確保するよう要請する。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し、使用することとする。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県教育委員会に教員の配属について要請するものとする。

(3) 応急教育の実施

校長等は、施設等の確保状況に応じ次の方法等を考慮して、応急教育を実施する。

ア 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅学習とする。

イ 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室、屋内運動場等を利用して学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

ウ 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校舎及び教員、児童生徒の寄宿舎等を確保する。

4 学用品の給与

(1) 給与品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒等で、教科書、学用品を滅失又はき損した者

(3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料 8－1 参照）。

5 学校給食に関する措置

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中止するが、この場合、再開にあたっては衛生管理に十分注意するものとする。

(1) 学校給食施設が災害救助のため使用された場合

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症が発生し、又は発生の危険がある場合

(4) 給食物資の調達が困難となった場合

(5) その他給食の実施が外的事情により不可能な場合、又は給食の実施が適当でないと認められる場合

6 疎開児童生徒等への対応

校長等は、指定避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

7 学校の再開

(1) 市は、学校の再開に向けて、施設の診断及び他施設との調整を行う。

(2) 災害時における指定避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問合せに集中的に対応する。

(3) 校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

8 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市は、県と連携し、教職員への研修、精神科医、臨床心理士等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

9 社会教育施設の保護

滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、構造上の安全確認の上、使用するものとする。

10 文化財

(1) 国指定の文化財

文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により、県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

(2) 県指定の文化財

岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）の規定により、県教育委員会へ届け出る。

(3) 市指定の文化財

浅口市文化財保護条例（平成18年浅口市条例第103号）の規定により、教育委員会へ届け出る。

(4) 文化財の応急修理

応急修理については、文化財としての価値をそこなうおそれがあるので、国及び県の指導を受けて実施する。

第24節 ライフライン施設応急対策計画

上下水道部（水道班・下水道班）

上下水道をはじめ、電気、ガス等のライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

1 上水道施設対策

(1) 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水タンク、ポリタンク等による応急給水を実施する。この場合、災害発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災地の状況等を把握した上で、障がいのある人や高齢者など要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

(2) 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

ア 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧にあたっては、施設台帳の果たす役割が重要であることにかんがみ、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

イ 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

ウ 施設の復旧にあたっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

(3) 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援要綱を定めており、県下市町村相互の支援体制を整備している。これにより、迅速かつ円滑に活動できるよう、資機材の点検整備を行う。

2 下水道施設対策

市が管理する下水道施設について、次のとおり措置を講ずる。

(1) 管渠施設

ア 市の管理する管渠施設は延長が長大であり、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要となるが、住民の避難生活の場となる避難所、救護活動を行う病院等に接続する特に重要な管渠ルートの確認を行うとともに、人員や資機材の確保を図る。

イ 被害の調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるととも

に、漏水等による二次災害の発生を防止する。

ウ 支援が必要な場合は、他の市町村、県及び日本下水道事業団に支援要請を行う。

(2) 下水処理場、ポンプ場施設

発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を講ずる。

3 その他のライフライン施設対策

電力、ガス、電気、通信サービスの応急措置及び復旧については、各事業者の応急復旧計画に基づき行うが、市では、情報の収集及び広報活動を行うとともに、復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

第25節 住宅応急対策計画

産業建設部（建設業務班・まちづくり班）

災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理、又は障害物の除去を実施する。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の供与対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保することができない者とする。

(2) 入居者の選考方法

入居者の選考にあたっては、罹災者の資産、資力及び災害発生前の生活状況等を十分調査して決定する。

(3) 建設場所の選定

ア 原則として公有地とする。

なお、これにより難いときは、民有地を買収若しくは借り受けるものとする。

イ 罹災者が相当期間（最大2年）居住することを考慮して、飲料水、ライフライン、保健衛生、通学区等の住環境を考慮するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。また、後日問題が起こらないよう付近住民と十分協議を行い、選定する。

ウ 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

(4) 施工方法

ア 速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づいて設計図書を作成する。

イ 設計図書により、直ちに着工、早期完工の可能な指名業者に請け負わせる。

(5) 管理及び処分

ア 応急仮設住宅は、罹災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるもので、使用目的に反しないよう適切に管理する。

イ 使用目的が達成されたときは換価処分又は解体撤去する。

(6) 応急仮設住宅の設置に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料8－1参照）。

2 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障が

いのある人向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

3 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。

4 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

住家が半焼、半壊し、自らの資力で居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理ができない者とする。

(2) 応急修理を受ける者の選定方法

応急仮設住宅の設置の場合に準ずる。

(3) 修理方法

災害発生日から1か月以内に完工の可能な指名業者に修理箇所、修理概要を指示して施工する。

(4) 被災住宅の応急修理に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料8-1参照）。

5 住宅関係障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないものとする。

(2) 対象住家の選定

被災住家の中から前記（1）の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家を選定する。

(3) 実施

ア 市は、直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて、実施する。

イ 実施にあたっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。

(4) 住宅関係障害物除去に係る費用、期間等の措置方法

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する（資料8-1参照）。

6 被災住宅等の危険度判定

市は、地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、被災建築物応急危険度

判定及び被災宅地危険度判定制度を活用して、被災住宅等の危険度判定を速やかに行う。

7 応援協力要請

市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理並びに障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理並びに障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき、応援を要請する。

1 道路災害対策

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに県及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

市は、発災後、速やかに災害拡大防止措置を講ずるため、本章第1節「応急活動体制計画」の定めるところにより、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 道路、橋りょう等の応急措置

ア 道路管理者等は、道路、橋りょう、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者等及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者等は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者等は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

ウ 応援協力要請

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請する。

2 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置並びに交通の確保等について定める。

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

市は、大規模な鉄道事故が発生した場合、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、本章第1節「応急活動体制計画」の定めるところにより、発災後速やかに職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 鉄道事業者は、被害の防止又は拡大防止のため、速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講ずる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ関係機関に応援を要請する。

イ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事による交通の確保、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

また、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

3 海上災害対策

船舶による海難事故などの災害が発生、あるいは発生するおそれがある場合、また、海上へ

の油等危険物の大量流出、火災・爆発等が発生した場合における関係機関の応急対策について定め、迅速な応急対策を実施することにより、被害の軽減を図るものとする。

(1) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者は、大規模な海上災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、速やかに海上保安部（水島海上保安部）に連絡する。
- イ 関係事業者は、海上保安部（水島海上保安部）に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ウ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。
- エ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行う。

(2) 風水害時等の応急措置

ア 船舶の遭難

- (ア) 港湾、漁港管理者、漁業協同組合は、台風、荒天等により在港船舶が港湾、漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、水島港台風等対策委員会が定める「水島港台風等災害防止対策実施要領」に準じた措置を実施する。
- (イ) 海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

イ 漁港・航路等施設の応急措置

- (ア) 漁港管理者は、被災した漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、防潮堤等の潮止め工事、航路、泊地の浚渫、岸壁、荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。
- (イ) 漁港管理者は、海上保安部（水島海上保安部）との相互連絡を密にし、漁港内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明な場合は、標識を設置して危険防止の措置を講ずる。

(3) 流出油等危険物の災害応急対策

ア 事業者の措置

- (ア) 危険物等が大量に流出した場合、海上保安部（水島海上保安部）、笠岡地区消防組合、沿岸市等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。
- (イ) 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。
- (ウ) 自主防災組織、その他の要員により消火活動、流出油防御活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災関係機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動を実施するにあたっては、陸上への拡大について十分留意する。

- (エ) 回収した油等の処理を行う。

- (オ) 必要に応じ、一般社団法人海上災害防止センターに海上防災のための措置を委託する。

イ 市の措置

(ア) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があるときとは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は住民の立入制限、退去等を命令する。

(イ) 沿岸に漂着した油等危険物の除去及び回収した油等危険物の処理を行う。

(ウ) 事故施設の所有者等に対し、海上への油等流出防止措置について指導する。

ウ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動並びに被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

エ 漁港管理者の措置

漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

4 航空機事故災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 市は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。

(2) 市は、必要に応じ防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

(3) 市は、死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

(4) 市は、災害の規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

(5) 市は、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があるときとは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

5 大規模な火災対策

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、本節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

(1) 情報収集連絡

市は、大規模な火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。ただし、総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合には、直接総務省消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

市は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災の発生した場合には、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(4) 救助・救急活動

火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

(5) 応援協力要請

ア 市は、火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。また、化学消火薬剤等を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

イ 火災の規模、被害の状況等から、自衛隊の派遣を必要と判断した場合には、速やかに派遣を要請する。

6 林野火災対策

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

(1) 情報の収集・連絡

ア 市は、大規模な林野火災が発生した場合には、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

イ 情報連絡にあたっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市の作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

消防本部は、林野火災対応の中核として、必要と認める場合は、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を設置する。

(3) 消火・避難活動

ア 市及び消防本部は、林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市及び消防本部は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合には、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

(5) 救助・救急活動

市及び消防本部は、林野火災による人的被害が発生した場合には、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

(6) 消防ヘリの要請と運用

ア 市及び消防本部は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めたときは、消防ヘリを要請する。

イ 消防ヘリによる偵察及び空中消火等は、時機を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 市及び消防本部は、消防ヘリを要請する場合、県を経由してヘリ所有自治体へ要請する。

エ 消防ヘリの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

(7) 応援協力要請

ア 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。

また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合には、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

イ 市及び消防本部の消防力のみでは対処できない林野火災の場合、広域的な消防力の運用により対応することとし、その手続きは「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

ウ 火災の規模、被害の状況等から、自衛隊の派遣が必要と判断した場合には、速やかに派遣を要請する。

7 危険物等災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

(1) 市は、県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合には、直接総務省消防庁へも連絡する。

(2) 消防本部は、危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 消防本部は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(5) 市は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(6) 市は、さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(7) 消防本部は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

8 高圧ガス災害対策

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

(1) 市は、県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、総務省消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合には、直接総務省消防庁へも連絡する。

(2) 消防本部は、高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(4) 消防本部は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(5) 市は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合には、他の市町村に対して応援を要請する。

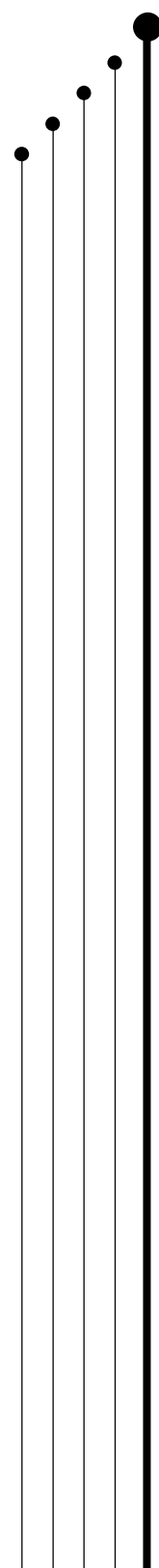
(6) 市は、さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

9 有害ガス等災害対策

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質、ダイオキシン類あるいは有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、市は、直ちに警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の指示等を行うとともに、速やかに復旧措置を講ずる。

第3章 災害復旧・復興計画



第1節 被災者等の生活再建等の支援計画

企画財政部（地域創造班、本部班）
 生活環境部（税務班）
 健康福祉部（社会福祉班・健康こども福祉班）
 金光総合支所部（総合支所班）
 寄島総合支所部（総合支所班）

市は、県と連携し、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の主旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書又は罹災証明書の交付の体制を確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書又は罹災証明書を交付する。また、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判断結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。
- 災害弔慰金等の支給

市は、風水害等により被害を受けた者及び世帯に対して、「浅口市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した遺族に対し弔慰のために災害弔慰金を支給する。

対象		金額
災害による死亡者一人あたり	生計維持者	500万円
	その他の人	250万円

(2) 災害見舞金

精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

対象		金額
災害による負傷者一人あたり	生計維持者	250万円
	その他の人	125万円

(3) 災害援護資金

被災世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

ア 貸付限度額

災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次表に掲げるとおりとする。

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害 ア 家財等の3分の1以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊（エの場合を除く。） エ 住居全体の滅失又は流失	1,500,000円 1,700,000円 2,500,000円 3,500,000円
③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 イ ①と②のイが重複した場合 ウ ①と②のウが重複した場合	2,500,000円 2,700,000円 3,500,000円
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すのに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア ②のイの場合 イ ②のウの場合 ウ ③のイの場合	2,500,000円 3,500,000円 3,500,000円

イ 貸付期間等

据置期間	3年以内（事由により5年）
償還期間	10年以内（据置期間を含む。）
利率	3%（据置期間中は無利子）

6 相談窓口等の設置と広報・連絡体制の整備

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者支援台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

- (1) 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (2) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県及び避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

7 心のケア

大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建への不安等に伴い、被災者及び救護活動等に従事している者が精神的不調をきたす場合があり得ることから、浅口医師会、県看護協会及び保健所の協力を得て、心のケア（精神保健相談）を実施する。

8 義援金品の受付・配分

義援金や義援物資（以下「義援金品」という。）は、善意により寄せられる貴重な預託物である。これら善意の義援金品を適正に受け付け、早期に効率的な配分を行うことにより、被災者の生活再建の援助を支援するものとする。

(1) 募集

市は、県内又は他の都道府県において大規模な災害が発生した場合に、新聞、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ（CATV）等報道機関の協力を求めるとともに、各種団体及び

関係機関を通じて住民に呼びかけ、義援金品の募集を行う。なお、募集期間については、災害の状況を勘案して決定する。

(2) 集積

市は、募集あるいは任意拠出される義援金品については、文書を作成あるいは発行して、それぞれ整理保管するものとする。

(3) 配分

市は、配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義援金品について協議し、配分を行う。

ア 配分の時期

配分は、義援金品を受け付け、又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、小額の場合は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行う等配分の時期には十分留意して行う。ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするように常に配慮して扱う。

イ 義援金等の管理

金銭の管理については、市の歳入、歳出外現金として会計管理者が保管管理する。

第 2 節 被災中小企業の復興の支援

産業建設部（産業振興班）

市は、県と連携し、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- (1) 岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。

また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口で支援制度についての情報提供を行う。

- (2) 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- (3) セーフティネット保証 4 号の地域指定を受けた場合に、災害により売上高が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱いを開始する。

第3節 公共施設災害復旧事業計画

全部（全班）

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定にあたっては、迅速な原形復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障がない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

市は、公共施設等の復興にあたっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

〔災害復旧事業の種類〕

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 港湾災害復旧事業
 - ケ 漁港災害復旧事業
 - コ 下水道災害復旧事業
 - サ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

全部（全班）

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ク 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりである。市は被害の状況を速やかに調査し、県及び国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業

- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障がい者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（税務班）
健康福祉部（社会福祉班）
産業建設部（産業振興班）

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度（災害資金）のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合には、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定により、市は、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、市税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講ずる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なもの

に対し、県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第3編 地震・津波災害対策編

第1章 災害予防計画

第 1 節 地域防災活動施設等整備計画

市内各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

また、市は、震災時に、それぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

1 活動施設の整備

(1) 市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所（資料 3－1 参照）や公民館等に併設して、平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための備蓄倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

2 整備する資機材等の概要

区分	概要
(1) 情報連絡用	携帯用無線機、携帯用ラジオ
(2) 初期消火用	可搬式小型動力ポンプ、大型消火器
(3) 給食給水用	炊飯装置、緊急用ろ水装置
(4) 救出救護用	チェンソー、エンジンカッター、ジャッキ
(5) 防災教育用	ビデオ装置、映写機
(6) その他	資機材倉庫、発電機等

3 地域防災拠点の整備

市は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- (1) 物資等の集積基地
- (2) 救急、救援の活動基地
- (3) 災害ボランティア等の受入施設
- (4) ヘリポート施設（資料 5－1・5－2 参照）

第 2 節 防災業務体制の整備計画

風水害等対策編第 1 章第 2 節「防災業務体制の整備計画」に準ずる。

第3節 食料、飲料水、生活必需品の確保計画

企画財政部（本部班）
健康福祉部（社会福祉班）
産業建設部（産業振興班）
上下水道部（水道班）

1 食料の確保

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

- (1) 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続きに関するマニュアルの作成

計画等の作成にあたっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

- (2) 援助食料の集積場所の選定

- (3) 住民、事業所等への食料備蓄の啓発

住民、事業所等に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料を備蓄するよう指導・啓発する。

なお、備蓄にあたっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとする。

- (4) 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

- (5) 晴れの国岡山農業協同組合との協力体制の確立

平常時より協議を行うとともに、今後食料提供に係る協定を締結するものとする。

2 飲料水の確保

市は、給水計画を作成し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3リットル／日）の水を確保するものとする。

また、住民、事業所等に対して個人備蓄を勧奨する。

- (1) 水道復旧資材の備蓄を行う。

- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルについては次のことを含む内容とする。

ア 臨時給水所設置場所の事前指定

イ 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

ウ 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）

エ 各臨時給水所と本部の通信連絡方法

オ 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過器等）

カ 地図等応急活動に際し必要な資料の準備

- (3) 給水タンク、トラック、ろ過器等応急給水用資機材（資料6-1参照）を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

- (4) 住民、事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発を行うとともに、一人1日3リットルを基準とし、関係人数の「最低3日間、推奨1週間」分を目標として貯水するよう指導する。

貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、

破損しにくいものとする。

(5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 生活必需品の確保

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を作成する。

(1) 災害時に必要となる生活必需品等の把握

市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）及び感染症対策用品等の品目・必要数の把握

(2) 調達計画

ア 特定物資に係る流通在庫の定期的調査

イ 特定物資の調達体制

ウ 緊急物資の集積場所

エ 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

オ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

(3) 備蓄計画

市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

また、住民及び自主防災組織、事業所等に対して、自らの命は自らが守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時より食料のほかに救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくように勧奨する。

4 個人備蓄の意識啓発

(1) 市は、県と協力し、個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に対しても意識啓発する。

(2) 住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

5 備蓄等による孤立に強い集落づくり

孤立する可能性がある集落において、公共施設の防災倉庫等への集落規模に応じた飲料水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、感染症対策用品、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の備蓄や、家庭、自主防災組織等による備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。

なお、市は、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努め、被災時における外部との通信確保に向けた備えの強化を図り、孤立集落等に対するヘリコプター離着陸候補地の選定・確保について研究を行う。

第4節 指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

企画財政部（本部班）
産業建設部（建設班・建設業務班）

市は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、市は、国、県と連携し、指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

1 指定緊急避難場所の整備

市は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の整備を推進するものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

市は、公園、学校等公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2) 指定緊急避難場所の整備

ア 市街地における緑とオープンスペースは指定緊急避難場所の確保、火災延焼防止のた

め重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。

イ 整備にあたっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

ウ 指定緊急避難場所として指定した場所には、住民にわかりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、出入口部分の整備や開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

エ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定避難場所であることを明示するよう努める。

オ 市は県と連携し、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

市は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、次の基準により避難路を指定する。指定にあたっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定するとともに、避難路には指定緊急避難場所への案内標識等を設置するよう努める。

ア 避難路は、十分な幅員を有する道路とする。

イ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

ウ 避難路は、アーケードが設置されていない道路とする。また、窓ガラス、看板等の落下物についても考慮する。

(2) 避難路の整備

ア 市街地における道路は、交通施設だけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能をもつ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

イ 避難路の整備にあたっては、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

ウ 避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所の方向の標示を各所に行い、指定緊急避難場所への速やかな誘導ができるようにする。また、津波来襲時における住民の避難行動を促進するため、市内沿岸部の指定避難所・避難路等の要所に海拔表示板を設置する。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第5節 避難及び避難所の設置・運営計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（市民班）
健康福祉部（社会福祉班）
教育部（教育総務班・学校教育班・
保育未来班・ひとづくり推進班・
金光教育班・寄島教育班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

1 避難方法

震災時においては、同時多発の火災、がけ崩れ、落石等が予想されるため、住民の早期避難のために避難計画を作成し、住民への周知と訓練に努める。また、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、避難所に入る避難者のトリアージの方策、住宅の被災が軽微な被災者は在宅でとどまるように誘導する方策等を検討する必要がある。

さらに、道路交通等が確保された以降は、被災地外への広域避難、疎開等を促す方策を検討する必要がある。

(1) 避難計画の作成

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、避難計画作成にあたっては、要配慮者へ十分配慮するとともに、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市の間、及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 避難訓練の実施

市は、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民及び要配慮者の参加を得て、避難訓練を実施する。

(3) 津波避難対策等

ア 津波による避難の対象地区

市は、県の被害想定等をもとに、津波による人・住家等に被害を受ける危険があると予想される津波避難対象地区を定める。

イ 避難指示の発令基準

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合や、停電、通信途絶等により、津波警報等適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとし、その設定・見直しにあたっては、県や気象台等との連携に努める。また、国及び県は、市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 津波避難誘導計画の策定

市は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した具体的かつ実践的な津波避難誘導計画を地域ぐるみで策定するとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図る。

なお、避難手段としては、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の状況、避難路の状況等の地域性を考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、円滑な避難が可能な経路や交通量抑制策等をあらかじめ警察と十分調整し、各地域で合意形成を図るなど、具体的な方策を検討するものとする。

エ 避難支援体制

避難行動要支援者名簿を活用した効果的な避難支援や迅速な安否確認、その他要配慮者への対応並びに消防職団員、水防団員、警察官、市職員など津波災害時において防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するための津波到達時間内での防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準をあらかじめ定めて住民等に周知する。さらに、広く住民参加を促しながら避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の適切な見直しを行う。

オ 津波避難ビル等の指定

津波の際には、津波避難対象地区から、高台等の避難場所に避難することが原則である。しかし、高台までの避難に時間を要するような状況がある、あるいは、地震発生から津波到達までの時間的猶予が極めて短いという場合には、避難が困難となる。こういった事態を想定して、堅固な中・高層建物等を一時的な避難のための施設として利用す

る、いわゆる津波避難ビル等を指定しておくこととする。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難路・避難階段等の整備も図っていく。さらに、海拔標示や誘導標識等の現地表示によって、住民をはじめ一時的滞在者や観光客にも避難への意識を高めていくよう努める。

避難ビルの指定にあたっては、次のような事項について考慮する。

- (ア) 構造的要件：耐震性、津波に対する構造安全性
- (イ) 位置的要件：避難困難地域、避難困難者数、津波避難ビル等候補の選定に伴うカバーエリア、避難路等
- (ウ) 機能的要件：避難スペース（広さ、高さ）、アクセス（入口、階段）、非常用電源、備蓄スペース等
- (エ) 利用・運営に係る要件：利用協定、責任分担、解錠方法等

カ 津波避難に関する意識啓発

市は、津波避難対象地区の住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難計画や津波避難ビル等について十分周知を図り、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。特に、普及啓発においては、津波避難では地域住民の自助、地域コミュニティ・地元企業との連携等による共助が大切であることを周知する。また、津波の到達までに時間的に余裕がある場合であっても、低地であり、周辺に高い建造物や高台がない地域では、思いのほか遠方への避難が必要となる場合もあることから、地震発生後、即座に安全な場所への避難を開始するよう、日ごろからハザードマップ等で津波浸水深、避難場所を確認しておくよう指導する。

キ 津波避難に関する研修・訓練の実施

適切な避難の実現のために、地域住民の避難行動（自助）、自主防災組織・地域コミュニティ等における連携（共助）、及び市の対応（公助）のそれぞれの役割が十分に発揮されることが求められる。そのため、各主体がそれぞれの対応を迅速に行えるようになることを目的として、避難活動に関係する市職員や自主防災組織等を対象とした研修や、緊急時を想定した訓練（図上訓練、実地訓練）を実施する。

2 指定避難所の設置（資料３－１参照）

市は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。

また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

(1) 指定避難所の指定・周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

市内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開放し、又は、近隣市町への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町や民間業者等との間での協定締結等に努める。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、

停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置にあたり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資等の確保

市は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の物資備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。さらに、指定する福祉避難所についても、指定避難所同様に必要な施設設備、生活物資等の確保に努める。

なお、市における最小限の備蓄と併せ、「流通備蓄」による確保策の整備について努める。

(4) 指定避難所設置マニュアルの作成

市は、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア 指定避難所の開設・管理責任者及び体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全確認の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ 本部への報告、食料・毛布、その他の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ その他開設責任者の業務

3 指定避難所の運営体制

指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ指定避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、指定避難所開設後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定しはじめ、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、指定避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を

行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、指定避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、指定避難所の早期解消を図る。

(1) 行政側の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

市は、指定避難所の運営管理にあたり、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

さらに、現に指定避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中（泊）、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制の確保に努める。

また、指定避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の既存組織と協議し、指定避難所ごとに、次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。指定避難所開設の際には当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。

なお、指定避難所の運営にあたっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した管理運営に努める。

ア 避難所運営のための自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続き等）に係る事項

イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ・ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制復帰のための対策

- (ア) 事前周知、自治組織との連携
 - (イ) 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
 - (ウ) 避難所の統合・廃止の基準・手続き等
- (3) 施設管理者による指定避難所支援体制

指定避難所の施設管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに、運営の支援にあたるため、市や関係自主防災組織等とともに避難所マニュアルの作成に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第 6 節 情報収集・連絡体制計画

風水害等対策編第 1 章第 3 節「情報収集・連絡体制計画」に準ずる。

第7節 災害に強いまちづくりの推進計画

企画財政部（本部班）
生活環境部（環境班）
産業建設部（産業振興班・建設班・
建設業務班・まちづくり班）

1 防災についての調査研究の実施

市内における、河川、海岸、山地、農地、住宅地等において、災害が発生又は危険が予想される箇所の事前調査、あるいは地震災害の被害想定規模等の調査を行い、防災体制の整備強化を図る。

(1) 防災パトロール

市及び県・警察等防災関係機関は、共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれの問題を想定してその対策を検討し、必要な指示・指導を行い、特に危険が予想される場合は、所有者、管理者等に対して、改修等の命令を行う。

(2) 危険箇所の周知

地震等被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめて防災関係機関に周知する。

2 市街地の整備

(1) ゆとりあるまちづくりの推進

ゆとりある隣棟空間を確保することで、延焼危険性の低減が図られるが、このようなゆとりを確保していくため、建築物の新設、改築に際して、法令等の遵守を徹底するとともに、国・県の関連各種補助事業の活用によるゆとりあるまちづくりの推進に努める。

(2) 沿道空間のゆとりの確保

防災機能でみる沿道幅員は、公共物である道路の幅員に加えて、道路沿いの建築物前面空き地が含まれる。そのため、災害に強いまちづくりの推進のためには、細街路の計画的拡幅の推進を図るとともに、住民の協力を求めて、建て替えの場合の住居のセットバックによる沿道空間のゆとりを高めるよう促進する。

3 道路、橋りょうの整備

(1) 幹線道路

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について耐震性を強化した道路整備を実施するよう要請する。

(2) 市道

地域の生活道路であると同時に国・県等の幹線道路を補完するものであるが、脆弱な区間が多く、災害による被害が多岐にわたることが予想されるため、重要な路線を最優先として、国・県道に準じた耐震点検調査・危険箇所調査を実施し、改修に努める。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

(3) 農道及び林道

農道及び林道は、幅も狭く地盤も弱いところが多い。しかし、生活道路として地域住民

にとって重要な役割を果たしており、震災時にその機能が壊滅しないよう整備に努める。

4 河川（海岸）及び漁港施設

地震時には津波が襲来する可能性があり、地震により堤防及び水門等が被災した場合には大きな浸水被害の発生するおそれがある。

市は、堤防及び水門等で耐震性の劣るものについては、地震時にも機能が保持できるように改良し、整備を図る。

また、漁港は、災害時における住民の避難や緊急物資の輸送に重要な役割を果たすため、漁港施設の耐震化を推進するとともに、避難場所や防災拠点としての機能の強化を図る。また、津波に備えて、陸開等の整備や避難対策の検討を行う。

5 災害危険区域対策

(1) 地すべり・山崩れ対策

ア 土砂災害対策（資料 1－3～1－6 の 2 参照）

地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の土砂災害を防止するため、県及び市は相互に協力し、これら危険箇所の現況を把握し、区域の指定、警戒避難体制の確立、防止施設の新設、改良、危険箇所周辺の移転等、総合的対策を講ずることにより、災害から、人命・人家を守らなければならない。

(ア) 住宅移転の促進

市は、危険箇所に居住する者に対して、移転を促進するものとし、危険箇所外に住宅の建設移転を行う者に補助金を交付する等、所要の援助を行う。

(イ) 関係法に基づく区域を指定し、区域内での行為の制限と地すべり防止工事を実施する。

(ウ) 緊急時における警戒、避難体制を確立する。

(エ) 区域内パトロールを定期的に実施する。

(オ) 未改修溪流に対し、次の事業を推進する。

a 山腹からの土砂の流出を制し、山脚の固定を図るためのえん堤工

b 溪流の河床安定を図り、縦横浸食を防止するための床固工、溪流保全工（護岸工）

c 災害から人家・耕地等を守るための溪流保全工（護岸工）

(2) 治山対策（資料 1－7・1－8 参照）

ア 治山事業の推進

山間部における山腹崩壊、荒廃溪流の復旧並びに山地災害危険地区等の予防事業を推進して、土砂流出を防止することにより、降雨災害の防止を図る。

(ア) 復旧治山、予防治山、防災林整備等の事業を実施する。

(イ) 人家の裏山等、直撃災害に対しては、林地崩壊防止事業や県、市単独事業により対処する。

イ 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備と人工造林を促進して、土砂侵食防止機能の強化を図る。

また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

(3) 液状化危険地域の予防対策

ア 液状化危険地域の把握

県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握する。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。

併せて、地盤の液状化が起きないようにする地盤改良、液状化が生じても安全なように建築物、公共施設、地下埋設物等を補強する耐震改修等の各種対策の普及を図る。

(4) ため池対策（資料１－２）

ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池についてハザードマップの作成・周知を図り、地域住民への適切な情報提供を行うなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度４以上を観測した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

6 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

○災害危険度の高い区域
地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、原則として開発計画を認めない。
○人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び地質に応じ、擁壁の設置等の安

全措置を講ずる。
○軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

7 大規模盛土造成地マップの周知等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

8 廃棄物処理体制整備

(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

ア 災害予防及び資機材等の備蓄

(ア) 施設整備等

市は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設にあたっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(イ) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び避難所避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

イ 組織体制の整備等

市は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

また、迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

ウ 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（仮設トイレ等のし尿や避難所ごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

エ 災害時の廃棄物処理体制の整備

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(ア) 仮設トイレ等し尿処理

市は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

(イ) 避難所ごみ等

市は、避難所ごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

(ウ) 災害廃棄物

a 発生量・処理可能量の推計（津波堆積物を含む。）

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。

市は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

b 処理スケジュール・処理フロー

市は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

c 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

d 仮置場、仮設焼却炉

市は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

e 損壊家屋の解体・撤去

市は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危

険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

f 最終処分

市は、必要に応じ、災害廃棄物の受入可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

g 広域的な処理処分

市は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

h 各種相談窓口の設置等

災害時には、被災者から廃棄物の処理に関し、さまざまな相談・問合せが寄せられることが想定されるため、市は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

第8節 建物等の不燃化・耐震化計画

産業建設部（建設班・建設業務班・まちづくり班）

住民が安心して生活できる「地震に強いまちづくり」を促進するため、「浅口市耐震改修促進計画」に基づく建物の耐震化のほか、不燃化、住宅密集地の解消等に努める。

1 建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校・社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を促進する。

(2) 一般建築物の耐震化

地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、パンフレットを活用し、住民に対して耐震化の必要性・重要性の啓発や各種補助制度、リフォームに併せた耐震改修、地震保険等、耐震化に関する情報の提供に努めるとともに、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施する。

また、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路等を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する。

(3) あんしん避難所の整備

市は、過去の経験を踏まえ、非構造部材の耐震化等も図られた、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に努める。

2 まちの不燃化

(1) 住宅密集地の解消

路地が狭く住宅が密集する地域では、延焼火災が大火に発展するおそれがある。また、火災あるいは倒壊家屋により、避難路が遮断されることも予想される。さらに、消防車両が進入できないため、消火活動に支障をきたすことも考えられる。

そのため、市は、住宅密集地の解消に努める。

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備にあたって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所周辺や避難路沿道の不燃化も必要である。

市は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等と連携させて、延焼遮断空間を確保す

るという観点で指定緊急避難場所周辺や避難路沿道の不燃化を促進する。

(3) 公園・緑地等公共空地の整備

公園・緑地等は、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場になるほか、災害時においては、避難場所や災害復旧の拠点として重要な役割を果たす。同時に、火災の延焼を防止するなど、防火上重要な役割を担っている。

市は、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全、緑化事業の推進に努め、防火空間の確保を図る。

(4) 道路網の整備

道路管理者等は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、道路の新設改良にあたっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するよう努める。

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、市は、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行う。総点検は、以下の視点で実施する。

なお、点検の結果、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、その整備に努める。

ア 道路……………避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

イ 公園、緑地……………避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

ウ 延焼遮断帯……………道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能が発揮できるか。

3 落下物防止及びブロック塀等の倒壊対策

市は、特定行政庁である県と連携して、次の対策を実施する。

- (1) 避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。
- (2) 崩落のおそれのある大規模な吊り天井を有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。
- (3) ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について住民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

第9節 ライフライン施設災害予防計画

企画財政部（本部班）
上下水道部（水道班・下水道班）

水道、電気、ガス等ライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐火・耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める必要がある。

1 上水道施設

(1) 水道施設の広域化の推進

地震等の災害への対応力を高める上で、万一被害が生じた際の上水道の供給を確保するために、水道施設の一層の広域化を推進する。

その際、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備も併せて推進する。

(2) 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

ア 水道施設について部分的な被害が生じて、他の部分においては通常機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

イ 各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

ウ 河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋りょう添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

(3) 老朽管の更新

石綿セメント管、铸铁管については、耐震性の確保の点からは不適当な水道用管材であるため、ダクタイル铸铁管等への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

(4) 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーし、機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

(5) 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

2 下水道施設

(1) 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化、津波対策を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

(2) 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

(3) 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合でも、ダメージの少ない処理水槽や機器類の有効活用、また、処理順路の変更など、既存施設の能力を駆使して必要最小限の処理が行えるような対策を検討する。

(4) 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線、下水処理場内の重要な水路・配管又は汚泥圧送管等が破断した場合には、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の配置を変えた複数系列化について検討する。

(5) 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

(6) 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。

また、処理水を消防用水、雑用水等として利用することを検討する。

3 ライフライン関連事業者等との連携強化（電力、ガス、通信サービス等）

災害時における被害の拡大防止、電力、ガスの安定供給、電気通信の確保、並びにこれらのライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 市は、ライフライン関連事業者（以下「各事業者」という。）との連絡体制を確保する。

イ 各事業者は、所管する施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、情報伝達施設の整備等により被災情報の連絡体制を強化する。

ウ 各事業者は、重要施設へのライフラインの供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を作成する。

エ ガス事業者は、ガスによる二次災害を防止するため、緊急時供給停止システムを強化するとともに、被災施設の巡視点検の体制や方法について、あらかじめ定める。

オ 各事業者は、所管する施設について応急復旧マニュアル等を整備するとともに、施設管理図面等の整備・分散保管を図る。

カ 各事業者は、所管する施設の被災状況や復旧情報等についての的確に広報できるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア 各事業者は、被災したライフライン施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ 各事業者は、平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

- ア 各事業者は、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに従業者の防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- イ 情報収集連絡体制や関係機関との協力体制の充実強化を図るため、市が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力するものとする。

(4) 協力体制の整備

- ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関連工事会社や他の地域のライフライン事業者との相互協力体制を整備する。
- イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他の地域のライフライン事業者との相互融通体制を確保する。

4 住民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

- (1) 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水道使用の制限等について広報に努める。
- (2) 電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏えい、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- (3) 電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用、災害用伝言ダイヤル「171」の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

第10節 危険物等保安対策計画

風水害等対策編第1章第8節「危険物等保安対策計画」に準ずる。

第11節 津波災害予防計画

企画財政部（本部班）
産業建設部（建設班・建設業務班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設、漁港施設及び河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、津波警報、避難指示等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、地震後の二次災害対策を推進する。

なお、市は、津波による被害のおそれのある地域において建造物等を整備する場合は、津波に対する安全性に十分配慮するとともに、重要施設の高地移転などにより、津波に強いまちづくりの推進に努める。

1 津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

イ 津波による被災は、地形やまちの広がり、津波の外力等のように、各地域によって大きく実情が異なることから、市庁舎、消防施設等の災害応急対策上重要な施設の耐浪化だけでなく、これら施設の配置の見直しや土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する。

(2) 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害警戒区域の指定については、その必要性等について、県及び関係機関と検討する。

2 海岸防災対策

(1) 海岸保全施設等の整備

市は、津波による被害に対処するため、津波に対する最新の知見を踏まえながら河川・海岸・漁港施設等の整備（堤防護岸の新設、嵩上げ、補強、防潮水門の設置等）の促進を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置づけにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。

3 潮位観測体制の確立

津波警報等が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、超音波式津波監視装置等の津波計の設置等、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。さらに、沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

4 津波警報、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 避難情報等の伝達

迅速・的確な避難のため、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ-ALERT）、緊急告知ＦＭラジオ、メール配信サービス、防災アプリ、テレビ（ワンセグを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報等、避難指示の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障がいのある人等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

なお、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、緊急情報衛星同報システム等の整備を推進する。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、観光客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(2) 安全な避難の確保

ア 指定緊急避難場所等の指定

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを津波災害に対する指定緊急避難場所として指定する。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとするが、津波に対する安全性等に違いがある場合には、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

さらに、津波浸水予測図、津波到達時間及び地形的条件などを勘案し、避難が困難と想定される地域等において、市は、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの指定に努めることとし、その指定にあたっては、あらかじめ施設管理者と調整し、外部階段の設置や避難路の確保等、迅速な避難に必要な対策を講じる。

イ 多数が利用する施設の安全対策等

市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域においては、要配慮者が利用する

施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するとともに、区域内への海拔標示や誘導標識等の整備を効果的に実施し、住民や一時滞在者等の避難の意識が高まるよう努める。

5 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、津波警報等が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

6 津波に係る防災知識の普及

津波に関する防災知識の地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。また、学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努める。

さらに、市は、県の被害想定や津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示すハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に身近な地域の災害を認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る。

(1) 一般住民に対する内容

ア 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。

オ 津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない。

(2) 船舶に対する内容

ア 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外に退避する。

エ 港外に退避できない小型船舶は、高いところに引き上げて固縛する等最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。

7 津波を想定した防災訓練の実施

市は、自治会、職場、学校等において、夜間等さまざまな条件を設定した防災訓練を定期的に行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

8 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第12節 防災訓練計画

風水害等対策編第1章第9節「防災訓練計画」に準ずる。

第13節 複合災害対策計画

風水害等対策編第1章第10節「複合災害対策計画」に準ずる。

第14節 要配慮者等の安全確保計画

風水害等対策編第1章第11節「要配慮者等の安全確保計画」に準ずる。

第15節 防災意識の普及計画

風水害等対策編第1章第12節「防災意識の普及計画」に準ずる。

第16節 自主防災組織の確立計画

風水害等対策編第1章第13節「自主防災組織の確立計画」に準ずる。

第17節 ボランティア養成等計画

企画財政部（地域創造班）
健康福祉部（社会福祉班）

平常時から個人の持つ技能が生かされるように、医師、看護師等の専門ボランティア及び一般ボランティアの研修・登録を行い、災害時にボランティア活動が円滑にできるよう養成に努めるとともに、それぞれの分野におけるネットワークの確立に努める。

1 ボランティアの養成・登録

市は、県及び関係団体等と連携して、医師、看護師等専門ボランティア及び一般の生活支援ボランティアに対し、災害時にボランティアリーダーやボランティアコーディネーターとして適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、必要に応じて分野別に研修を行うとともに、研修参加者の登録に努める。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

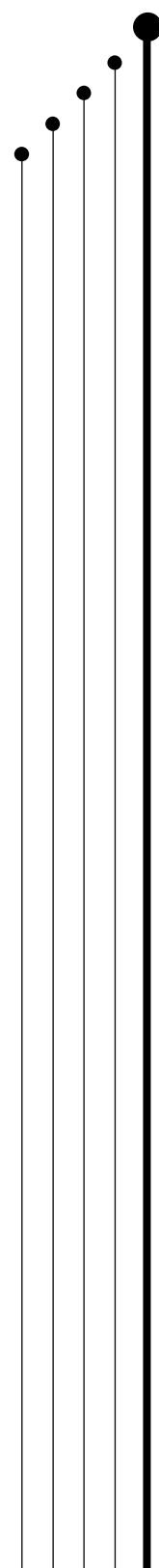
2 ネットワーク化の推進

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携し、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣市町の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

市及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第2章 災害応急対策計画



第 1 節 応急活動体制計画

全部（全班）

第 1 組織計画

浅口市防災会議及び浅口市災害対策本部については、風水害等対策編第 2 章第 1 節「応急活動体制計画」に準ずる。

第 2 配備体制

1 警戒体制

災害対策本部を設置するには至らないが、災害対策のための配備を必要とする場合の警戒体制は、次のとおりとし、その配備については、本庁・支所単位で行うものとする。また、支所においては、支所長の判断により、配備体制をとることができるものとするが、この場合、速やかにその旨を本庁配備責任者に通知しなければならない。

(1) 配備基準

No.	配備基準	本庁	金光	寄島
①	震度 4 の地震が発生したとき。【自動配備】	○	○	○
②	津波注意報、津波警報が発表されたとき。【自動配備】	○	○	○
③	長周期地震動階級 3 が発表されたとき。	○	○	○
④	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	○	○	○
⑤	各支所より警戒体制をとった旨の通知があったとき。	○	(○)	(○)
⑥	その他、大規模な災害が発生又は切迫し、市長が必要と認めたとき。	○	○	○

(2) 配備内容

	配備人員						
市役所本庁	警戒体制時においては、次の配備をとるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>総合調整班</td><td>(班長) 企画財政部長 (要員) 次長職以上の職員、浅口市消防団長</td></tr> <tr> <td>総括班</td><td>(班長) 暮らし安全課長 (要員) 建設課長、建設業務課長及び課長補佐職以上の職員のうち、市長が指名する者 (班員) 暮らし安全課、建設課、建設業務課職員のうち、各課長が指名する者</td></tr> <tr> <td>警戒体制班</td><td>あらかじめ定める防災体制一覧表による職員</td></tr> </table> ・消防団鴨方方面団長	総合調整班	(班長) 企画財政部長 (要員) 次長職以上の職員、浅口市消防団長	総括班	(班長) 暮らし安全課長 (要員) 建設課長、建設業務課長及び課長補佐職以上の職員のうち、市長が指名する者 (班員) 暮らし安全課、建設課、建設業務課職員のうち、各課長が指名する者	警戒体制班	あらかじめ定める防災体制一覧表による職員
総合調整班	(班長) 企画財政部長 (要員) 次長職以上の職員、浅口市消防団長						
総括班	(班長) 暮らし安全課長 (要員) 建設課長、建設業務課長及び課長補佐職以上の職員のうち、市長が指名する者 (班員) 暮らし安全課、建設課、建設業務課職員のうち、各課長が指名する者						
警戒体制班	あらかじめ定める防災体制一覧表による職員						
金光総合支所	・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員 ・消防団金光方面団長						
寄島総合支所	・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員 ・消防団寄島方面団長						

2 非常体制

No.	配備基準	本庁	金光	寄島
①	震度 5 弱以上の地震が発生したとき。【自動配備】	○	○	○
②	大津波警報が発表されたとき。【自動配備】	○	○	○
③	長周期地震動階級 4 が発表されたとき。	○	○	○
④	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。	○	○	○
⑤	各支所より非常体制をとった旨の通知があったとき。	○	(○)	(○)
⑥	その他、大規模な災害が発生又は切迫し、市長が必要と認めたとき。	○	○	○

第3 職員の動員及び参集

動員配備指令の伝達及び職員の参集等については、風水害等対策編第2章第1節「応急活動体制計画」に準ずる。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

企画財政部（本部班）
産業建設部（建設班・建設業務班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

市は、市内において震度4以上の地震が発生、あるいは岡山県沿岸に津波注意報、津波警報が発表されたときに、警戒体制をとり、地震情報及び津波情報を収集する。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 地震情報の種類等

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合

地震情報の種類	発表基準	内容
		は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

3 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、以下の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。（平成29年11月1日開始）

【南海トラフ地震に関連する情報（臨時）】

以下のいずれかに該当する場合に発表

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

【南海トラフ地震に関連する情報（定例）】

- ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合において評価した調査結果を発表

4 津波警報等の種類等

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報を特別警報に位置づけている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【津波警報等の留意事項等】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

【津波予報区】

- ・日本の沿岸は66の予報区に分けられ、岡山県は全域が一つの予報区であり、予報区名は「岡山県」である。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表。）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表（発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（注1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難とな

るため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	（沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表）

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

【津波情報の留意事項等】

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

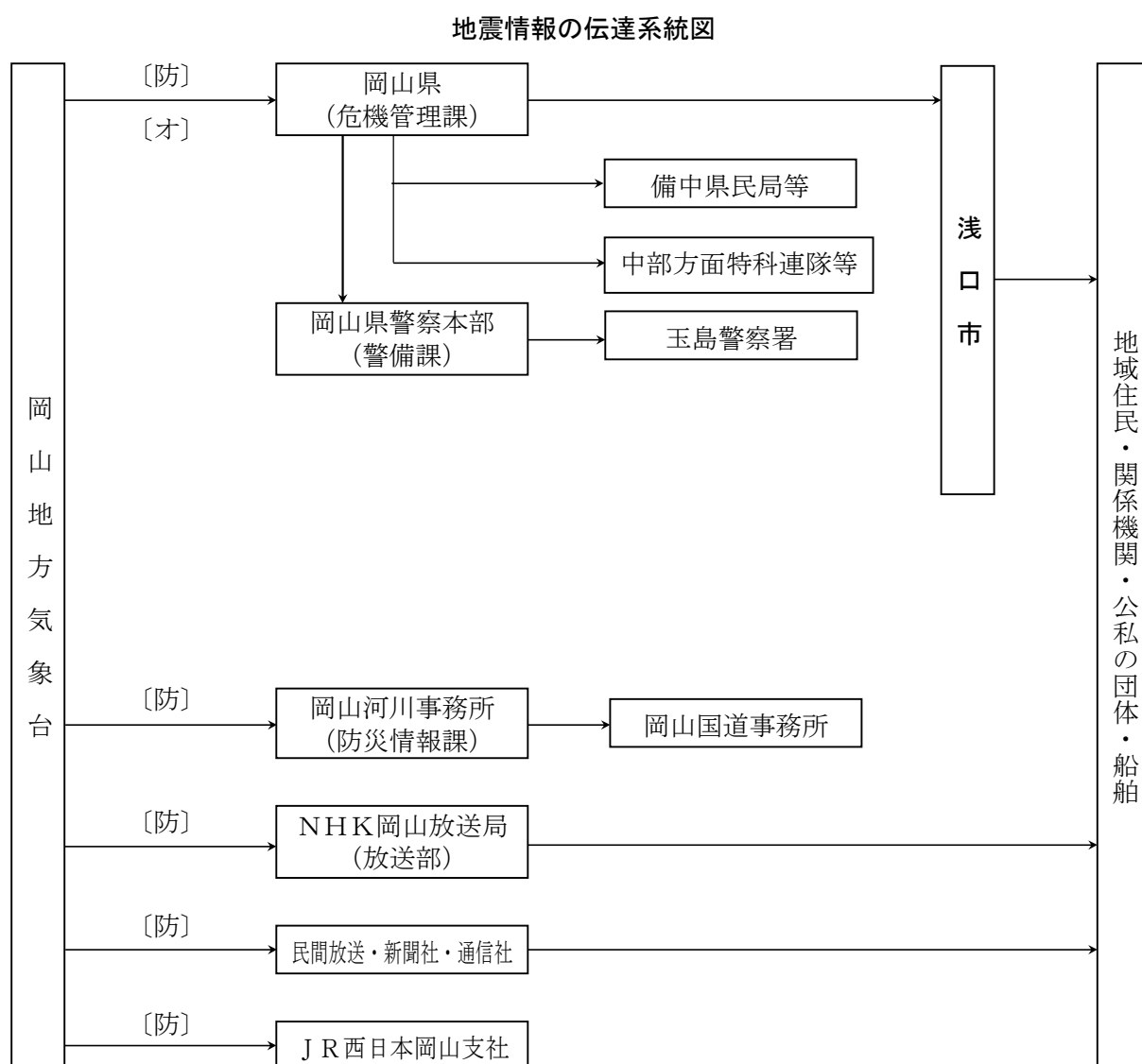
③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

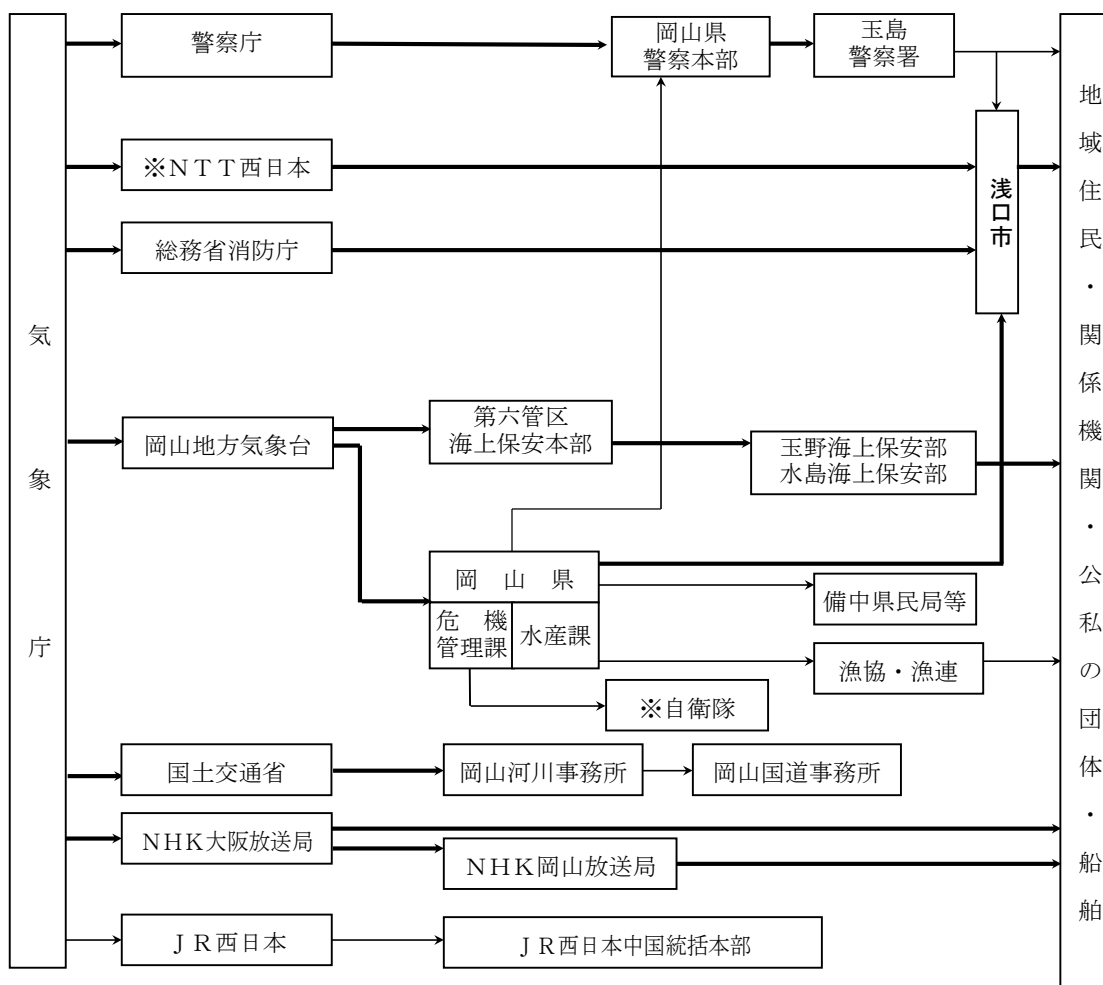


(注) ア [] 内は、通知方法を示す。

[防] : 防災情報提供システム [オ] : オンライン

イ 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

津波警報等の伝達系統図



(注) ア ※印は、大津波警報、津波警報の発表及び解除を伝達する。

イ 太線は法定等による伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。

5 地震情報等の住民への伝達

市は、地震情報及び津波情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行う。

第3節 被害情報の収集・伝達計画

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動におわれると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、市災害対策本部は、県災害対策本部をはじめ関係機関と相互に情報を収集・伝達できる体制をとる必要がある。

なお、具体的な計画については、次に掲げるほか、風水害対策編第2章第3節「被害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

1 県等への報告

大規模地震発生直後には、迅速な応急対策を実施するための情報が必要となるため、次に掲げる被害状況等を県に報告するとともに、必要に応じ、関係機関に連絡する。

- (1) 地震による被害について、把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。また、市本部を設置した場合にも連絡する。
- (2) 地震による火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び総務省消防庁に報告する。
- (3) 被害状況等については、順次県に報告するものとするが、県に報告できない場合にあっては総務省消防庁へ報告する。
- (4) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- (5) 震度5強以上を観測する地震を覚知した場合には、第一報について総務省消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない。）。また、第一報報告後の連絡方法については、総務省消防庁の指示に従うものとする。
- (6) 震度6弱以上の揺れを観測した場合は、発災後速やかに行政機能の確保状況（市行政機能チェックリスト）を県に報告する。

第4節 通信連絡計画

風水害等対策編第2章第4節「通信連絡計画」に準ずる。

第5節 災害救助法の適用計画

風水害等対策編第2章第5節「災害救助法の適用計画」に準ずる。

第 6 節 広域応援要請計画

風水害等対策編第 2 章第 6 節「広域応援要請計画」に準ずる。

第 7 節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策編第 2 章第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第 8 節 救出計画

風水害等対策編第 2 章第 8 節「救出計画」に準ずる。

第 9 節 救急・医療計画

風水害等対策編第 2 章第 9 節「救急・医療計画」に準ずる。

第10節 避難誘導計画

企画財政部（本部班）
 生活環境部（市民班）
 健康福祉部（社会福祉班）
 教育部（教育総務班・学校教育班・
 保育未来班・ひとづくり推進班・
 金光教育班・寄島教育班）
 金光総合支所部（総合支所班）
 寄島総合支所部（総合支所班）

津波警報発表時及び津波来襲時等に係る市沿岸部の避難対策については、「浅口市津波避難誘導計画」（平成21年3月）及び内閣府の「避難情報に関するガイドライン」に定めるところによるものとし、津波災害時の避難指示の判断基準は下記のとおりとする。それ以外は風水害等対策編第2章第10節「避難誘導計画」に準ずる。

なお、「浅口市津波避難誘導計画」については、今後、国・県による地震・津波被害想定や、避難誘導に係る指針等に基づき、順次修正するものとする。

津波災害時の避難指示の判断基準

避難指示	次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。なお、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ○大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ○停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
------	--

【遠地地震の場合の避難指示等】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討するものとする。

第11節 消火活動計画

企画財政部（本部班）
消防本部

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動がはばまれた。

これらのことを踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を作成しておく。

また、大規模地震により火災が広域的に同時多発し、応援を受けることを前提にした整備を図る。

1 消火活動対策

(1) 火災発生状況等の把握

市長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について、情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市長又は消防長は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、指定避難所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。

カ 地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を巡回し警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は震災の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、市長は、岡山下消防相互応援協定（資料10－1参照）第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

2 消防の応急体制の整備

(1) 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れにつき、市災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整にあたる専任者を

設置する。

イ 専任者の任務については、おおむね次のとおりである。

(ア) 緊急消防援助隊等の対応

(イ) 応援ルートを選定及び集結場所

(ウ) 応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地の市町村長又はその市町村長から委任を受けた被災地の消防長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第12節 危険物施設等応急対策計画

企画財政部（本部班）
消防本部

地震により危険物施設等が損壊又は火災等により危険な状態になり、あるいは爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあり、応急的保安措置を実施する必要がある。

このため、石油類、高圧ガス等危険物の応急的保安措置を実施する。

1 石油類施設応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

ウ 消防本部、県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 市及び消防本部の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

2 高圧ガス施設応急対策

(1) 施設管理者の措置

ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。

イ 消防本部、県警察、市等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 市及び消防本部の措置

ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。

イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第13節 交通及び輸送対策

風水害等対策編第2章第12節「交通及び輸送対策」に準ずる。

第14節 ボランティアの受入れ・活用計画

風水害等対策編第2章第13節「ボランティアの受入れ・活用計画」に準ずる。

第15節 要配慮者支援計画

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者支援計画」に準ずる。

第16節 災害広報計画

風水害等対策編第2章第15節「災害広報計画」に準ずる。

第17節 風評・パニック防止対策計画

風水害等対策編第2章第16節「風評・パニック防止対策計画」に準ずる。

第18節 食料供給計画

風水害等対策編第2章第17節「食料供給計画」に準ずる。

第19節 飲料水供給計画

風水害等対策編第2章第18節「飲料水供給計画」に準ずる。

第20節 生活必需品等給与計画

風水害等対策編第2章第19節「生活必需品等給与計画」に準ずる。

第21節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

風水害等対策編第2章第20節「遺体の搜索・処理・埋火葬計画」に準ずる。

第22節 清掃計画

風水害等対策編第2章第21節「清掃計画」に準ずる。

第23節 瓦礫等廃棄物処理計画

生活環境部（環境班）
産業建設部（建設班）

地震・津波災害時には、家屋、建築物の倒壊による混合廃棄物、道路等の公共施設の倒壊によるコンクリート殻を主体とした瓦礫が一時的にかつ大量に発生することが予想される。これらのことから、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理、リサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が重要である。

また、震災の規模によっては、市内での処分が一時的に困難なことも予想されることから、県及び他市町への受入支援の要請及び情報交換に努める。

1 施設の復旧計画

- (1) 市は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るとともに、被害状況を県に報告する。
- (2) ごみ収集作業に影響を与えるような場合には、取りあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な処理を行う。

2 廃棄物処理計画

- (1) 被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、アスベスト等の飛散防止を図りながら、原則として、公共的施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより自力で解体、処理が困難な場合を想定し、市においてその被災程度及び被災者の処理能力等を勘案した支援策を講ずるよう努める。
- (2) 市は、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場、最終処分地の確保といった災害廃棄物処理に関する総合的な計画の作成に努める。
- (3) 処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、コンクリート等のリサイクルを検討する。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。なお、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するための施設点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。
- (4) 市は、一部事務組合や県と連携し、災害廃棄物に対しても対応可能となるよう各種廃棄物の処分場や処理施設の建設の促進に努めるとともに、廃棄物の減量化、再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の整備についても検討する。
- (5) 市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

3 関係業界との協力

災害廃棄物の処理、処分は災害復旧のために可及的速やかに行わなければならないことか

ら、解体、収集、運搬、中間処理、最終処分の各段階において、関係業者の協力が不可欠である。そのため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会や一般社団法人岡山県建設業協会等の団体と、人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、災害廃棄物のリサイクルなどの処理技術の向上を図る。

また、県及び他市町と連携して広域処分対策を検討する。

第24節 防疫・保健衛生計画

風水害等対策編第2章第22節「防疫・保健衛生計画」に準ずる。

第25節 文教対策計画

風水害等対策編第2章第23節「文教対策計画」に準ずる。

第26節 ライフライン施設応急対策計画

風水害等対策編第2章第24節「ライフライン施設応急対策計画」に準ずる。

第27節 住宅応急対策計画

風水害等対策編第2章第25節「住宅応急対策計画」に準ずる。

第28節 公共施設等応急対策計画

産業建設部（建設班・建設業務班）

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

1 復旧体制の整備

市は、県及び関係機関と連携し、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

2 公共施設ごとの応急復旧計画

(1) 河川・海岸施設の応急対策

市は、県及び関係機関と連携し、地震発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

(2) 砂防施設等の応急対策

ア 市は、県と連携し、専門職員を活用して、地震発生後、直ちに砂防施設、治山施設及び地すべり・急傾斜地の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

イ 市は、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

ウ 市は、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

(3) ため池施設の応急対策

市は、県と連携し、災害発生後、直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

(4) 公共建築物の応急対策

市は、市役所庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、県に対し、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者の派遣を要請して施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

3 交通施設の応急復旧計画

(1) 道路施設の応急対策

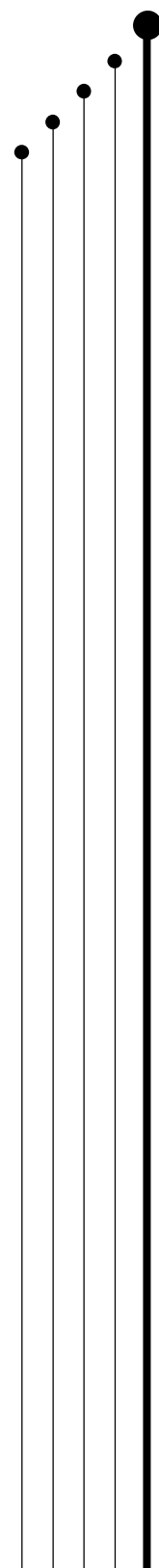
ア 市及び道路管理者等は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋りょうについては、必要に応じて仮設橋りょうの設置を検討する。

イ 市及び道路管理者等、県警察は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、関係機関等の協力を得て実施する。

(2) 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部は、自らが管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害応急対策等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び本市をはじめ関係地方自治体との連携を図る。

第3章 災害復旧・復興計画



第 1 節 被災者等の生活再建等の支援計画

風水害等対策編第 3 章第 1 節「被災者等の生活再建等の支援計画」に準ずる。

第 2 節 公共施設災害復旧事業計画

風水害等対策編第 3 章第 2 節「公共施設災害復旧事業計画」に準ずる。

第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

風水害等対策編第 3 章第 3 節「災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画」に準ずる。

第 4 節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画

風水害等対策編第 3 章第 4 節「災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置計画」に準ずる。

第5節 市復興本部の設置及び市復興計画

企画財政部（本部班）

1 市復興本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市復興計画

市は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を策定することができる。

市の復興計画は、国及び県の復興基本方針に即して、県と共同で策定することができる。

市は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 市の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第6節 激甚災害の指定に関する計画

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることにかんがみ、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

1 被害情報の収集

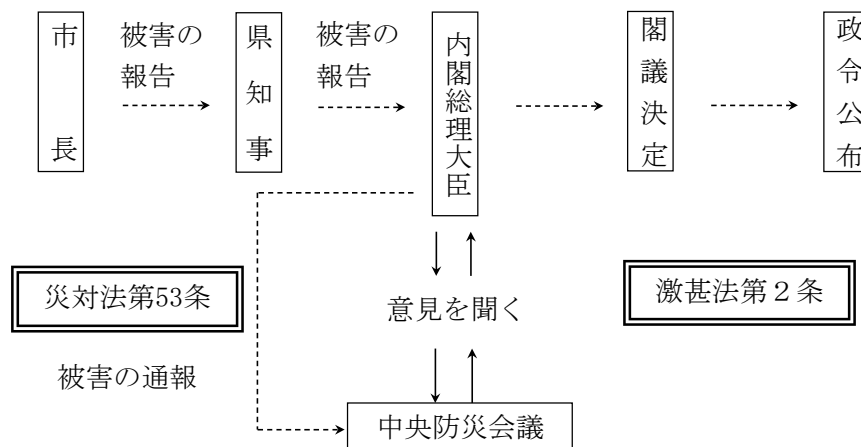
激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、市は、国の激甚災害の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

また、市は、市区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

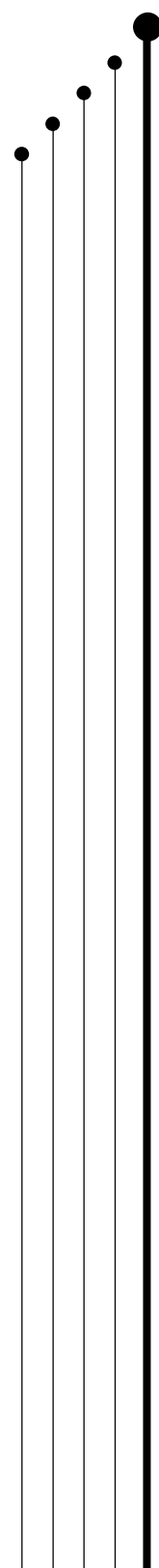
2 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きく、かつ、被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局地激甚災害」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管部である総務部が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図る。

激甚災害指定のフロー



第4章 南海トラフ地震防災対策 推進計画



第 1 節 総則

企画財政部（本部班）

1 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

(1) 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 計画の性格

ア この計画は、浅口市地域防災計画（第3編地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。

イ この計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議策定変更）等を踏まえて作成する。

(3) 推進計画の作成にあたって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

ア 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。

イ 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。

ウ 想定される災害規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまでに想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

＜平成26年3月31日内閣府告示第21号＞

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町
--

3 南海トラフ地震の被害想定

総則第4節「地震被害想定」「2 南海トラフの巨大地震の被害想定（平成24年度評価）」に準ずる。

4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

企画財政部（本部班）

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下この章において「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに浅口市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、浅口市災害対策本部条例に定めるところによるものとし、その組織計画については、本編第2章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 市長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を定める（本編第2章第1節「応急活動体制計画」参照）。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

全部（全班）

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割、地震被害状況等の情報収集・伝達については本編第2章第2節「地震・津波情報の伝達計画」及び第3節「被害情報の収集・伝達計画」の定めるところによる。

(2) 避難指示等の実施

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

(3) 本部長（市長）との連絡が不可能な場合

通信の途絶、交通の障害等により、本部長（市長）と市本部の連絡がとれない場合にも前項と同様の対応とする。

(4) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(5) 二次災害の防止

市は、地震・津波による危険物施設、魚介類の養殖施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(6) 救出活動

風水害等対策編第2章第8節「救出計画」に準ずる。

(7) 救急・医療活動

風水害等対策編第2章第9節「救急・医療計画」に準ずる。

(8) 消火活動

本編第2章第11節「消火活動計画」に準ずる。

(9) 物資調達

風水害等対策編第2章第17節「食料供給計画」、第18節「飲料水供給計画」、第19節「生活必需品等給与計画」に準ずる。

(10) 輸送活動

風水害等対策編第2章第12節「交通及び輸送対策」に準ずる。

(11) 保健衛生・防疫活動

風水害等対策編第2章第22節「防疫・保健衛生計画」に準ずる。

2 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 市は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告し、必要に応じて県から人員派遣等を受ける。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、浅口市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料10のとおりである。

市は必要があるときは、これらの応援協定に従い、応援を要請する。

(2) 自衛隊の災害派遣に関しては、風水害等対策編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

(3) 市は、災害発生時における、自衛隊や他地域からの応援活動を想定し、関係機関団体等との連絡体制を保持するとともに、受入体制の確保に努める。

4 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、風水害等対策編第2章第14節「要配慮者支援計画」に準ずる。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

企画財政部（本部班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

1 津波からの防護

(1) 河川、海岸、漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、漁港の管理者は、次の計画に基づき各種整備を行うものとし、詳細については各管理者が別に定める。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

(3) 市及び施設管理者は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。

(4) 市は、防災行政無線等の整備等の方針及び計画を定める。

2 津波に関する情報の収集・伝達等

津波警報等の情報の収集・伝達に係る基本的事項は本編第2章第2節「地震・津波情報の伝達計画」のとおりとするほか、役割分担や連絡体制の検討にあたっては、次の事項にも配慮する。

(1) 津波に関する情報が、地域住民等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。この際、要配慮者にも配慮した伝達方法であること。

(2) 津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。

(3) 船舶に対する津波警報等の伝達

(4) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

(5) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

(6) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

3 避難対策等

(1) 津波による避難情報の発令対象地区

浅口市寄島町	東安倉地区・中安倉地区・西安倉地区・国頭地区・早崎地区・大浦地区・片本地区・中新開地区・青佐地区・寄島新開地区・三郎地区
浅口市金光町	下竹地区（横部・園崎）・八重地区・占見新田地区（道木・胡麻屋）・大谷東地区（津・新田・中新田）

市は、耐震診断等を行い、原則として高齢者、子ども、病人、障がいのある人等要配慮者の保護のために、必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 指定避難所、指定緊急避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定避難所、指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難情報の伝達方法

カ 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車等の使用の禁止等）

(3) 指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣

風水害等対策編第2章第10節「避難誘導計画」に準ずる。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所等の自衛消防組織は、市長から避難指示が行われたときは、あらかじめ定めた避難誘導のため必要な措置をとる。

(5) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

イ 津波発生のおそれにより、市長から避難指示が行われたときは、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体でルールを決めて計画を策定する。また、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(6) 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

(7) 指定避難所での救護にあたっては、次の点に留意する。

ア 市が指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の自治体が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(8) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する

意識啓発のための対策を実施する。

4 消防機関等の活動

(1) 市は、消防本部と連携して、消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として必要な対策を講ずる。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土のう等による応急浸水対策
- エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- オ 救助・救急等
- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- キ 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立

(2) (1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画について、整備に努める。

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとる。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、整備、配備

5 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道、電気、ガス、通信サービス

本編第1章第9節「ライフライン施設災害予防計画」及び風水害等対策編第2章第24節「ライフライン施設応急対策計画」に準ずる。

(2) 放送

本編第2章第2節「地震・津波情報の伝達計画」に準ずる。

6 交通対策

(1) 道路

市、道路管理者及び県警察は、津波襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、あらかじめ周知するとともに、次に定める通行禁止等を行う。

- ア 危険度が高いと予想される区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限
- イ その他必要な交通規制

風水害対策編第2章第12節「交通及び輸送対策」に準ずる。

(2) 海上

ア 水島海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を呼びかけるとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に移動を命ずる等、水島港に準じた措置を実施する。

イ 漁港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、可能な限り船舶や施設利用者への津波

情報の伝達、港湾施設利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は、次のとおりとする。

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

交通施設の応急復旧計画については、本編第2章第28節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

a 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討しておくこと。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう、来場者等に対し伝達する方法を明示すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等移動させることが困難な者のための安全確保に必要な措置

(イ) 学校等にあつては、次の措置をとる。

a 当該学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあっては、重度障がいのある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

市災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1) ア各施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、市災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機器等通信手段の確保

ウ 市災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 推進計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に努める。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

企画財政部（本部班）

金光総合支所部（総合支所班）

寄島総合支所部（総合支所班）

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、本章第2節「災害対策本部等の設置等」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準ずる。

地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、市で定める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、本編第2章第3節「被害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、本編第2章第3節「被害情報の収集・伝達計画」に準ずる。

災害対策本部からの指示事項等の伝達については、本章第2節「災害対策本部等の設置等」に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

(6) 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

ア 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

イ 電気

指定公共機関の中国電力株式会社岡山支社及び中国電力ネットワーク株式会社等の電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。

ウ ガス

(ア) 指定地方公共機関であるガス事業者の岡山ガス株式会社及び（一社）岡山県LPガス協会は、必要なガスを供給する体制を確保する。

(イ) 岡山ガス株式会社等の都市ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

エ 通信サービス

通信各社は、第1編第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

オ 放送

- (ア) 指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、第1編第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。
- (イ) 指定地方公共機関の各民放放送会社は、第1編第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

(7) 交通

ア 海上

- (ア) 水島海上保安部及び漁港管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準じて行う。
- (イ) 漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準じて行う。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準じて行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

(8) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(ア) 庁舎等公共施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入力するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

上記の a ～ h における実施体制は、施設ごとに別に定める。(h においては実施必要箇所を含む)

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - c 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
 - d 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその現地本部が設置される庁舎等の管理者は、ア（ア）庁舎等公共施設に共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として中断する。

(9) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、本章第2節「災害対策本部等の設置等」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、本章第4節「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（た

だし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや、後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに間に合わないおそれがある要配慮者等の事前避難など、防災対応をとる旨を呼びかける。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

企画財政部（本部班）

次の施設等の整備計画作成にあたっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及び達し期間を定めるものとし、事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港
- (8) 通信施設
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

第7節 防災訓練計画

企画財政部（本部班）

金光総合支所部（総合支所班）

寄島総合支所部（総合支所班）

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) (1) の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 市は、自主防災組織や事業所等の参加を得て南海トラフ地震を想定した訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言や指導を求める。
- (5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 動員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

企画財政部（本部班）
金光総合支所部（総合支所班）
寄島総合支所部（総合支所班）

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震、津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震、津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合

合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(5) 正確な情報入手の方法

(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(9) 避難生活に関する知識

(10) 地域住民自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具類の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童生徒等に対する教育

市は、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者に対し、市が実施する研修に参加するよう啓発する。

5 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

浅口市地域防災計画

発行日 令和 7 年 3 月
発 行 岡山県浅口市

〒719-0295
岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
TEL 0865-44-9006

編集 浅口市企画財政部くらし安全課
